

騒音事件に関する研究会

令和4年度報告書

令和5年3月

座長あいさつ

騒音の苦情件数が減らない。典型7公害全体の苦情件数は漸減傾向にあるものの、騒音に限ってみれば、最近20年間はほぼ横ばいである。新型コロナウイルス感染症対策で在宅勤務が広まってからは、近隣騒音に関する苦情が一挙に増加した。市区町村の公害担当課等で直接対応に当たられる職員の方々は、さぞかし苦勞が多いことであろう。

公害等調整委員会(公調委)でも、受付事件における騒音事件の占める割合は約7割に達している(令和3年度)。件数が減らないことに加えて、最近はいわゆる「都市型・生活環境型」の小規模な紛争が多い。また、訴えの内容も騒音源も互いに似たような事件が散見されるのも、近年の特徴である。

私はこれまで10年以上にわたって、専門委員として数々の騒音事件で調査に当たり、また裁定等に向けた意見提示を行ってきた。その過程で、上がってきた事件を順次解決させていくだけでなく、一向に減らない騒音事件にどう対応していくべきか、考えさせられる機会が多くあった。

騒音測定を含め、現地調査の実施には多大な費用と労力と時間がかかっている。言うまでもなく、公調委の運営は国費で賄われているのであるから、業務は効率的に進めなければならない。事件解決によって得られる成果は、広く波及的に効果を及ぼすものでなければならない。近隣騒音に係る小さな事件まで公調委で扱う理由は何か。都道府県公害審査会等とは、どのように役割分担をすべきか。扱った事件で得られた知見やノウハウはどのように集積し、関係者間で共有すべきか。

新しい技術や製品の開発・普及に伴って、次々と新たな騒音源が生み出される(近年では、風力発電施設や家庭用ヒートポンプ給湯機などが、その例となろうか)。したがって、特に新種の紛争については、将来大きな騒音事件に発展しないよう、まずは慎重に扱うことが求められる。しかし一方で、多くの労力を費やしたにも拘わらず、結果的に取り下げられてしまった事件も少なくない。その中には、対応に時間がかかりすぎることが原因であったと思われる事例も見受けられる。我々の取り組みは、これで正しかったのであろうか。終結した調停事件等の情報が広く社会に還元できる仕組みになっていないのももどかしい。

令和4年5月に開催された「公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム」で、私はこのような悩みを率直に訴えてみた。関係する皆さんも同じように感じていらっしゃるであろう、幸い、私のこの悩みは多くの方々の共感を得ることとなった。「次の50年に向けて、公調委の業務の進め方を見直してはどうか」、そう考えて立ち上げられたのがこの「騒音事件に関する研究会」であり、一年目の議論の成果をまとめたものがこの報告書である。公調委の委員の方々をはじめ、3回の研究会の運営に当たられた関係各位に改めて感謝申し上げたい。

騒音問題を未然に防ぐ、あるいは起きてしまった騒音問題を円満に解決するには、お互

いの「コミュニケーション」が大切であるとたびたび説かれる。当事者間どうし、日頃からお互いの顔が見えていれば不満を募らせることもないであろうし、早い段階で問題に対処できればコトは大きくならずに済む。公調委の業務運営についても、きっと同じことが言えるであろう。本報告書が、公調委の内部のみならず、都道府県・市区町村の担当者等、関係の方々と公調委との「コミュニケーション」を促進し、今後の円滑な業務遂行に資することとなれば大変嬉しく思う。

騒音事件に関する研究会

座長 倉片憲治

目次

I. 騒音事件に関する研究会の目的と今年度の概要	1
1. 設置の背景と目的	1
2. 構成員及び出席者	1
3. 令和4年度の議題	1
II. 騒音事件、騒音公害苦情相談の現状と課題	3
1. 公調委が扱った近年の騒音事件の状況	3
(1) 騒音事件の処理状況	3
(2) 騒音事件処理における調査の実施状況	6
(3) 地方自治体の対応との関係	8
(4) ヒアリング:神奈川県環境科学センターの横島潤紀氏	9
(5) 公害苦情相談アドバイザーへのアンケート	9
(6) 市区町村・都道府県における公害苦情処理の動向	10
(7) 市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方	11
III. 公調委における騒音公害問題への対応	13
1. 公調委における騒音事件処理の現状	13
2. 騒音等の分野における専門委員の役割	16
(1) 提出された測定データについて	16
(2) 現地調査における専門委員の役割と現地調査のポイント	17
(3) 職権調査における専門委員の役割とポイント	17
(4) 振動について	17
(5) 専門委員の意見書作成にあたって	18
3. 当面の実施課題	19
4. 来年度の本研究会の課題	21
(1) 地方自治体による苦情処理への支援として	21
(2) 専門委員の意見形成における情報の共有について	21
(3) 当委員会における案件処理の迅速化について	21
(4) 騒音問題の紛争処理について	21

I. 騒音事件に関する研究会の目的と今年度の概要

1. 設置の背景と目的

近年、地方自治体における公害苦情・相談の中で、騒音・低周波音・振動を原因とした苦情や相談の割合は高まっており、これと並行して公害等調整委員会(以下「公調委」という。)でも騒音・低周波音・振動を原因とした事件の申請が増加している。

これらの騒音・低周波音・振動の問題(以下「騒音問題」という。)については公調委に申請のなされた事件について知見が蓄積していることから、こういった事件への対応や地方自治体における騒音問題に係る苦情処理の動向を解析し、騒音紛争事案への対応の要点等を取りまとめることを目的として、令和4年度に公調委に「騒音問題に関する研究会」(以下「研究会」という。)を発足させ専門的な検討を行った。

2. 構成員及び出席者

研究会は、騒音事件に関する専門家で公調委の専門委員とした多数の事件を担当された騒音問題に関する次の方々を構成員とし、倉片憲治早稲田大学人間科学学術院教授を座長として進行了した。

なお、研究会には公調委の委員・顧問、事務局職員も出席し、議論に参加した。

氏名	所属	役職
倉片 憲治	早稲田大学 人間科学学術院	教授
落合 博明	一般財団法人 小林理学研究所	協力研究員
佐野 泰之	愛知工業大学 工学部建築学科	教授

令和4年度研究会の事務局は、公調委が業務を受託した(株)環境創生科学研究所が担当した。

3. 令和4年度の議題

研究会は令和4年度には3回開催し、それぞれ次の議題について検討した。

第1回(令和4年 12月 14日)

- 1) 本研究会について
- 2) 近年の騒音事件に関する動向について
- 3) 自由討論(上記及び第2回ヒアリングの内容等)

第2回(令和5年2月7日)

- 1) 都道府県審査会、市区町村苦情相談窓口等の状況について
 - 地方自治体での苦情処理の動向について
 - 都道府県担当者(神奈川県環境科学センター・横島潤紀氏)からのヒアリング
 - 市区町村の状況の把握について
- 2) 公調委が扱った近年の騒音事件についての追加解析結果について
- 3) 騒音事件における専門家の見立て・初期段階での作業工程の見積りについて
- 4) 今後の研究会の進め方について
 - 今年度の報告書の骨子について
 - 第3回研究会について

第3回(令和5年3月6日)

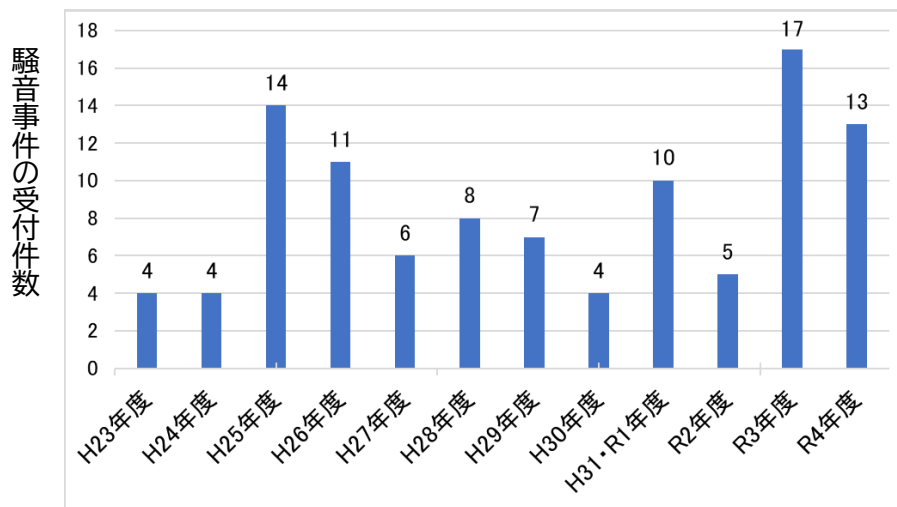
- 1) 前回議事の確認及び資料説明
 - 公害苦情相談アドバイザーへのアンケート結果について
 - 一部認容事案について
 - 代理人の有無と結果について
- 2) 騒音問題への対処について
 - ① 地方自治体による騒音問題に係る苦情処理の支援等について
 - (ア) 技術的な情報の提供・アドバイスについて
 - (イ) 紛争処理手法に係る情報の提供・アドバイスについて
 - (ウ) 市区町村・都道府県・公調委の役割について
 - ② 専門委員の意見形成における情報の共有について
 - ③ 案件処理における専門委員のかかわり方について
- 3) 今年度の報告書案について
- 4) 来年度における検討について

II. 騒音事件、騒音公害苦情相談の現状と課題

1. 公調委が扱った近年の騒音事件の状況

平成23年4月から令和5年3月までの間に公調委が受け付けた騒音事件103件(デジタル化されていない 22件は除いた。)を対象に、事実調査報告書、測定調査結果、専門委員意見書、裁定書・調停内容等をもとに事件の概要を分析し、近年の騒音事件の状況をみた。

12年間の年度ごとの騒音事件の受付件数は図Ⅱ-1のとおりであった。

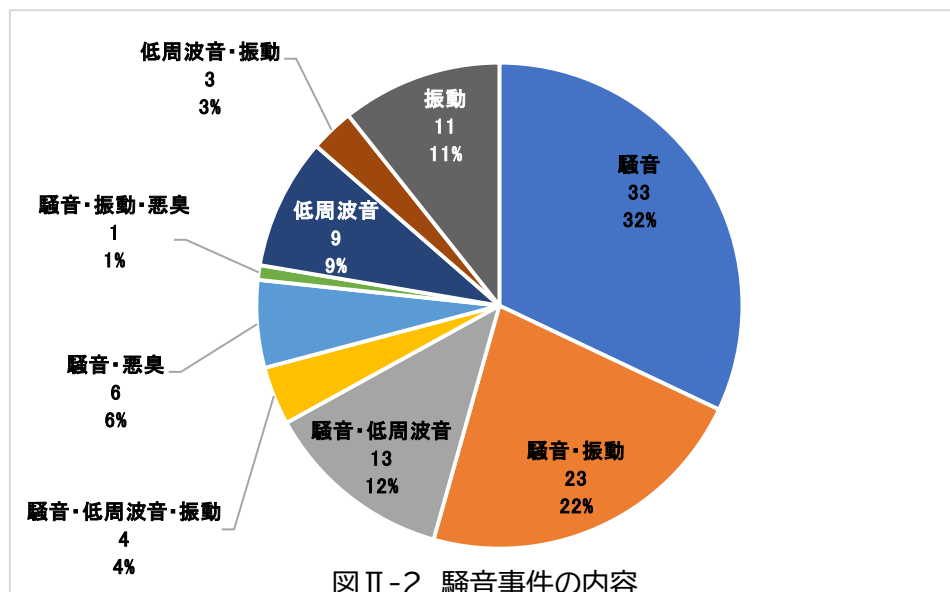


図Ⅱ-1 騒音事件の受付件数

(1) 騒音事件の処理状況

対象とした騒音事件の内容は図Ⅱ-2のとおりであった。

申請理由の割合



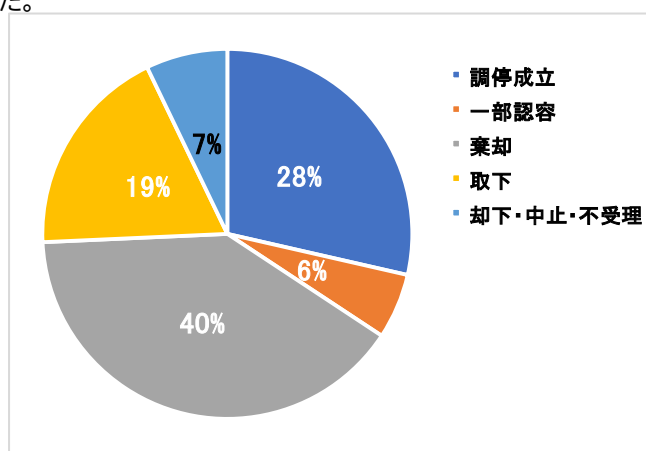
図Ⅱ-2 騒音事件の内容

令和5年3月時点での103件の処理状況は表Ⅱ-1及び図Ⅱ-3のとおりで、裁定に至った32件中一部認容は4件で、棄却が28件(87.5%)であった。

表Ⅱ-1 騒音事件の処理状況(令和5年3月時点)

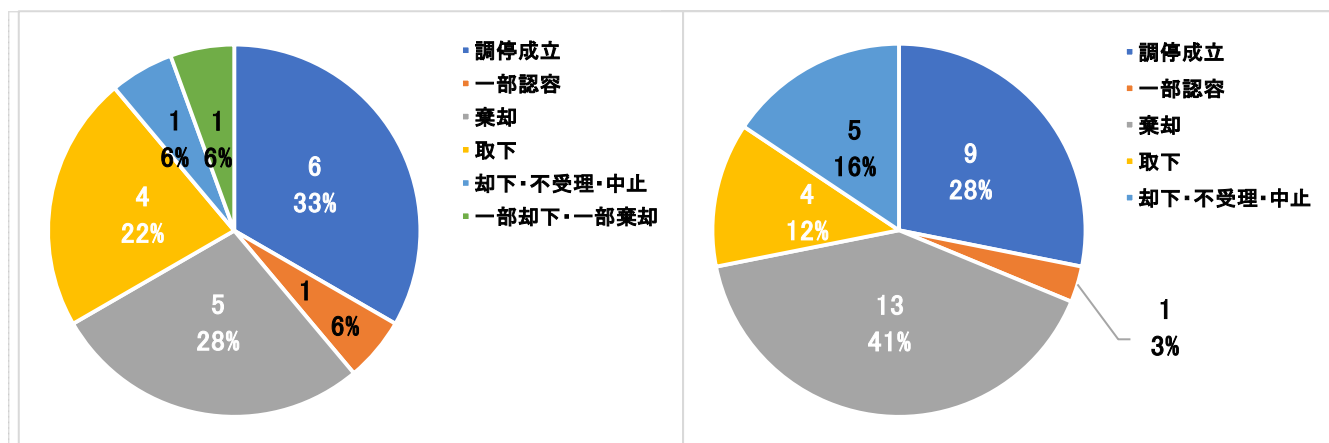
	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理 中止	継続中
騒音等事件	103	20	4	28	13	5	33

結果における、一部認容、一部棄却、一部却下の1件は「認容・一部認容」及び「棄却・一部棄却」に重複計上、裁判所からの嘱託事件において因果関係認めずとしたものは「棄却」に含めた。



図Ⅱ-3 騒音事件の処理状況(令和5年3月時点)

低周波音被害を申し出て終結した18件(他の被害と重複した件数を含む。)の結果は図Ⅱ-4のとおりで、振動被害を申し出て終結した32件(他の被害と重複した件数を含む。)の結果は図Ⅱ-5のとおりであった。両者を比較すると、低周波音事件では調停成立事件の比率が高いが、取下事件の比率も高く、振動事件では裁定で棄却となった事件の比率が高いなどの点で結果の構成割合はかなり異なっていた。



図Ⅱ-4 低周波音事件の結果

図Ⅱ-5 振動事件の結果

騒音源として、エアコン室外機、ヒートポンプ等室外給湯器、キュービクル等室外変圧器等の
 室外装置によるものは26件、建築物・土木作業地の建設・解体工事を騒音源とした事件は16
 件あった(表Ⅱ-2)。室外装置事件のうち係属中の事件を除いた19件中、調停成立は6件(3
 2%)、裁定で棄却は8件(42%)、建設・解体工事関連事件のうち係属中の事件を除いた14
 件中、調停成立は5件(36%)、裁定で棄却は5件(36%)であった。

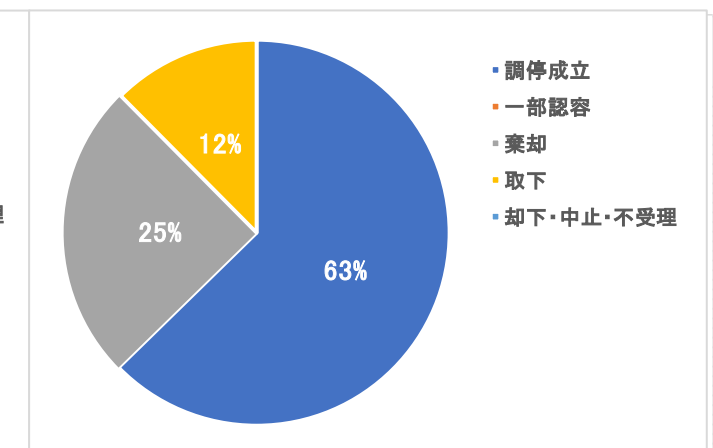
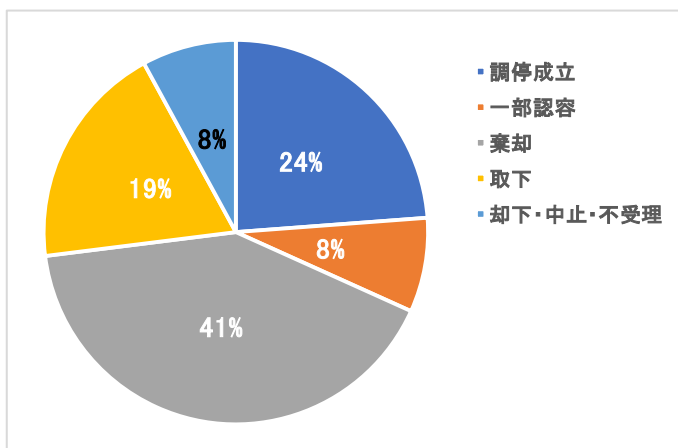
表Ⅱ-2 騒音源別にみた結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理 中止	係属中
室外装置関連	26	6	1	8	4		7
建設・解体工事関連	16	5		5	1	3	2

被申請人が事業者の場合と住民の場合の結果をみたものが表Ⅱ-3 並びに図Ⅱ-6及び
 Ⅱ-7である。騒音源が事業用地、道路、鉄道等の場合を事業者とした。また、住民には同一
 マンション内居住者間事件3件と隣地マンションの住宅駐車場を騒音源とした1件を含めた。
 事業者が被申請人の事件では係属中を除く63件中調停成立は15件(24%)、裁定で棄
 却が26件(41%)であったのに対して、住民が被申請人の場合は係属中を除く8件中調停
 成立が5件(63%)、裁定で棄却は2件(25%)で、事業者が被申請人の場合よりも調停が成
 立している比率がかなり高かった。

表Ⅱ-3 被申請人が事業者か住民か別にみた結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理 中止	係属中
事業者 (事業用地、道路、鉄道)	90	15	5	26	12	5	27
住民(住宅)	14	5		2	1		6



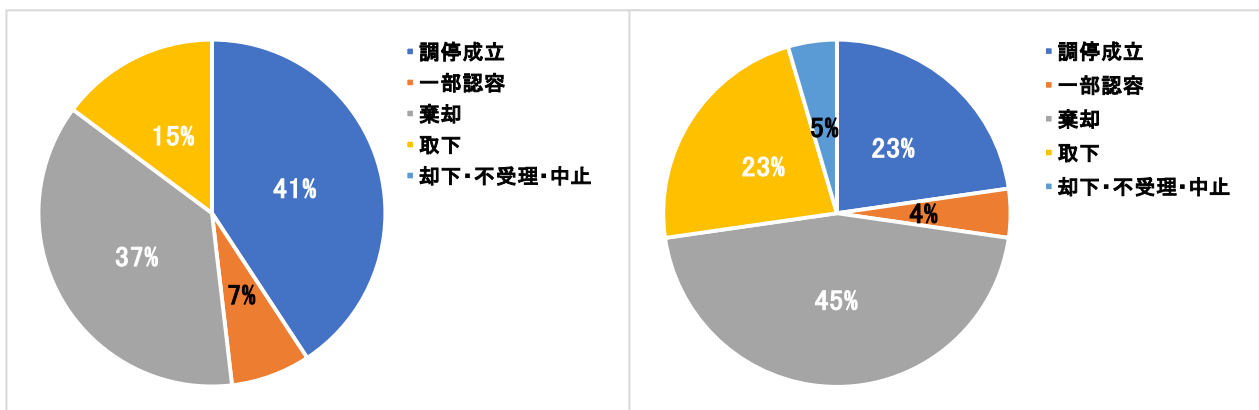
図Ⅱ-6 事業者が被申請人の場合の結果

図Ⅱ-7 住民が被申請人の場合の結果

申請人に代理人弁護士がいた場合といなかった場合の結果をみたものが表Ⅱ-4及び図Ⅱ-8、さらにそれぞれの場合に被申請人に代理人弁護士がいた場合といなかった場合の結果をみたものが図Ⅱ-9である。申請人に代理人弁護士がいた場合に調停成立の割合が高くなっている。

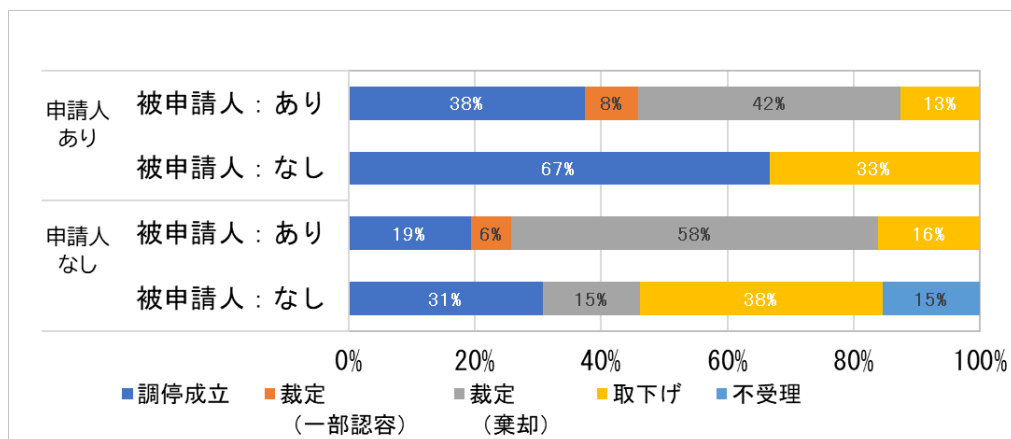
表Ⅱ-4 申請人代理人弁護士の有無と終結結果

申請人代理人	結果					合計
	調停成立	一部認容	棄却	取下げ	不受理	
あり	11	2	10	4		27
なし	10	2	20	10	2	44



図Ⅱ-8(1) 申請人代理人
弁護士あり事件の終結結果

図Ⅱ-8(2) 申請人代理人
弁護士なし事件の終結



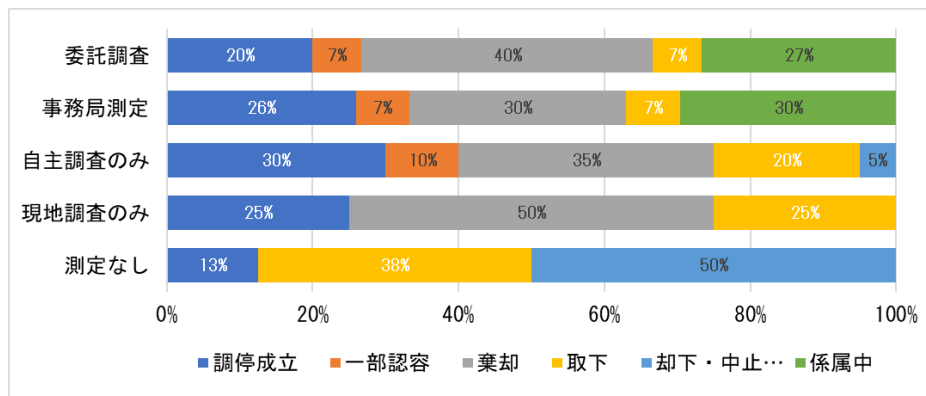
図Ⅱ-9 申請人及び被申請人の代理人弁護士の有無別にみた結果

(2) 騒音事件処理における調査の実施状況

次に、騒音等の調査の実施状況をみた。

令和5年3月時点で継続中の33件を除いた70件中、公調委として現地調査や測定が行わ

れたのは54件(77%)であった。実施した調査や測定別に結果をみたものが図Ⅱ-10である。



注:「自主調査のみ」には事務局が現地調査を実施したものを含むとともに自治体からの機器貸与、自治体による測定を含む。職権調査である「事務局測定」「委託測定」には現地調査・自主調査も実施されている事件を含む。

図Ⅱ-10 実施調査別にみた結果

申請人又は被申請人が測定データ(地方自治体を実施したものを含む。)を提出した(「自主測定」という。)事件は70件中49件(70%)にのびた。このうち、終結した事件中、自主測定データのみで終結したのは8件(11%)であった。これを結果別にみると、件数は少ないが、取下げは3件と割合が高かった。

測定データを環境基準に照らした結果と終結の結果を表Ⅱ-5に示す。測定結果が環境基準以下の場合には裁定で棄却となる場合が多いが、調停が成立しているケースもある。

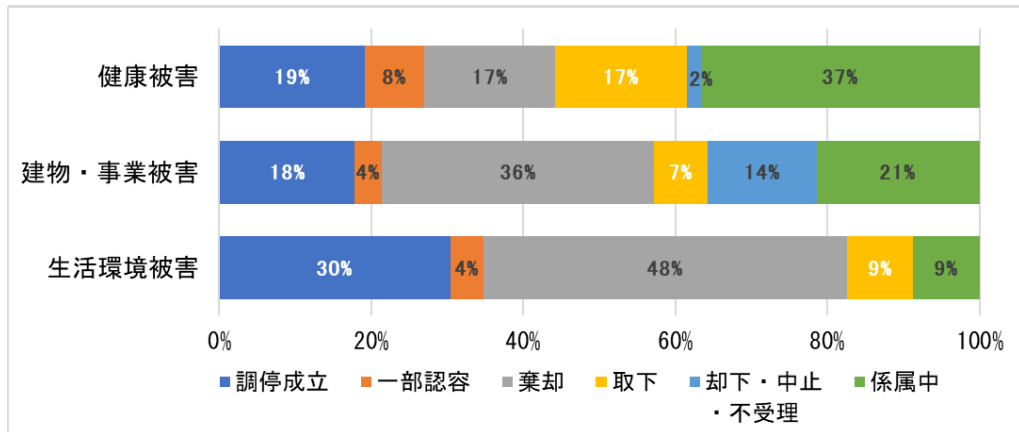
表Ⅱ-5 結果と環境基準判定結果

	取り下げ	裁定 (一部認容)	裁定 (棄却)	調停成立	計
基準超				3	3
一時期基準超		1			1
基準以下	3	1	14	4	22
その他			1	2	3
計	3	2	15	9	29

訴えた被害類型別に結果を表Ⅱ-6及び図Ⅱ-12に示す。「健康被害」が最も多く、次に「建物・事業被害」、「生活環境被害」の順であった。

表Ⅱ-6 被害類型別にみた結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下げ	却下・不受理・中止	係属中
健康被害	52	10	4	9	9	1	19
建物・事業被害	28	5	1	10	2	4	6
生活環境被害	23	7	1	11	2		2



図Ⅱ-12 被害類型別にみた結果

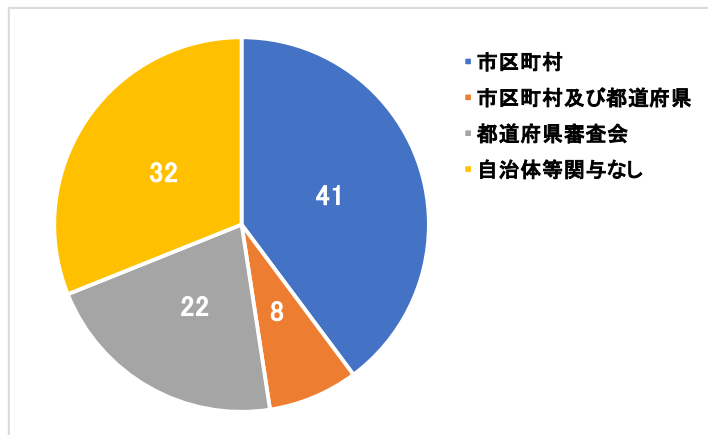
(3) 地方自治体の対応との関係

地方自治体の関与の状況を以下に示す(図Ⅱ-13、表Ⅱ-7、図Ⅱ-14)。

地方自治体の関与した件数は71件であるのに対して、地方自治体が関与していない事件は32件であった(図Ⅱ-13)。地方自治体が関与しなかった事件には、直接裁定を申請した事件、地方自治体で受付されなかった事件、裁判所からの事件などがある。

地方自治体としての関与の内容は表Ⅱ-7のとおりであった。

地方自治体の関与があった事件の公調委における終結の結果は図Ⅱ-14 のとおりであった。

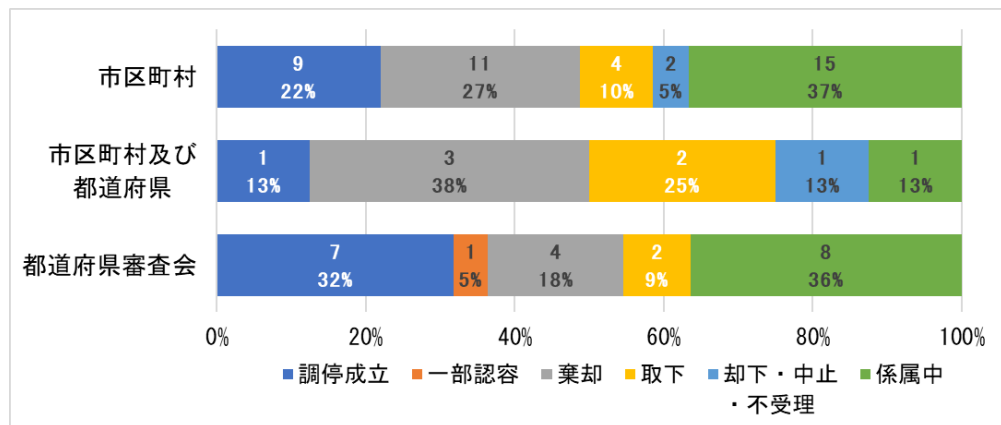


図Ⅱ-13 地方自治体の関与の状況

表Ⅱ-7 地方自治体及び都道府県審査会の関与

関与結果	市区町村	市区町村及び都道府県	都道府県審査会	計
指示不履行	1			1
打ち切り	4		16	20
相談のみ	14	5		19
測定	18	1	1	20
機器貸与	2	1		3
その他	2		4	6
不明		1	1	2
計	41	8	22	71

※市区町村・都道府県審査会の関与分は重複計上、関与なしは32件



図Ⅱ-14 地方自治体の関与のあった事件における結果の構成割合

(4) ヒアリング:神奈川県環境科学センターの横島潤紀氏

横島氏からのレクチャーは資料編のとおり。

(5) 公害苦情相談アドバイザーへのアンケート

市区町村における公害苦情への対応の実態を把握するため、市区町村の相談担当者からの相談に対応している公害苦情相談アドバイザーを対象としてアンケートを実施した。

○調査の概要:

地方自治体の公害苦情相談アドバイザー9名を対象に、回答期間を令和5年2月15日～24日とし、Google フォーム又はメールでアンケートを実施した。調査票は資料編に掲載した。

○結果の概要:

結果の概要については、資料編のとおり。

(6) 市区町村・都道府県における公害苦情処理の動向

① 地方自治体の相談受付の状況

公調委が実施している公害苦情調査では、毎年度の地方自治体の相談対応状況をみることが出来る。この調査によると、苦情受付件数は平成30年度が 66,803 件だったのに対し、令和元年度70,458件、令和2年度81,557件と増加した。令和2年度は、全体が対前年度比15.8%であったのに対して、騒音事件は 28.1%、振動事件は 24.7%の増加と、全体に比べて騒音振動事件が増加している。令和3年度に公害苦情調査に併せて実施した地方自治体アンケートによると、在宅時間の増加を理由として苦情(昼間に新たに気付いた騒音・振動・低周波音など)が大幅に増加したとの回答が多かった。

以下、公害苦情調査から騒音問題に関するデータを抜粋紹介する。

表Ⅱ-8 騒音・振動・低周波音苦情受付件数

	騒音	低周波音	振動	合計
平成23年度	15,673	189	1,902	17,764
平成28年度	15,782	234	1,866	17,882
令和3年度	18,461	294	2,301	21,056

※騒音の件数は、低周波音を除いた実数

表Ⅱ-9 受付件数と処理内容の年次比較

	受付件数		処理件数					
	新規受付	前年度からの繰越	合計	直接処理	他へ移送 (警察、国等の機関)	他へ移送の割合 (%)	翌年度へ繰越 (未処理)	その他
平成23年度	80,051	5,338	85,389	72,333	1,835	2.1%	5,872	5,349
平成28年度	70,047	4,352	74,399	63,253	1,448	1.9%	4,812	4,886
令和3年度	73,739	5,632	79,371	66,341	2,657	3.3%	5,295	5,078

② 地方自治体における公害苦情担当職員の状況

対応する現場の苦情処理担当者は兼務が多く、減員の傾向もあり(図 II-15参照)、さらに、一般的に行政機関における職員は概ね 2 年～数年で異動するため、経験を蓄積することが難しい(図 II-10参照)。こうしたことが、前述した公害苦情相談アドバイザーへのアンケートでも示された現場の声の原因の一つとみることが出来る。

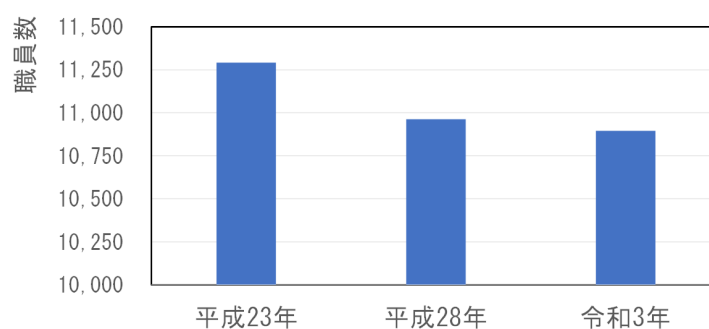


図 II -15 公害苦情担当職員数の年次比較

表 II -10 公害苦情担当職員の実務経験年数

平成28年度市町村職員（第41回公害苦情相談員等ブロック会議参加者）

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上10年未満	10年以上	計
人数	70	74	60	9	213
構成比	32.9%	34.7%	28.2%	4.2%	100%

令和4年度都道府県職員（第53回公害紛争処理関係ブロック会議参加者）

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
人数	27	11	3	4	2	47
構成比	57.4%	23.4%	6.4%	8.5%	4.3%	100%
			7			
			14.9%			

令和4年度市町村職員（第47回公害苦情相談員等ブロック会議参加者）

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
人数	67	55	33	16	8	179
構成比	37.4%	30.7%	18.4%	8.9%	4.5%	100%
			49			
			27.4%			

※平成 28 年度都道府県職員について調査は未実施

(7) 市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方

地方自治体の公害苦情相談対応は地方自治体によって大きく異なる。

いくつかの地方自治体ホームページから公害苦情処理に関する広報部分の情報を収集してみると、町村レベルではホームページもないところが多く、市レベルでも全く掲載がない、又は簡略な記載にとどまっている市もある一方、都道府県審査会と同等かそれ以上の機能をそなえ、広報も十分

行っているところもあった。いくつかのホームページを資料編に転載した。

公調委ではこれまでも地方自治体における公害苦情処理が円滑に進むよう広報・情報提供に努めてきたが、さらに改善拡張する必要がある。本研究会での 3 回にわたる意見交換から、市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方に関する発言要旨等を以下のとおり課題ごとにまとめた。

① 技術的な情報の提供

- ・ 機器の使い方、測定のポイント、測定実施判断等に関する研修
- ・ 市区町村への都道府県の支援の優良事例(低周波音の測定の実施、測定器の貸出し等)の紹介
- ・ 広域自治体と基礎自治体間、及び市区町村相互の測定器の相互貸借や機器使用情報共有の促進
- ・ 複雑な測定や計算を行うことなく騒音発生機器の規模、設置位置等から苦情発生場所の騒音レベルを推測する方法等に関する情報の提供

② 紛争解決手法に関する情報の提供

- ・ 調停に向けた調整手法の研修
- ・ 調停条項の例示
- ・ 地方自治体での調停成立等による紛争解決事例の紹介

③ 横断的な連携、情報交換の促進

- ・ ブロック会議の活用

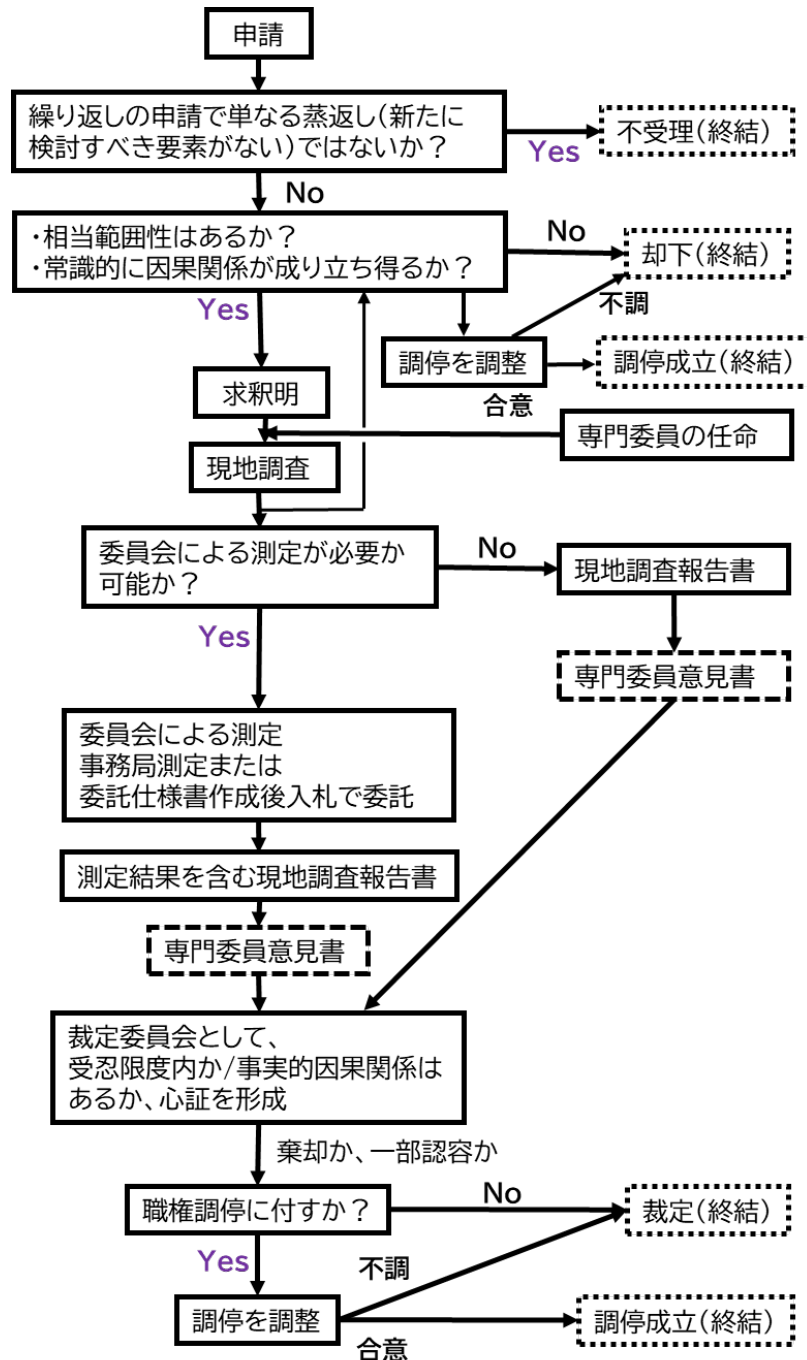
④ 個別事件における公調委と地方自治体との協働の促進

- ・ 都道府県審査会を経由した事件については、審査会へのフィードバックや関係地方自治体によるフォローアップに資するよう、審査会や関係地方自治体に対し、事件の終結結果の通知のほか、それが調停成立である場合には、調停条項の内容等に関する情報提供をすべきではないか。
- ・ 都道府県審査会で不調となった調停事件のうち、公調委による解決に相応しい事件については、都道府県審査会における測定そのほか手続の成果を活かしつつ公調委への申立てにつなぐような仕組みも検討すべきではないか。

III. 公調委における騒音公害問題への対応

1. 公調委における騒音事件処理の現状

行政型法廷外紛争処理機関(ADR)である公調委には、紛争処理に際して、常に、的確性と迅速性が求められている。現在の公調委における騒音事件の処理の流れは概ね図Ⅲ-1 のとおりである。



図Ⅲ-1 公調委における騒音事件の処理の流れ

今回分析した103件のうち、今年度最終の研究会までに終結したのは70件、このうち、裁定に至ったのは32件(裁定(棄却)と裁定(一部認容)の合計)、調停が成立したのが21件であった。これらを含め、結果別に処理期間の長短に特徴があるかどうかをみたものが表Ⅲ-1である。

概ね1年～2年半の間に終結しているが、結果別に大きな違いは認められなかった。

表Ⅲ-1 結果別にみた処理期間

	不受理	却下	取下げ・中止	裁定 (棄却)	裁定 (一部認容)	調停成立	計
～6ヶ月	1	1	3			1	6
6ヶ月～1年			6	4		3	13
1年～1年6ヶ月				6		4	10
1年6ヶ月～2年				12	1	6	19
2年～2年6ヶ月		1	3	3	1	4	12
2年6ヶ月～3年			1	2	2	1	6
3年～3年6ヶ月			1			1	2
3年6ヶ月～4年				1			1
4年～4年6ヶ月							
4年6ヶ月～5年							
5年～5年6ヶ月						1	1
計	1	2	14	28	4	21	70

処理期間の長短に職権調査の実施の有無が影響するかどうかをみたものが表Ⅲ-2である。現地調査のみの場合、測定が事務局で実施された場合、測定が委託された場合で、明らかな差はないものの、この順に処理期間が長い事件が多い傾向がみられた。

表Ⅲ-2 実施調査と審理処理期間の状況

	現地調査	事務局測定	委託測定(調査)	計
～6ヶ月	8	2	0	10
6ヶ月～1年	4	6	2	12
1年～1年6ヶ月	7	4	3	14
1年6ヶ月～2年	4	6	1	11
2年～2年6ヶ月	2	1	2	5
2年6ヶ月～3年	1	0	1	2
3年～3年6ヶ月	0	0	1	1
3年6ヶ月～4年	0	0	0	0
4年～4年6ヶ月	0	0	0	0
4年6ヶ月～5年	0	0	1	1
計	26	19	11	56

裁定に至った32件のうち28件(87.5%)は棄却、4件のみ一部認容となった。一部認容の4件の詳細を表Ⅲ-4に示す。裁定で終結した事件の大多数が棄却となったのは、経過の中で、認容の可能性が高いとなった場合には調停に移行する事件が多いためと考えられる。

表Ⅲ-4 一部認容となった4件の事案の概要、裁定の要旨、及び裁定結果の解釈

事案の概要	裁定の要旨	
ドッグスクールの犬の鳴き声で隣地居住申請人らが適応障害となった等と主張、慰謝料100～200万円の支払を求めた事案	夜間も相当な騒音が発生していたことを前提に、申請人1名については、受忍限度を超える被害として、慰謝料等44万円の限度で認容し、その余の1名については難聴であって犬の鳴き声が気になっているとはいえ、不快といった程度の被害を被っているにすぎないとして棄却	この種の事案としては低いものではなく、本来の一部認容事案といえる
ガソリンスタンド勤務の申請人らが、高架型高速道路建設により、立体交差する鉄橋の電車通過音が反射・増幅され、精神的苦痛を受けたなどと主張、道路公社等に慰謝料各自500万円等の支払を求めた事案	高架建設後、裏面吸音板取付前の騒音について、受忍限度を超えているとして、慰謝料各自3～5万円の限度で認容	一部認容ではあるが、対策がされるまでの過去の一時期において受忍限度を超える騒音被害があったとして、わずかな慰謝料額のみが認められた事案
工場近隣住民が、廃水処理施設等からの悪臭、騒音、振動により、健康被害や生活の質の低下等が生じたと主張、損害賠償金2200万円を求めた事案	申請人宅内窓を開けた状態で44dB程度、窓を閉めた状態で40dB程度。環境基準は、昼間55dB、夜間45dB、これを申請人が感知していることを前提に、健康被害の発生は認められないとして原因裁定及び責任裁定を棄却、申請人が自宅の窓を開けることができなくなったとの生活環境被害の点については、因果関係を認めて原因裁定を認容したものの、環境基準を下回っていることなどから、受忍限度を超えるものではないとして、責任裁定は棄却	一部認容ではあるが、結論としては賠償責任否定 民事訴訟ならば全部棄却に分類される事案 公調委には、事実的因果関係存否についてのみ判断する原因裁定手続があるために一部認容となった特殊な事例といえる
申請人ら宅に隣接するアパートに設定されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波音により難聴や不眠症等の健康被害を被ったと主張して、原因裁定の申請をした事案	室外機からの騒音が申請人ら宅に到達しているとした上で、当該騒音が不眠症の原因となったとは認められないものの、申請人らがこれを不快に感じていることは認め、ストレス性の感覚難聴や睡眠妨害の一因となったことが認められるとの限度で原因裁定を認容	原因裁定事案のため一部認容となったものの、賠償責任を肯定したものではなく、民事訴訟であれば全部棄却に分類される可能性が高かったと想定される

2. 騒音等の分野における専門委員の役割

公調委の特徴の一つが専門委員を任命できる点である。的確かつ迅速な紛争解決のために、専門委員の担っている役割は極めて大きい。専門委員には、各事件で対象となる公害を対象とした専門家が任命され、現地調査に同行して観察点などを指導することも多く、さらに職権による調査に際しての技術的な指導、さらには結果の分析なども実施して、専門委員としての意見書を公調委に提出することとなっている。

(1) 提出された測定データについて

- ・ 再現性のない感覚公害である騒音事件では調査に様々な限界がある。その一つが提出された調査結果である。騒音は物的証拠として残らないため、どのようなものであれ、発生当時の状況を捉えた資料は貴重である。
- ・ 騒音の測定結果は、申請人、申請人代理人、申請人依頼業者、市区町村の担当者等、いずれの者が測定したものであっても参考となる。しかしながら、暗騒音が適切に排除されたかどうか不明な資料が多い。特に、ある時間帯の騒音レベル等が1つの数値でしか表されていない場合に、その点の疑義が生じやすい。最大値が必要なのに、L10 しかない、評価のための周波数情報がない、屋内で判断したいが、屋外のデータのみ、といった条件の揃っていないデータが多い。
- ・ 騒音レベルの最小値(Lmin)、時間率騒音レベル(L95,L5)等も同時に測定されていると背景騒音の影響の程度が見積もりやすく、資料として利用しやすい。
- ・ 騒音レベルの測定と同時に適切に録音された資料(騒音計の録音機能を用いたもの等)、及び騒音レベルの連続測定データ(例えば 1 秒毎の測定値)があればなお良い。それらが存在する場合は、こちらで再分析できるよう電子データでの提出を求める。
- ・ 録音資料の場合は騒音の成分を特定する周波数分析も行えるため、さらに利用価値が高い。
- ・ 計量証明がある測定器を用いている場合、地方自治体が測定した場合などは信頼性が高いが、地方自治体の騒音計の貸出しを受けて申請人等が測定したものではありません。正確に測定が行われているかどうか疑問が残る。検定付き騒音計の使用では十分とは言えず、さらに、偽騒音計(ネットで売られている数万円の騒音計)などもある。他方、測定器の性能が保証されていなくても、異なる条件間での騒音の違いを比較する場合には、その資料が有効な場合もある。
- ・ IC レコーダ、スマホ等での録音資料は絶対値が分からないので、状況把握くらいであるが、騒音発生の証拠として貴重であり、騒音の性状をまず確認するための資料として参考にする。特に、長時間の連続録音がされたものは、騒音の発生頻度及びその時間的変化を把握する上で重要な資料となる。
- ・ ビデオカメラによる映像も、現場の状況(建物の位置関係等)を把握する資料として参考になる。ただし、これらの資料も、騒音レベルの校正がなされていないこと、マイクロホン等の

周波数特性が必ずしも平坦でないこと、圧縮ファイル形式(例えば MPEG-3)で記録されている場合があること等から、多くの場合、正式なものとしては採用しにくい。

(2) 現地調査における専門委員の役割と現地調査のポイント

- ・ 申請人からいかなる資料が提出されていようとも、専門委員として一度は現場をみて音を聞きたい。提出資料からは明らかでない騒音源、伝搬経路等が判明することがあるからである。
- ・ これまで低周波音の苦情を主に担当し、その判断のために以下の情報が必要であった。発生源と苦情者宅の位置関係、両者の位置関係、距離、両者の間の遮蔽物(建物等)の有無、対象とする発生源がある場合、発生源が見えるか否か(発生源が見える場合は、音が遮蔽されずに伝わりやすい。逆に、見える発生源が苦情対象とする音源であると誤解する場合もある。音源がたくさんある場合など、見えることで被害感が強まる可能性もある。)、周辺は静かな環境か、騒がしい環境か(都内のように発生源がたくさんある場合には、判断がしづらい場合がある。)、こうした点を確認するために、現地調査への同行は必須であると考える。

(3) 職権調査における専門委員の役割とポイント

- ・ 仮に、適切に記録された資料が申請人から提出されていたとしても、一方的に提示された資料を被申請人がそのまま受け入れるとは限らない。両者立会いの下で公調委が測定しなおすことには意義がある。
- ・ 測定の結果、騒音規制法の規制基準を満たしていないことが明らかになることもある。
- ・ 調査に立ち会うよりも調査の設計自体に関与することが重要。
- ・ 問題となる音の発生状況(季節、毎日か時々か、発生時刻等)、発生源の稼働状況との対応(気象との関係、工場であれば稼働時間等)、特定の季節・条件、風向・風速との関係、夜間のみ苦情の場合、暗騒音との関係性(対象音の音圧レベル、耳鳴りとの関連性等)などの情報も確認しなければならない。
- ・ 測定時の騒音発生状況の記録や体感記録がないと、対象と推定された音源によるものか否かの判断はできない。
- ・ 最低限でも、現場で音を聞くことが必要である。
- ・ 申請人が訴えるとおりの騒音が観察されるとは限らないことが常に問題となる。騒音発生条件(時期、周囲の環境等)が以前とは異なること、被申請人が意図的に騒音源を操作する余地のあること等がその理由である。
- ・ 騒音がいつ発生するか分からない場合には、できれば長期間の連続測定・録音ができるとうい。

(4) 振動について

- ・ 振動による建物損傷が申請理由になるが、最大値で振動規制法満足していれば、損傷するこ

とはないのではないか。

- ・ 住宅内を歩行、小走りすれば、花瓶ががたがた動く 1G(120dB)程度の振動、5年に1回くらいは震度 3 程度(80dB)が発生している地域が多い、台風が来ても、建物は揺れる、さらに、湿気、日々の熱膨張・収縮など経年劣化で生じる。申請人の目的が「公費により、データを得たい。苦情の材料集め」などの要素がないか、考える。振動の人に対する影響については、建物内部で振動を感じる場合、大半はクレームになるが、バスや電車で振動を感じてクレームを言う人はいない。仮説現場事務所や安普請の家(諦めている)などは苦情にならない傾向がある。
- ・ 規制基準を超えていれば、問題あり、といえるが、感覚閾値～規制基準を越えない場合、振動発生源の公共性必要性、時間帯等により判断は異なる。感覚閾値以下なら問題無しとするが、建物増幅で家屋内は揺れを感じ、水平方向が影響している場合もある。
- ・ 振動に対する対策はほとんど期待できない(費用対効果が見込めるものはない)。発生源が公共的なものはあまり厳しくできない(例えば、利用規制や対策による費用負担→運賃の増加など社会的影響など)。
- ・ 請求の根拠が薄弱なケースの場合など、申請人は、自身の訴えを通すためいろいろ考えて指摘し、測定結果や評価方法(評価の文献)の意図を都合良く解釈し、主張することがある。「専門委員の意見書」の内容が申請人に対し不都合な場合、「意見書に対する攻撃」が概ね行われるが、それに対する、客観的指摘が難しいと感じる場合がある。裁定委員とのコミュニケーションが重要であると思う。
- ・ 現震度階は計測震度になったため、振動レベルからの換算は困難である。
- ・ 判断に参考となる文献は以下のとおり。
 1. 「震度を知る 基礎知識とその活用(気象庁監修 ぎょうせい)」
 2. 地盤振動と対策 基礎・法令から交通・建設振動まで 江島 淳 集文社
 3. 伊奈「建設工事による建物振動被害の判定手法」日本建築学会環境系論文集、2012年 77 巻 676 号 p. 453-460

(5) 専門委員の意見書作成にあたって

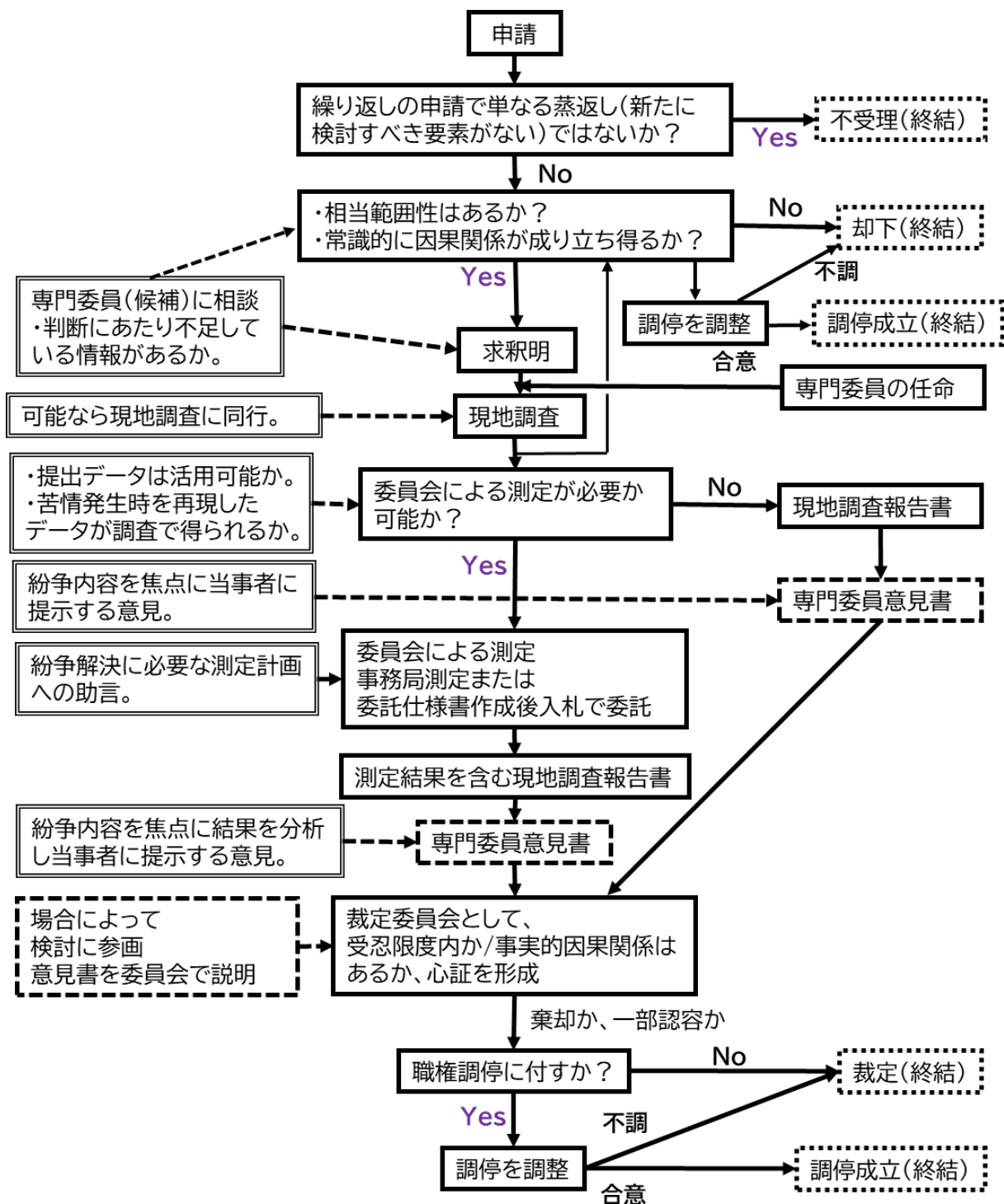
- ・ 常に、自分の意見書が偏ったものになっていないか、気になる。他の専門委員がどうしているか知りたい。他の専門委員の意見書を閲覧させてもらいたい。
- ・ 専門委員同士で意見交換したことはないが、できれば望ましいと思う。
- ・ 公調委がどう判断するのか、意見書をどう読むのか知りたい。かつては、意見書提出ではなく、進行協議や裁定委員会に出席して意見を述べていた。
- ・ 医師による診断書については主観的症状以外に客観的な診察結果の記載があると有用である。
- ・ 苦情を申し立てる世帯数や人数は情報となる。申し立てる世帯が多ければ、広範囲の苦情；実際に大きな音が発生している可能性を示唆する。

- ・ 環境省「低周波音対応事例集」p.5-7、「申し立て内容の把握」のポイントも参照。
- ・ ハウスメーカーへの騒音クレームは、純粋な騒音問題であることは少ない。半数以上は「雨漏り」などほかの瑕疵が起因になっている。

3. 当面の実施課題

3 回にわたって資料も参照しつつ、意見を交換してきた結果、当面の実施課題とすることとして、以下の3点が考えられる。

- ① 申請を受け付けた早期の段階からの専門委員の関与と、裁定委員会への参加(図Ⅲ-2)。
- ② 専門委員と公調委とのコミュニケーションを活発にするために協議会を設置
- ③ 専門委員意見書作成に資するため、他の事件、他の専門委員意見書の閲覧



図Ⅲ-2 公調委における騒音事件の処理への専門委員の早期からの積極的な参画

4. 来年度の本研究会の課題

(1) 地方自治体による苦情処理への支援として

- ① 当委員会処理事件とともに各都道府県審査会での調停成立事件等を参照しつつ
 - ・対応の初期の段階において問題の程度を評価する方法(見立て)
 - ・特に審査会事例を参考に、話し合い、調停の進め方
 - ・問題によって測定が必要かどうかを判断するための考え方等を示してはどうか。
 - ② 当委員会処理事件における調停内容を類型化して示してはどうか。
 - ・ハード面での対応、ソフト面での対応、それまでの取り組みの評価、現状確認などどうか。
 - ③ 地方自治体との情報共有、地方自治体への情報提供の推進方策を検討してはどうか。
 - ・どのような情報であれば共有する意味があるか、提供が可能か。
 - ・市区町村を対象とした都道府県による研修会の実態をまとめてはどうか。
- * ①②③については 10 月以降順次開催される令和5年度公害苦情処理に関する地方自治体ブロック会議において当委員会から提示することを目指すべきではないか。

(2) 専門委員の意見形成における情報の共有について

- ① 各専門委員の独立性を担保しつつ、紛争処理を目指す基本的な方向性を共有して意見書を作成いただく観点から、専門委員と公調委で例えば協議会を設けることを検討してはどうか。
- ② 各専門委員の作業の効率化を目指す観点等から既出意見書の閲覧共有について、専門委員間で共有可能な範囲や条件を確認し、可能な範囲で実施してはどうか。

(3) 当委員会における案件処理の迅速化について

- ① 専門委員に事件処理の早期から関与していただく場合の案件処理の流れを実施し、検証してはどうか。
- ② 裁定委員会としての
 - ・対応の初期の段階において問題の程度を評価する方法(見立て)
 - ・問題の程度からみて測定が必要かどうかを判断するための考え方について、構成員の助言を取りまとめていただいてはどうか。

(4) 騒音問題の紛争処理について

- ① 上記課題について、より多面的に捉える観点から、必要に応じてヒアリングを実施してどうか。

注: 図中の構成比の数値は、四捨五入しているため、個々の値の合計は必ずしも 100% とならない場合がある。

1 騒音事件に関する研究会資料 議事要旨

- 1-1 第1回議事要旨
- 1-2 第2回議事要旨
- 1-3 第3回議事要旨

2 公害等調整委員会が扱った近年の騒音事件について

3 地方自治体(都道府県及び基礎自治体)での公害苦情処理の動向について

4 有識者へのヒアリング

- ・騒音・振動・低周波音問題への対応について
神奈川県環境科学センター 横島潤紀氏(第2回研究会資料)

5 公害苦情相談アドバイザーへのアンケート

- 5-1 公害苦情相談アドバイザーへのアンケート案(第2回研究会資料)
- 5-2 公害苦情相談アドバイザー・アンケート結果(第3回研究会資料)

6 参考資料

- 6-1 地方自治体の公害苦情相談窓口に関するホームページの例(第2回研究会資料)
- 6-2 機関誌「ちょうせい」誌上セミナー 騒音・低周波音について(第1回～第4回)公害苦情相談アドバイザー・アンケート結果(第3回研究会資料)

令和4年度 第1回騒音事件に関する研究会 議事概要

1. 開催概要

日時：令和4年12月14日（水曜日）10時30分～12時00分

会議方式：対面・ハイブリッド会議

会議会場：公害等調整委員会委員会室（1013号室 中央合同庁舎第4号館10階）

出席者：

【構成員】倉片座長、落合構成員、佐野構成員

【公害等調整委員会】永野委員長、野中委員、上家委員、都築委員、若生委員、大橋委員

【公害等調整委員会事務局】小原次長、田中審査官、横田審査官、田之脇審査官

【研究会事務局】小松所長、尾上研究員、吉沢研究員

2. 議事概要

議事1「本研究会について」に続いて、議事2「近年の騒音事件に関する動向について」について公害等調整委員会事務局から説明を行った。その後、議事1及び議事2の質疑応答及び審議を行った。

質疑応答及び審議の主な内容は以下の通りである。

なお、本概要では、論点ごとに取りまとめる。

(1) 公害としての騒音事件について

- ・ 公調委は紛争解決機関であるため、迅速かつ適正に判断することが求められ、事案に応じて調査収集すべき情報の範囲を適切に見極める必要がある。そのため、着手の段階で、対応方針などを見極めることが重要ではないか。そのために、過去の事案分析は参考になるのではないか。
- ・ 迅速かつ適正な判断を行う上では、1つは手続きの効率化、もう1つは類型化など作業の効率化があるのではないか。
- ・ 類型化し判定しやすくすることは良いが、公調委の案件は特定・特殊なケースが多く、ケースバイケースの判断もあることから、その分けも出来ると良い。
- ・ 騒音事件は現在7公害中最も多くを占めているが、土壌汚染や水質汚濁などと異なり試料や汚染物質による再現性がない点が難しいところではないか。騒音、低周波音はいわゆる感覚公害であり、環境基準等による判定だけでは解決が困難な面もあるのではないか。
- ・ 取下がかなりあるが、いつの段階で、どのような理由で取り下げたか、を分析してはどうか。取下は、調査の結果により事案が明らかになった場合、被申請人が移転した場合、すでに対策を講じた場合、申請人が物理的措置（引っ越し、対策）を講じた場合などがあつたが、分析は可能ではないか。公調委のリソースを有効に活用する上で

も重要な作業ではないか。

- ・ 公害相当性が確認できず、むしろ相隣問題ではないかと疑われる事件もあり、申請段階で、国費を投入して取扱う妥当性を判断する必要があるのではないか。
- ・ 被害の範囲については、申請人が複数世帯の場合は判断しやすいが、類型化するの難しいのではないか。
- ・ 案件の中には、騒音や低周波音が原因ではなく、耳鳴り等の自身の問題が原因と思われる苦情もある。高齢になると聴力は低下し、耳鳴りなども出現しやすくなるため、申立人の年齢と苦情内容や審査との関係の分析が必要ではないか。
しかしながら、申請書等には年齢の記載がない場合が多い。年齢による騒音感覚の違いは重要であるが、年齢による苦情内容の分析は難しいのが現状である。
- ・ これまでの事案の分析により、ある程度類型化は可能ではないか。騒音紛争事案へ対応の要点もまとめることが出来るのではないか。

(2) 職権調査について

- ・ 職権調査については、現地確認、事実調査、公調委事務局による測定、委託による測定等、さまざまな対応があるが、時間的、人的経費的な観点から、費用対効果を考慮して実施すべきではないか。
- ・ 調査の要否は、個別の事件による判断するのが実情であるので、一律に類型化することは出来ないのではないか。
- ・ 過去事件について調査実施と所要期間について分析してみてもどうか。
- ・ 委託調査、既存調査の活用等で事案処理に係る時間も異なるため、手続きの効率化を検討するため、処理時間を比較してみてもどうか。
- ・ 被害を訴えた時期と職権調査の実施時期が異なるため、職権調査も裁定等における決定的根拠にはなりにくい面もあるが、第3者である公調委による測定は説得材料としては有効ではないか。
- ・ 他の騒音源や暗騒音などがあり、職権調査を実施しても騒音発生源を特定できない事件が多くあるのではないか。
- ・ 騒音発生源の機器によって騒音レベルの類推ができるのではないか。騒音発生源の機器に不具合があるときに騒音苦情の原因となっている場合があるので、運転状況も考慮する必要がある。

(3) 提出された調査について

- ・ 各申請人または被申請人が提出した自主測定または自治体測定の実測データ等は、計測器、測定方法が様々であり、判定に耐えうるか判断が難しい。証拠書類上のみで整理するには限界があるが、解決のために必要な分析を実施し、傾向や課題を把握することはできるのではないか。

- ・ 一方、当事者から提出された騒音データが自動測定器等で測定した多量のデータとなっている事件や、測定対象や条件を記載していない事件も増えており、判定に使用可能な測定方法を示すだけでも処理できるケースが増える可能性があるのではないかな。
- ・ 騒音源とされた機器の機種や距離などである程度判断できないか。可能であれば、これは、地方自治体でも活用できると期待できる。

(4) 終結について

- ・ 公調委では裁定事件として受け付けて、職権で調停に切り替えることができる。
- ・ 裁定に至り棄却又は認容となる場合以外に、調停となっても裁定における棄却に近い結論となったもの、実質的に取り下げに近いものも調停条項の調整によって調停として終結しているものがある。裁定で終結するよりも紛争解決効果があると期待できるので、こういった事案の分析も重要ではないかな。

(5) 専門委員の判断、意見書について

受忍限度の判断は公調委が行うものであるが、基準等に照らした意見について専門委員の考え方は必ずしも統一されているわけではない。専門委員同士は個別の事件について意見は交換しない。専門委員間の認識の共有は有益ではないかな。このため、特定しない範囲等必要な処理の上で過去の専門委員意見書の閲覧、共有等検討できないかな。

- ・ 専門委員を指名した段階で、どのような事案か、何が争点か、事前に何が解明されているか、職権調査は必要か、どのような調査が必要か、といった観点から意思疎通を図っていくことが重要ではないかな。

(6) 公調委と都道府県審査会における調停について

- ・ 調停は、都道府県をまたがる、大きな事件などの調停は公調委で、それ以外は県の審査会で受付となるが、裁定は公調委の専管である。
- ・ 実際は、自治体で対応できない、あるいは弁護士の判断等により直接公調委に申請される事件があり、公調委で扱うことが適当かどうか疑問のある事件も受け付けているのが現状。自治体における紛争解決を支援することによって、双方の負担を軽減することができるのではないかな。
- ・ 行政の人員や予算の削減、部署の統廃合等に伴い、都道府県間の差が大きくなっているのではないかな。また、中核市に権限を移譲した場合など、十分な対応ができなくなっているのではないかな。
- ・ 類型化、パターン化により、公調委と審査会が分担する事件を整理できるのではないかな。

(7) 市区町村における苦情相談について

- ・ 市区町村によっては騒音測定機器がなく、専門家、担当者も少なく、出来ることが限られる。市区町村の担当者に専任は少なく、専門性も担保できないことから、紛争処理能力が限られる自治体が多いのではないかな。
- ・ 公調委で毎年行っている市区町村の公害苦情処理統計を分析してみてもどうか。
- ・ 苦情処理担当者が、機器による測定が必須であると思いつているケースもあるのではないかな。紛争解決策についての事案や知見を示すことで市区町村の相談窓口での相談機能、スクリーニング機能を高めることができるのではないかな。

(8) 地方自治体へのヒアリングについて

- ・ 次回の会議では、神奈川県横島氏を招へいし、ヒアリングすることが予定されている。横島氏に事前にヒアリング事項を整理して伝えておく必要がある。
- ・ 以下の内容を事前に連絡しておいてどうか。
 - ① 県としての騒音関係の取組みはどのようになっているか
 - ② 県の審査会には環境研究所は活用されているか
 - ③ 県の審査会では騒音等測定の要否をどのように判断しているか
 - ④ 県としては県内自治体の公害苦情相談窓口に関し何か支援をしているか
 - ⑤ 県の担当者や環境研の専門家は市町村の担当者と連携しているか
 - ⑥ 公調委に引き上げてほしい事案はどのような事案か、県では扱えないと感じるような事案はどのような事案か
 - ⑦ どのような情報を公調委から発信してほしいか
- ・ 市区町村での苦情処理については、職員の配置はどうなっているか、職員に対する専門性向上の取組み・研修等はどうなっているか、専門家は関与できる体制があるか、住民への相談窓口についての広報はどうなっているか、等を把握することも重要である。

これらの情報については、市区町村間でばらつきが大きいことから、限られた人へのヒアリングでは全体像が掴めるかどうか疑問であり、毎年市区町村には調査やブロック会議を実施しているので、それらを使ってある程度、現状や課題を抽出できるのではないかな。次回、次々回に向けて作業することとしたい。

- ・ 市区町村の相談窓口についてさらに詳細な内容を把握する必要があるかとなった場合には、来年度ヒアリングを行うこともあり得るのではないかな。
- ・ 都道府県の担当者、市区町村の担当窓口の担当者と一緒に話し合う場があってもいいのではないかな。

以上

令和4年度 第2回騒音事件に関する研究会

議事概要

1. 開催概要

日時： 令和4年2月7日（水曜日）10時30分～12時30分

会議方式：対面・WEBハイブリッド

会場： 4号館10階公調委委員会室

出席者：

【構成員】 倉片座長、落合構成員、佐野構成員

【公害等調整委員会】 永野委員長、上家委員、都築委員、若生委員、野中委員、荒井顧問

【公調委事務局】 小原次長、田中審査官、横田審査官、田之脇審査官、高野調査官

【研究会事務局】 小松所長、杉山研究員

2. 議事概要

第1回議事録の確認ののち、議事1「都道府県審査会、市区町村苦情相談窓口等の状況」に入り、まず、地方自治体での苦情処理の動向について、公調委および事務局から資料を説明し質疑を行った。次いで、神奈川県環境科学センター・横島潤紀氏からのヒアリングを行い、横島氏とともに意見交換を行った。そして、市区町村の状況の把握のための公害苦情相談アドバイザーへのアンケート実施について公調委から提案し、意見を求めた。なお、横島氏には本会終了まで参加していただいた。

続いて議事2「公調委が扱った近年の騒音事件についての追加解析結果」として、審理処理期間、取下げの事案概要、代理人の有無と終結結果、地方自治体の関与状況、裁判所の関与状況等を事務局および公調委から説明を行った。

議事3「騒音事件における専門家の見立て・初期段階での作業工程の見積もり」について、倉片構成員提供資料「提供された情報における申請人の主張の妥当性等の判断について」落合構成員から提供資料「判断のためにはどういった情報が必要か?」佐野構成員から提供資料「判断等」をもとにそれぞれ意見が述べられ、その後意見交換を行った。

議事4「今後の研究会の進め方」について、次回今年度最終回の進め方と今年度の報告書の方針について確認した。

主な発言要旨は下記の通り。

● 公害苦情処理の動向について

- ・ 苦情件数増加の背景には、新型コロナの影響があり、全体に比べて騒音振動事件が増えている。自治体アンケートによると、在宅勤務になったことで昼間に新たに気付いた苦情(騒音・

振動・低周波音)が増加。令和2年度がピークであったが、大都市圏を中心に高止まりしている。

- ・ 対応する現場の担当者の減少は明らか。経験年数も短くなっており、現場の疲弊の原因とみることができる。
- ・ 町村レベルでは HP もないところが多いなど、市町村レベルでの対応のばらつきはやむを得ない。

● 横島潤紀氏からのプレゼンテーション

■ 神奈川県環境科学センターとしての関わり

- ・ 環境科学センターは、県の試験研究機関であり、県民への直接対応はしない。
- ・ 30年前は市町村がやるべき仕事として積極姿勢はなかったが、10年くらい前から案件が増え、市町村からの依頼があり、県の専門機関としてやれることがあるのでは、ということで、依頼があれば調査を行う現在の形になった。市町村が測定する際の技術支援、実質上は測定も実施している。市町村では報告書も自力で作成できない場合もあり、センターでひな型を作成し、市町村を支援することもある。報告書は市町村職員が苦情相談者(住民)へ説明するが、必要があれば同席することもある。
- ・ 住民から市を通しての依頼もある。県議会、県行政からの依頼には対応する。

■ 依頼事案の傾向について

- ・ 環境センターへくるのは込み入った事例である。
- ・ 意外に交通騒音がある。道路交通騒音では騒音と振動が同じ割合、交通量の少ない地域でのバス走行などの例も多い。
- ・ 低周波音に関する依頼が多い。市では、低周波音の測定器がない、あっても知見がないため発生源などを特定できない、といったことで職員は苦労していると思う。

■ 苦情処理について

- ・ 苦情処理は、調査が順調に行く場合で1か月、概ね2~3か月かかる。また発生原因がわからない場合、1年間かかる場合もある。
- ・ 測定結果を市町村にフィードバックするが、申請者が納得しない場合さらに測定を追加するなどにより対応している。
- ・ 繰り返し調査したことで依頼人が現状に納得して解決になった例がある。参照値は超えないものの、深夜頻回の高架橋通過騒音で解決できず苦労した事例もあった。基準値を超えなくなるまで対策を実施しても依頼人の不眠は解消されず、依頼人の就寝時刻にあわせて2時間工場の操業を停止することで解決したケースがある。深夜の騒音では、本当に日常生活への影響があるのか疑わしいと感じることがある。基準を超えないが、確かにうるさいと感じる現場では、繰り返しの調査と対話によって、依頼人が納得し、解決になることがある。測定に毎日丁寧に訪問して取り下げとなった例もある。

- ・ 聞こえている、と言われ張られると否定できない。聞こえることと生活への影響があることは別だが、行政としては否定できない。
- ・ 規制法や条例の数値を超えない苦情では事業者に対応を命じることはできないが、事業者が体感することで積極的に対策を講じてくれた事案もある。
- ・ 対応を安易に考えている事業者が多いが、10 dB下げるために、大変な苦勞を強いられるケースもあり、低周波音を抑えるのはより難しい。
- ・ 対策が行われても、平穩な日常が暮らせるかは別問題で、住民が納得してくれれば、苦情原因が取り除かれなくても穏やかに暮らせる事案もある。
- ・ 一方、事業からの撤退、移転で終了という事例もあるが、こういった解決は決して良いとは思えない。
- ・ 市町村では、苦情がはいれば時間外であっても極力その日のうちに出向いている。
- ・ 海外からの移住者では、言語の壁、他国の基準との違いなどがあり対応に苦勞する。
- ・ 丁寧かつ迅速な対応はかなり苦勞がある。人が相手の調査なので一筋縄ではいかない。
- ・ 市町村への不満を持つ住民は多いがどこまで対応すべきか、行政的には苦情の申し立てがなくなれば解決、ということでもいいのか、行政がどこまで対応すべきなのか、大きな課題である。
- ・ これまでの経験からセンターの本来やるべき仕事は、被害者意識強い住民側と加害者意識のない原因者側とのギャップをどう埋めるかではないかと感じている。

■ プレゼンテーションについての質疑意見交換

- ・ 低周波音事件では物的被害もあったか。
←なかった。センターでのこれまでの案件では、物的影響が生じている案件はなく、すべて心的影響である。
- ・ 可聴域が多いか。
←ほとんど 50Hz 以上。
- ・ 低周波音事案の依頼が多いのはふえているということか。
←市町村に測定能力がないためではないか。神奈川県では騒音規制法施行している町ではほぼ騒音計を所有しているが、低周波音域まで測定できる機器は限られ、低周波音に関する県の他機関や市町村からの依頼のほとんどは、低周波音計を持っていないか、測定する技能がないためである。
- ・ 都道府県の研究所が支援する体制は望ましい。
←環境研究所のブロック会議できくと、現場へ出向くのは神奈川県のみだった。千葉県は機器貸出と使用指導を行っているが、東京都、川崎市、横浜市、埼玉県は対応できる人がいないので対応していないという。研究所員も行政との間で異動するため専門性を獲得できない。他方、平塚市、藤沢市などは経験者が残っているため対応できている。
- ・ 騒音測定に何かいい方法はあるか。
←「きょうは静か」といわれないために連続測定を行うが、作業量が膨大になっている。講

習会で測定器の使い方は教えるが、あくまでも初任者向けしかやっていない。

- ・ 苦情件数の増加と現場担当者の不足に対して効率化は図れるのか。
 ←人（の感覚）が相手なので類型化できない事案が多い。労力は増えるが、依頼人が納得するよう、丁寧な対応が必要である。環境省の講習会でも事例公表を望む声があるが応用力がなければ事例は活かせない。担当者は3年程度で異動することが多く、ノウハウの継承は難しい。

- 公害苦情相談アドバイザーへのアンケートについて
 - ・ 騒音苦情処理に関して、相談窓口担当者は何が一番大変なのか、都道府県審査会とどのように役割分担をしているか、都道府県の環境研究所にはどのような支援、連携を求めているか、あわせて好事例の紹介も伺いたい。
 - ・ 公調委の処理と市町村の処理では、どういったところに違いがあるか。公調委で対応すべき事案はどのようなものがあるか。公調委から市町村に関してどんな情報を発信してほしいかについても伺う予定。
 - ・ 対応のノウハウの共有の有無、測定器の所有状況や市町村間、都道府県都市町村間での機器の貸与の可能性など横の連携についても訊く方が良い。

- 公調委が扱った近年の騒音事件についての追加分析について
 - ・ 取り下げ案件は時期が2極化している。さらなる情報分析をみたい。
 ←長期間経ての取り下げには公調委としての意義はあったと捉えている。
 - ・ 裁定については棄却と認容別に示せるか。
 ←一部認容がわずかにあったのみで、認容と言える例はほぼなかったが、次回示したい。
 - ・ 代理人の有無による違いを構成割合などで示せないか。
 ←追加する。
 - ・ 長期化案件、測定結果が基準を超えていないが調停が成立した事案など、具体的に精査してはどうか。
 ←今後具体的に精査する。

- 騒音事件における専門家の見立て・初期段階での作業工程の見積もりについて
- 倉片構成員
 - ・ 提出された騒音測定結果はすべて参考にする。暗騒音が適切に排除されたかどうかが重要だが、提出資料では不明なことが多い。録音データも連続性があるので参考にしてはいる。騒音計ではないデータも、精度には限界があり、周波数特性、未補正、圧縮による影響もある、とはいえ、参考にしてはいる。

- ・ 一度は現場に赴くことが必要であり、資料だけではわからない騒音源、伝搬経路が特定できることもある。
- ・ 職権調査は第3者調査として公平性を保つため必要だが、「きょうは静か」問題がある。長期間連続測定が有効だが、労力的、あるいは証拠としての確からしさが問題になるかもしれない。
- ・ 医師の診断書は、原則的には参考にしないが、騒音事件に関連のある聴力検査の結果は参考になる。

■ 落合構成員

- ・ 現場調査は必須。発生源と苦情者の区画との位置関係は大きな情報。距離、遮蔽物、その他原因と思われる音源の把握。周囲の状況はデータだけ収集しても分離しにくい。
- ・ 騒音源が見えると（障害物がないので）音が伝わり易い。他方、見えることによって本来の音源ではないのに間違えることがあり被害感が強まる。
- ・ 発生源周辺の他の発生源の有無、問題となる騒音の発生状況の確認（静かになると耳鳴り顕著）、特定の季節によるか否か（アンテナの共振、風向・風速）、暗騒音との関連性、騒音の大小・周波数・音圧レベルの変動、苦情を申し立てる人数（多ければ騒音被害の可能性が高い）、条件をある程度絞った長期測定・測定時の発生条件の記録・体感調査の実施（環境省の『低周波音対応事例集』、『申し立て内容の把握』）、現場での騒音の確認（スムーズに調査を実施し、報告する）を把握する必要がある。なお、音の特徴については擬音での説明には個人の表現の差が大きいことに留意。
- ・ 提出測定データについては解析に適さないデータがある。発生時の記録がないものが多いことなどがその理由。環境省事例集を参照すべきである。
- ・ 公調委の紛争処理では申請人側のフィルターがかかっているとしても事実関係の確認は重要。時間がかかる要因にはやりとりに時間が掛かっていることがあるのではないか。
- ・ 発生源がはっきりしている場合、測定器の置きっぱなしで長期測定は可能であるが、人がついていないと測定できないケースもある。

■ 佐野構成員

- ・ 騒音苦情の主な原因の確認が必要。単なる嫌がらせ行為ではないか、苦情をいやすいから騒音を訴えている例もある。
- ・ 振動は室内の小走りなど日常の生活でも発生させている。室内での増幅もある。振動の測定では水平振動は測定していないことにも留意が必要。
- ・ 基本的には感覚閾値と規制基準の比較が必要である。
- ・ ICレコーダーによる自主測定データをもつての評価は困難であり、当時の状況を知る手がかり程度にすべきである。原則的には現場は見なくてもいいと考えている。申請人が公費で測定調査をさせたいと考えているか否かについても確認が必要でないか。
- ・ 公費による測定を頼りすぎているか。

- ・ 現場は見なくても判断が可能なこともあるが、納得が得られる解決のためには出向くことは重要。連続測定の効果は納得感ともいえる。
- ・ 長期無人測定では人の耳の判断がないため何を取っているのかわからないという事態になる。有人測定が必須である。
- ・ 交通騒音も現在、曜日変動はほぼない。

■ 騒音事件の紛争処理に関する意見交換

- ・ 測定には時点のずれがある。過去のある時点に外挿しているため、測定の評価にも限界がある。証拠の残らない感覚障害の課題である。
- ・ 専門委員による測定結果はあくまで確認するものであり、評価するのは当時の騒音であることから、当時の測定結果あるいは騒音レベルは確からしいとする裏付けをするものである。
- ・ 事務局測定を行う場合には、報告書作成だけでなく、多くの資料を作成することになり、かなりの労力が必要でそれなりに費用が掛かっている。長期測定を実施する場合、労力や費用の問題が生じる可能性がある。事務局の測定器の台数、性能を超える計測が必要となる案件は、外部委託している。外部委託調査の費用は2～300万円程度、さらに旅費も掛かる。
- ・ 初期段階で申請人と被申請人に事実関係を釈明・説明してもらい、情報を整理した上で、専門委員に相談すれば、専門委員の見立てが可能なのではないか。申請人のフィルターを排除するためにも専門委員の見立ては有効になると思われる。
- ・ 公調委事務局にも任期があるため、初期段階の対応が迅速にできるようノウハウの共有が必要である。

● 今後の進め方について

- ・ 次回は今年度最終回。
- ・ 今年度の報告書は3回分の議事概要に各回に提出した資料をまとめて資料編として添付する。
- ・ 来年度の方針については第3回にたたき台を提示する。

令和4年度 第3回騒音事件に関する研究会

議事概要

1. 開催概要

日時： 令和4年3月6日（月曜日）13時30分～16時00分

会議方式：対面・WEBハイブリッド

会場： 4号館10階公調委委員会室

出席者：

【構成員】倉片座長、落合構成員、佐野構成員

【公害等調整委員会】永野委員長、上家委員、都築委員、若生委員、野中委員、加藤委員、大橋委員、荒井顧問

【公調委事務局】小原次長、田中審査官、横田審査官、田之脇審査官、高野調査官

【研究会事務局】小松所長、吉沢上席研究員、杉山研究員、石田研究員

1. 議事概要

(1) 前回議事の確認及び資料説明

(ア)一部認容事案について

4件を少ないと考えるとどうか

←調停での終結例もあわせてみなければならない。

←今年度の報告書上は注記が必要。

←認容筋の事件は調停に持ち込まれた事件が多い印象があるが、来年度精査する予定

(イ)代理人の有無と終結結果等について

代理人が弁護士か否かを区別すべき

基準と終結についての分析において低周波音の参照値についてもみるべき。

←追加分析して報告書に掲載する。

←代理人、法律家の役割はあるように読めた。代理人が就いていると調停が増えるのが明らかとなった。また、双方に代理人がついていない場合に不受理の事案が多いことも判明した。

←基準以下であっても認容があったり調停が成立しているのは裁判では考えにくい幅の広い解決であることが示され、公調委の役割を考える上で興味深い。

(ウ)公害苦情処理アドバイザーへのアンケート結果

資料のまとめ方として、回答数ゼロの選択肢も表にしておくべき。←作業する。

市区町村の状況、市区町村と都道府県との関係と今まで見えていない点が明らかになった。

(2) 騒音問題への対処について

(ア)地方自治体よる騒音問題に係る苦情処理の支援について

① 技術的な情報の提供助言について

←測定前の評価方法はないか

難しい、測定した方が早いのではないか

←過去の騒音についての推定で終結した事件もある

←音がどのくらい広がり、遮蔽物があればどうなるのか、大まかな推計はできないか。

←裁定ではなく苦情処理であるので、かなり大まかな推計もあるのではないか。

実際には理想的な条件での計算をしている。問題が発生するのは正常に稼働していない場合があるので条件の再現は難しいのではないか。

室外機では変動自体が不快という苦情もあるが、デシベルの計算では変動の有無が現れて来ない。

過去の事例で解決できたものがあれば紹介してもいいのではないか。

原理的な説明は研修会を学会、例えば日本騒音制御工学会（実務者向け技術講習会を定期的に開催している）と協力して開くなどの対応が必要ではないか。

騒音の予測について、大規模小売店舗立地法で騒音予測を載せているので、そういったものを紹介することも有用ではないか。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000091>

研修会を開催するのも一法。

コロナ禍で令和2年度からは開催されていないが、環境省の環境調査研修所では令和元年度まで3日間の騒音・振動防止研修（定員100人）を実施していた。

<https://neti.env.go.jp/train/cont/gyosei.html#YASEI>（令和5年度からは段階的に再

開予定とのこと)

←公調委のブロック会議については2年間は中止、去年はWEBも含め実施した。

申請人が納得するデータであるのか、がポイント。

市区町村では人がいない、機器がない、という状況で対応可能範囲は限られるので、限られた範囲でどうするか、を考えなくてはならない。

東京都は特別区に測定を対応させるが、機材等の関係で公調委ほど対応できていない。

② 紛争処理手法に係る情報の提供助言について

苦情者への説明には例を示す方がデシベルで示すよりもよくわかる。そういった手法を示すことも一法。

専門家の意見がどこまで正確に伝わるか疑問。

騒音規制法は基準までなら音を出してもよい、というものではない。

③ 市区町村・都道府県・公調委の役割について

騒音規制法の基準値を超えているようなもの、本来届け出すべきものが届け出していなかった事例などは市区町村の段階でまず指導すべき。

←制度の仕組みとしては裁定申請があれば受け付けざるを得ない。

←受付相談段階ではまずは自治体の相談窓口で解決できないか、など訊くが、裁定であれば受け付けざるを得ない。

←かつては調停事案でも裁定事案として受け付けて職権で調停もできる、と広報していた時期もあった。

アンケートで重大事案とはなにか、という意見があった。これを明示できれば役割分担が進むのではないか。

←調停については重大事案など法律には明記されているが、裁定は公害要件を満たすと申し立てをされると受けざるを得ない。

←本来は軽微な調停相当事件で公調委の管轄でないものが、公調委で測定までやってくれるということで裁定という衣を着て申し立てられている。事案によっては自治体レベルと同程度の対応を行う様にすれば、身近な自治体でとなるのではないか。その意味では公調委の対応の仕方は利用者の適切な手続選択に影響を及ぼすということを考える必要がある。

都道府県が機能していないようにもみえるがどうか。神奈川県をはじめ、いくつかの自治体は例外的に対応しているが。審査会レベルで測定もある程度のレベルでできるのではないか。

←常設の審査会がないところも 10 県ある。

三重県では審査会で測定が必要となったら市町村に測定させている。

責任裁定ではないので、測定して白黒つけるといふよりもお互いの落としどころを探すので、あえて測定しない場合もある。規制を超えていることが見込める場合は測定する。県レベル、市町村レベルでの測定には限界がある。騒音の苦情ではあるが、低周波音が絡んでいる、といった場合は愛知県では審査会委員として測定したりしているが、そういう事例はあまりないらしい。

県の技術系のレベルは低くはない。

そもそも専門家を全県に配置するほど人はいない。

公調委として測定し紛争を解決したならば、その結果を活用して未然防止、問題提起につなげるのであれば意味があると思うがどうか。

←調停であれば利害の調整で調停を成立させているので調停のノウハウを共有できるようにするのがいいのではないか。

県の調停では調停委員は 4 年で交代することが多いがその間の事件数は 1-2 件である。

←調停のノウハウは一定期間担当しないと蓄積できない。公害紛争処理連絡協議会では具体的な事例紹介をしてもらっていた。これは好評であった。このため機関誌「ちょうせい」でフィードバックはしているが、蓄積分析することがまだできていない。

←都道府県の調停成立例は次年度収集分析したい。

←公調委の終結事例でも測定が決め手になったのかどうか調停成立のなかみを分析すべきではないか。どの程度手間をかけるべきものだったかの検証をすべき。

そういった結果は公表し、申請を検討している人への情報となるようにすべき。

←市町村での測定には限界がある。都道府県にしても公調委が期待する様な有効な活動の確保は難しいのかなという感想をもった。

←日本の地方自治体は規制権限をなかなか行使しない（基準値を超えても裁量を理由に介入しない例が見られる）。これは、短期間の人事異動やマンパワーの問題と専門知識（やその集積）の不足が原因ではないか。国には専門家が大勢いて、都道府県では少なく、市町村にはいない。こうした逆三角形構造がこの国の行政構造。最前線に人がいない。こうした中で、公調委の処理はピンポイントのデラックス処理ともいえる。今後

の課題として、あまり専門性のない日常的な市町村の処理対応レベルをいかに高めるか、調停の他にも相談段階での調整能力向上を図ることが重要ではないか。調整能力を高める情報、行政指導の能力を高める情報を、基礎的なもので構わないので、公調委から提供すれば波及効果があるのではないか。

(イ) 専門委員の意見形成における情報の共有について

他の専門委員の意見書が常々気になっていた。基準値を超えない例での意見書の書き方が『さじ加減』になっている。

← 専門委員には守秘義務がかかっているので、意見書を作成するために必要ということであれば開示は可能。

← 鑑定人と裁判所の協議会はある。

専門委員間でのすりあわせだけでなく、事務局が何を期待しているのかを確認できるとありがたい。

(ウ) 公調委における案件処理の進め方について

協議会はむしろ必要。

要望に答えられない場合もあるので悩ましいこともあるが。

事務局とのもっと密な意見交換が必要ではないか。

← これまでも事務局とのキャッチボールはあったが。

← 争点整理の段階から助言を求めた例もあったが。

← 事案に応じた手続きを、ということでも明文化したい。

昔は裁定委員会や進行協議に出席して意見を述べるだけで意見書は書かなかった。

検討への参画は最終の委員会ではなく、適宜参画できるようにすべきではないか。

現地調査と測定については同時に行うのはなかなか困難。

事件の見通しがあれば一気でもいいが、不確定要素があるかもしれないので基本は下見と本調査か。

← 事務局測定の場合、現地調査報告書に結果まで含めているが、仕様書を作成する時点で専門委員のご意見は何う様にしている。

直接委員と話をすることができる方がありがたい。オンラインを活用すればよい。

←今まで書面上だけで伺っていたが、初めて会議に同席し、新鮮に理解が深まった。委員がしっかり理解して判断するのが本質だと思う。

(3) 今年度の報告書案について

(ア)報告書の内容、構成等についての説明

←「ちょうせい」での誌上セミナー記事も資料として含めてはどうか。

←報告書巻末参考資料として掲載する。

(4) 来年度における検討について

(ア)検討すべき課題について自由討議

地方自治体による苦情処理の支援について、測定方法よりも評価をどうするか、規制基準を超えていない場合の対応、規制基準に該当しない場合の対応という観点も加えるべきではないか。

←来年度の検討課題（1）地方自治体による苦情処理への支援としてのなかで

- ・対応の初期の段階において問題の程度を評価する方法（見立て）
- ・とくに審査会事例を参考に、話し合い、調停の進め方
- ・規制基準を超えていない、規制基準に該当しない場合の評価をどうするか
- ・問題によって測定が必要かどうかを判断するための考え方

として対応したい。

(了)

公調委が扱った近年の騒音事件について

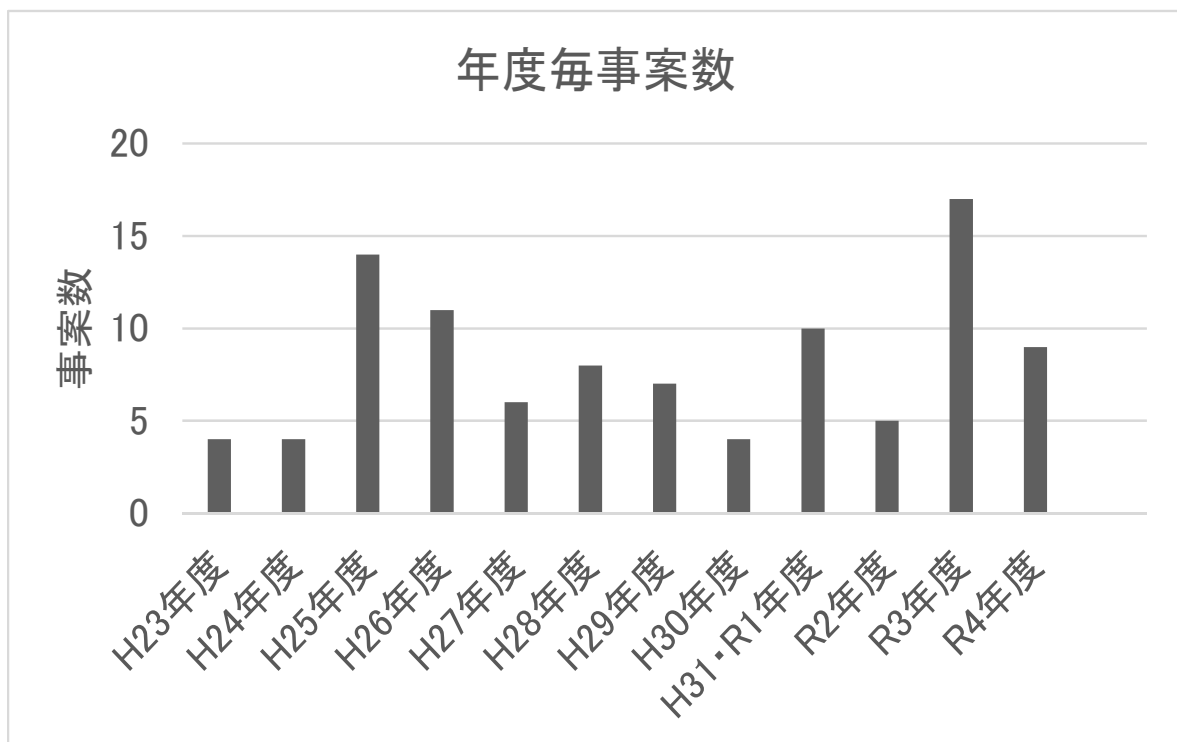
1. 平成23年4月～令和4年12月受付の騒音事件を対象に
 - ※ 電子化されたものを対象。なお、電子化されていない事件はおよそ20件。電子化（有史）以前は対象外
1. 事件の概要、事実調査報告書、測定調査結果、専門委員意見書、裁定書・調停内容等を基に分析
2. 分析予定項目は現時点では以下の通り
 - ① 直近対応した事案の実績・裁定の概要及び動向
 - ② 類型した事件の代表事例分析
 - ③ 騒音測定調査及び専門委員意見書の代表事例調査
 - ④ 騒音紛争の要因と類型化
 - ⑤ 裁定における争点、裁定委員会の判断・裁定及び根拠
 - ⑥ 対応の要点に関する上記以外の事項
 - ⑦ 委員からの指摘事項

※本資料は、研究会での討論の基礎資料として提示するもの。
 （数値は、研究会の各会時点のものである。）

1

近年の騒音事件の実態について

事案数の推移

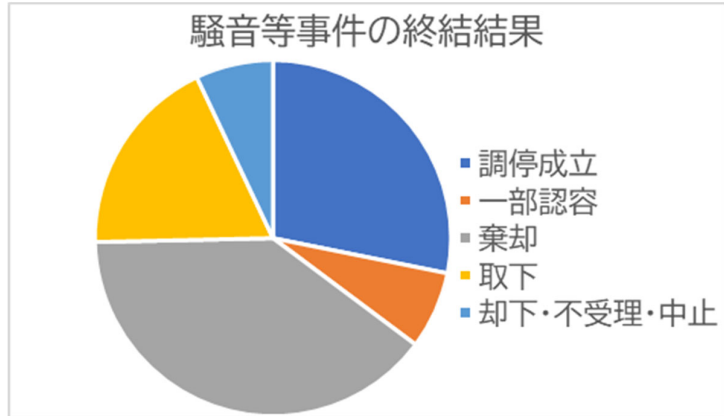


近年の騒音事件の実態について

1 騒音等被害事件

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
騒音等事件	98	20	5	28	13	5	28

結果において、一部認容、一部棄却、一部却下の1件は「認容・一部認容」および「棄却・一部棄却」に重複計上
裁判所からの囑託事件において因果関係認めずとしたものは「棄却」に含めた(以下同)

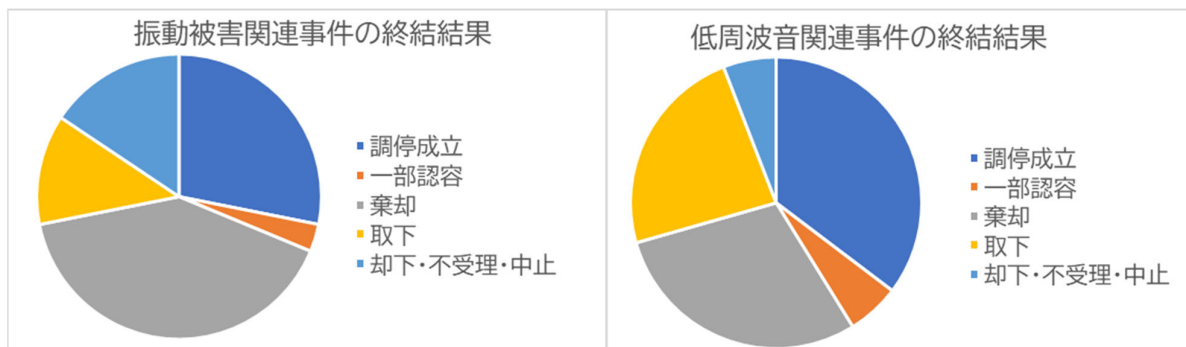


近年の騒音事件の実態について

2 騒音等被害事件のうち申し出被害別にみた終結結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
振動関連	42	9	1	13	4	5	10
低周波音関連	27	6	1	5	4	1	9

振動及び低周波音関連の7件はそれぞれに重複計上、振動のみは14件、低周波音のみは8件

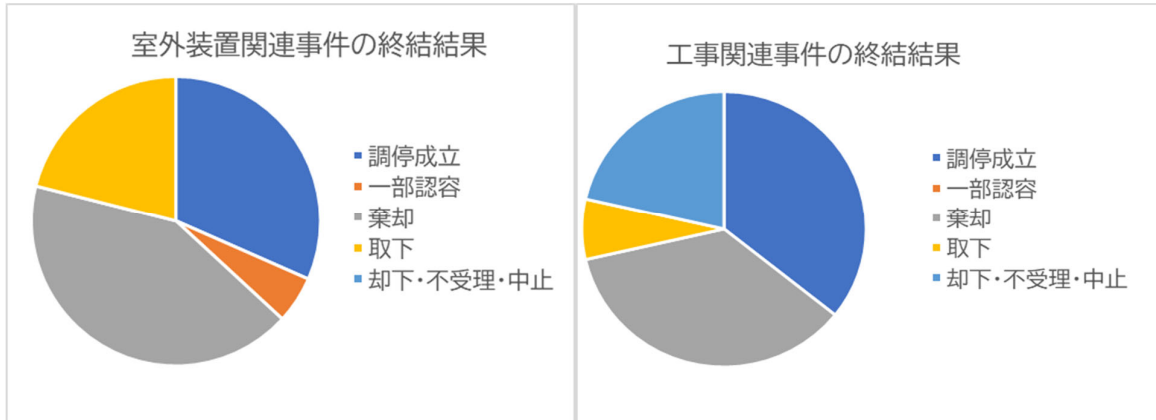


近年の騒音事件の実態について

3 騒音等被害事件のうち申し出原因別にみた終結結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
室外装置関連	26	6	1	8	4		7
建設・解体工事関連	16	5		5	1	3	2

「室外装置」はエアコン室外機、ヒートポンプ等室外給湯器、エコキュート等室外変圧器等
 「建設・解体工事」は建築物のほか土木作業地を含む

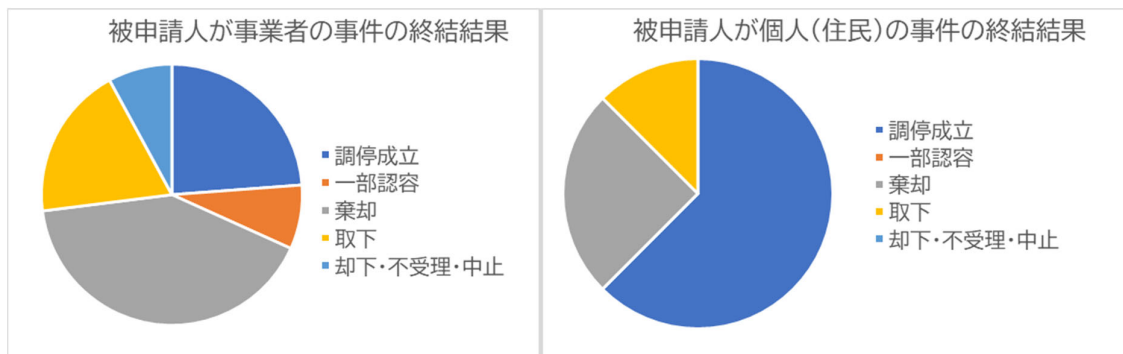


近年の騒音事件の実態について

4 騒音等被害事件のうち被申請人別にみた終結結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
事業者(事業用地,道路・鉄道)	85	15	5	26	12	5	23
住民(住宅)	13	5		2	1		5

「事業用地」には住居兼事業用地,同一マンション内事業を含む
 「住民(住宅)」には隣地マンションの住民用駐車場騒音1件および同一マンション内居住者間事件3件を含む

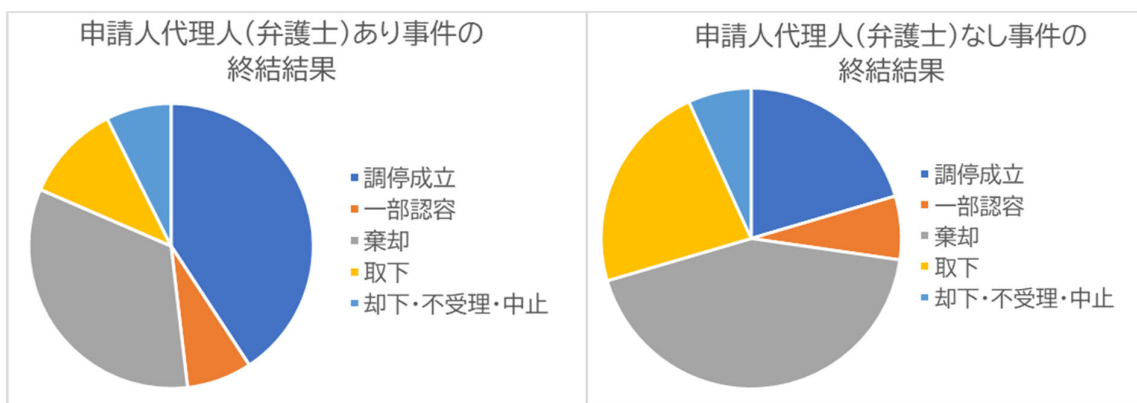


近年の騒音事件の実態について

5 騒音等被害事件のうち申請人代理人(弁護士)有無別にみた終結結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
代理人弁護士あり	42	11	2	9	3	2	15
代理人弁護士なし	56	9	3	19	10	3	13

「代理人弁護士なし」には団体による支援の1件を含む



7

近年の騒音事件の実態について

6 騒音等被害事件のうち訴えた被害類型別にみた終結結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却・一部棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
生活環境被害	33	7	1	11	2		
健康被害	40	10	4	9	9	1	16
建物・事業被害	28	5	1	10	2	4	6

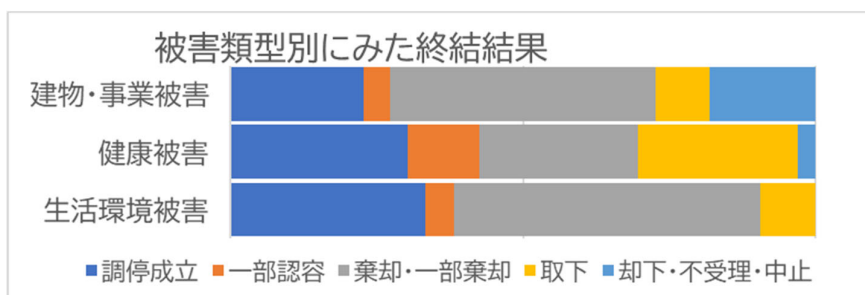
健康被害には不定愁訴、不眠を含む

建物・事業被害には建物損傷のほか、事業収益減、資産価値減を含む

生活環境被害には安眠妨害、精神的苦痛、肉体的苦痛を含む

被害内容は重複計上

結果において、一部認容、一部棄却、一部却下の1件は「認容・一部認容」および「棄却・一部棄却」に重複計上



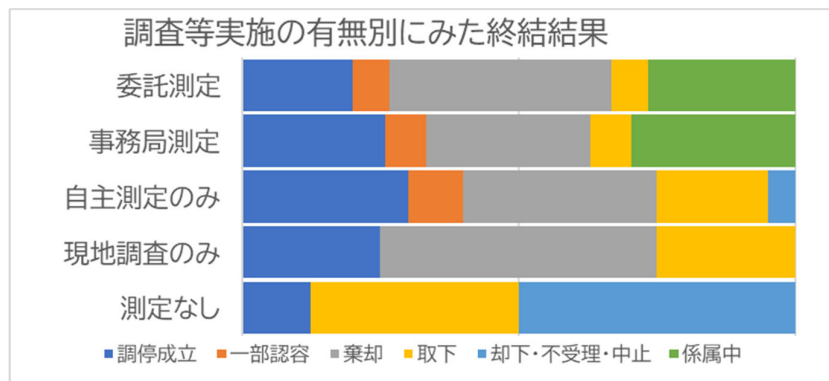
8

近年の騒音事件の実態について

7 騒音等被害事件のうち、職権調査等実施の有無別にみた終結結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
測定なし	8	1			3	4	
現地調査のみ	12	3		6	3		
自主測定のみ	20	6	2	7	4	1	
事務局測定	26	7	2	8	2		8
委託測定	15	3	1	6	1		4
未定係属中	16						

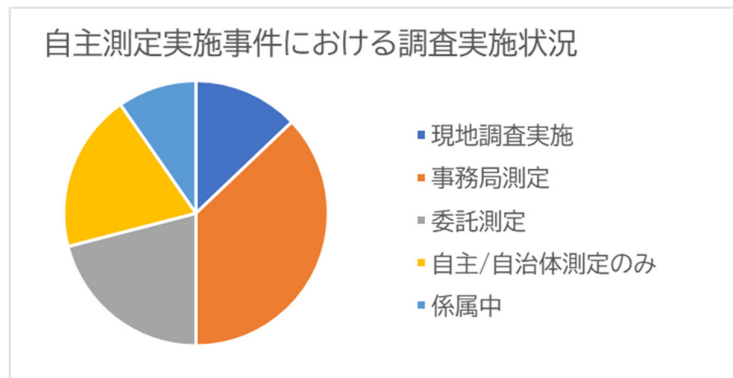
「自主測定のみ」には事務局が現地調査を実施したものを含むとともに自治体からの機器貸与、自治体による測定を含む
職権調査である「事務局測定」「委託測定」には現地調査・自主調査も実施されている事件を含む



近年の騒音事件の実態について

8 騒音等被害事件のうち、自主測定実施事件における調査実施状況

	件数	現地調査実施	事務局測定	委託測定	自主/自治体測定のみ	係属中
自主/自治体測定実施	62	8	23	13	12	6

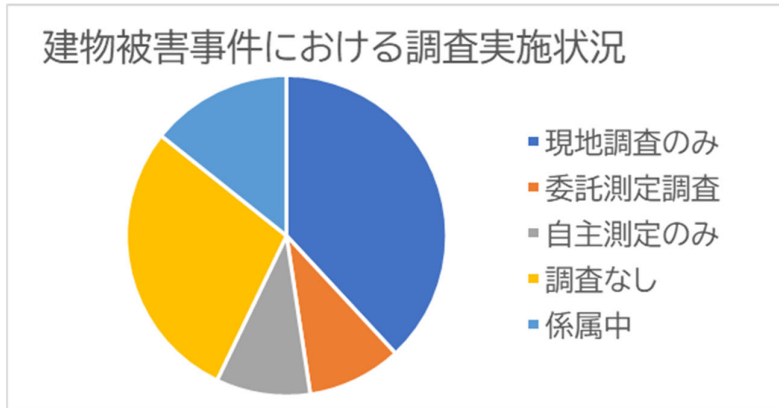


近年の騒音事件の実態について

9 騒音等被害事件のうち、建物被害事件における調査実施状況

	件数	現地調査のみ	委託測定調査	自主測定のみ	調査なし	係属中
建物被害	21	8	2	2	6	3

委託調査実施の2件はいずれも自主測定も実施されている

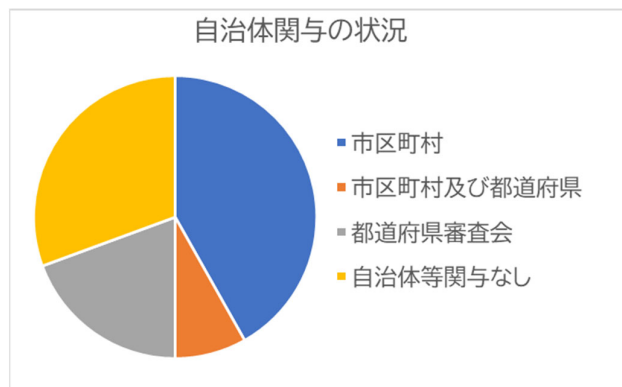


近年の騒音事件の実態について

10 騒音等被害事件のうち自治体関与別にみた関与状況

	件数	打ち切り	測定	機器貸与	相談のみ	対応せず 他
市区町村	41	4	17	2	15	3
市区町村及び都道府県	8		1	1	5	1
都道府県審査会	19	14	1			4
自治体等関与なし	30					

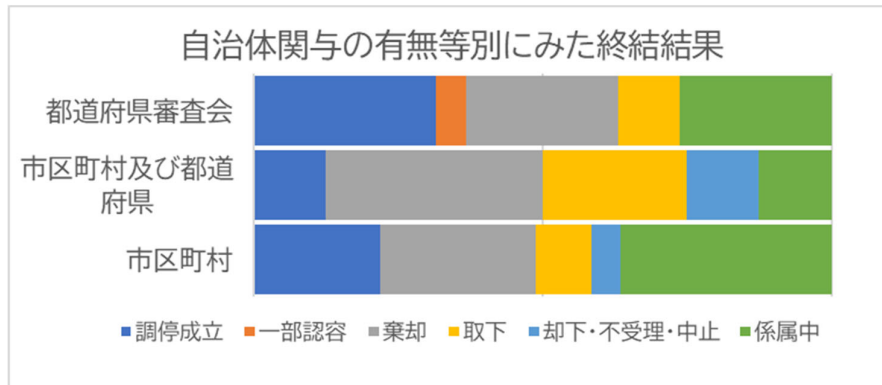
市区町村・都道府県と都道府県審査会の関与分は重複計上



近年の騒音事件の実態について

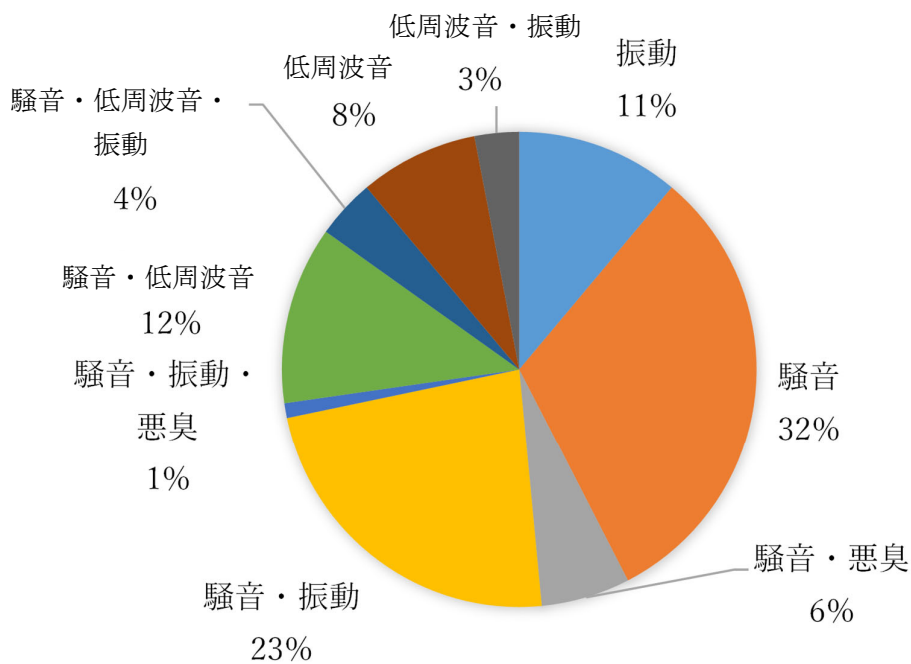
11 騒音等被害事件のうち自治体関与の有無等別にみた終結結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
市区町村	41	9		11	4	2	15
市区町村及び都道府県	8	1		3	2	1	1
都道府県審査会	19	6	1	5	2		5



近年の騒音事件の実態について

申請理由の割合



近年の騒音事件の実態について

裁定(主な調停内容)

- 騒音に関する措置
 - ・ 夜間利用禁止
 - ・ 夜間営業禁止
 - ・ 目標標識移設、降下角度引上げ、低騒音機導入促進のための着陸料見直し
 - ・ 設備・機械稼働停止
 - ・ 機器移設
 - ・ 移設費折半
 - ・ 機器移設、そのための申請人の費用負担
 - ・ 室外機移設及び換気扇調整
 - ・ シャッター開閉回数変電設備防音・室外機移設
 - ・ ボイラー一部移転を行った上、運用法等に条件、
 - ・ 機器、工程見直し
 - ・ 窓閉鎖、防音シート、騒音発生時閉扉、将来建替え時の防音配慮
- 損害賠償
 - ・ 謝罪、解決金
 - ・ 解決金支払い・反対運動取りやめ
 - ・ 解決金20万円
 - ・ 解決金25万円
 - ・ 解決金80万円
 - ・ 遺憾表明解決金各15万円
- その他
 - ・ 一部認容
 - ・ 中止決定：権利義務確定での紛争解決には訴訟必要
 - ・ 被申請人は対応、最も強く被害を訴えた住民が転居
 - ・ 棄却の理由
 - ✓ 因果関係認めず
 - ✓ 原因行為の工事が終了しており差止め等紛争余地なし
 - ✓ 相互に債権債務なし
 - ✓ 関連がないことを確認

15

審理処理期間と終結結果

過去事件について調査実施と所要期間について分析してみてもどうか。委託調査、既存調査の活用等で事案処理に係る時間も異なるため、手続きの効率化を検討するため、処理時間を比較してみてもどうか

審理期間	不受理	却下	取下げ ・中止	裁定 (棄却)	裁定 (一部認容)	調停成立	計
～6ヶ月	1	1	3			1	6
6ヶ月～1年			6	4		3	13
1年～1年6ヶ月				6		4	10
1年6ヶ月～2年				12	1	6	19
2年～2年6ヶ月		1	3	3	1	4	12
2年6ヶ月～3年			1	2	2	1	6
3年～3年6ヶ月			1			1	2
3年6ヶ月～4年				1			1
4年～4年6ヶ月							
4年6ヶ月～5年							
5年～5年6ヶ月						1	1
計	1	2	14	28	4	21	70

16

実施調査と審理処理期間

過去事件について調査実施と所要期間について分析してみてもどうか。委託調査、既存調査の活用等で事案処理に係る時間も異なるため、手続きの効率化を検討するため、処理時間を比較してみてもどうか

	現地調査	事務局測定	委託測定(調査)	計
～6ヶ月	8	2	0	10
6ヶ月～1年	4	6	2	12
1年～1年6ヶ月	7	4	3	14
1年6ヶ月～2年	4	6	1	11
2年～2年6ヶ月	2	1	2	5
2年6ヶ月～3年	1	0	1	2
3年～3年6ヶ月	0	0	1	1
3年6ヶ月～4年	0	0	0	0
4年～4年6ヶ月	0	0	0	0
4年6ヶ月～5年	0	0	1	1
計	26	19	11	56

17

環境基準判定結果と終結結果

騒音事件は現在7公害中最も多くを占めているが、土壌汚染や水質汚濁などと異なり試料や汚染物質による再現性がない点が難しいところではないか。騒音、低周波は感覚被害であり、環境基準等による判定では解決が困難な面もあるのではないか。

	取り下げ	裁定 (一部認容)	裁定 (棄却)	調停成立	計
基準超				3	3
一時期未達成		1			1
基準以下	3	1	14	4	22
その他			1	2	3
計	3	2	15	9	29

18

実施調査の組合せの事案数

各申請人または被申請人が提出した自主測定または自治体測定の実績データ等は、計測器、測定方法が様々であり、判定に耐えうるか判断が難しい。証拠書類上のみで整理するには限界があるが、解決のために必要な分析を実施し、傾向や課題を把握することはできるのではないか。

調査組合せ	調査なし	自主測定のみ	自主測定と 職権調査	職権調査のみ	合計
事案数	7	8	63	8	86

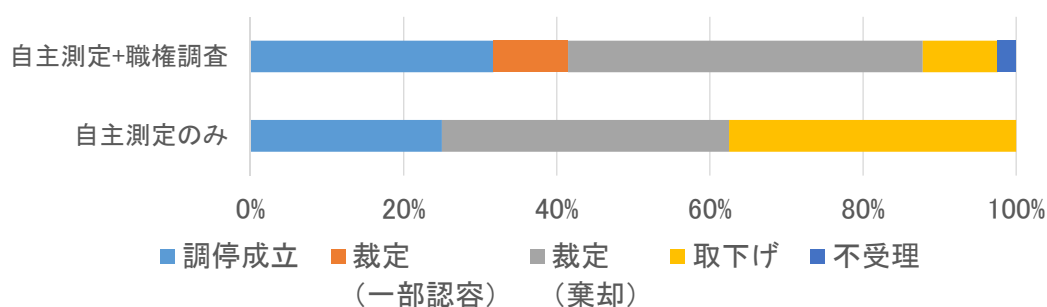
19

自主測定と終結結果

各申請人または被申請人が提出した自主測定または自治体測定の実績データ等は、計測器、測定方法が様々であり、判定に耐えうるか判断が難しい。証拠書類上のみで整理するには限界があるが、解決のために必要な分析を実施し、傾向や課題を把握することはできるのではないか。

	調停成立	裁定 (一部認容)	裁定 (棄却)	取下げ	不受理	計
自主測定のみ	2		3	3		
自主測定+職権調査	13	4	19	4	1	41
計	15	4		7	1	49

自主測定のみとそれ以外の終結結果



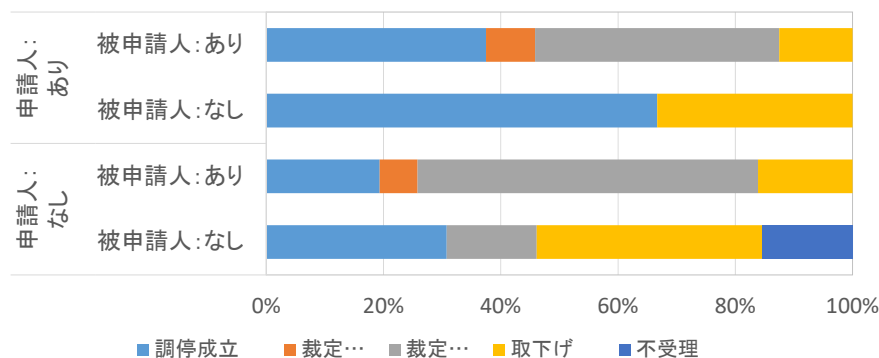
20

代理人(弁護士)の有無と終結結果(その1)

実際は、自治体で対応できない、あるいは弁護士の判断等により直接公調委に申請される事件があり、公調委で扱うことが適当かどうか疑問のある事件も受け付けているのが現状。

申請人代理人	被申請人代理人	調停成立	裁定 (一部認容)	裁定 (棄却)	取下げ	不受理	計
申請人: なし	被申請人:なし	4		2	5	2	13
	被申請人:あり	6	2	18	5		31
申請人: あり	被申請人:なし	2			1		3
	被申請人:あり	9	2	10	3		24
計		21	4	30	14	2	71

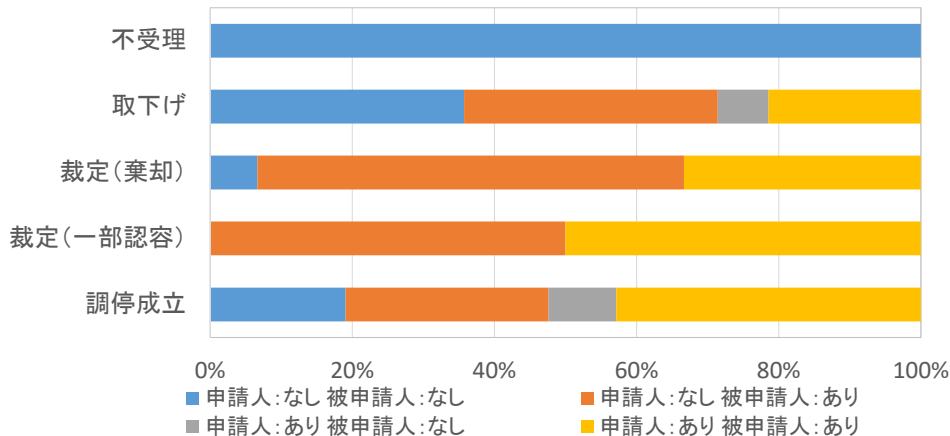
代理人と終結結果



代理人(弁護士)の有無と終結結果(その2)

申請人代理人	申請人:なし		申請人:あり		計
	被申請人:なし	被申請人:あり	被申請人:なし	被申請人:あり	
調停成立	4	6	2	9	21
裁定 (一部認容)		2			
裁定 (棄却)	2	18		10	30
取下げ	5	5	1	3	14
不受理	2				
計	13	31	3	24	71

代理人と終結結果



地方自治体の関与

調停は、都道府県をまたがる、大きな事件などの調停は公調委で、それ以外は県の審査会で受付となるが、裁定は公調委の専管である。類型化、パターン化により、公調委と審査会が分担する事件を整理できるのではないか。

関与結果	市区町村	市町村及び都道府県	都道府県審査会	計
指示不履行	1			1
打ち切り	4		14	18
相談のみ	14	4		18
測定	18	1	1	20
機器貸与	2	1		3
その他	2		3	5
不明		1	1	2
計	41	7	19	67

※市町村・都道府県審査会の関与分は重複計上、関与なしは30件

地方自治体・裁判所の関与と審理期間

調停は、都道府県をまたがる、大きな事件などの調停は公調委で、それ以外は県の審査会で受付となるが、裁定は公調委の専管である。類型化、パターン化により、公調委と審査会が分担する事件を整理できるのではないか。

	市区町村	市町村及び都道府県	都道府県審査会	計
～6ヶ月	3	1		4
6ヶ月～1年	5	4	1	10
1年～1年6ヶ月	5		5	10
1年6ヶ月～2年	7		3	10
2年～2年6ヶ月	4	1	3	8
2年6ヶ月～3年			2	2
3年～3年6ヶ月	2			2
5年～5年6ヶ月			1	1
計	26	6	15	47

地方自治体(都道府県及び基礎自治体)での 公害苦情処理の動向について

資料2

1. 苦情処理動向の話題
2. 公調委が実施する「公害苦情調査」の平成23年、平成28年度、令和3年の値を比較することにより、地方自治体の苦情処理の動向について下記を分析した。
 - 地方自治体における苦情受付件数の推移
 - 地方自治体における苦情処理件数の推移
 - 発生源別の事案受付件数の推移
 - 地方自治体における公害苦情担当職員数の推移

1

地方自治体における苦情受付件数の推移

平成23年度					
	全苦情件数	騒音	低周波音	振動	騒音・振動・低周波合計
全国合計	80,051	15,673	189	1,902	17,764
都道府県	4,283	163	-	6	169
基礎自治体	75,768	15,699	-	1,896	17,595
平成28年度					
	全苦情件数	騒音	低周波音	振動	騒音・振動・低周波合計
全国合計	70,047	15,782	234	1,866	17,882
都道府県	3,470	123	4	5	132
基礎自治体	66,577	15,659	230	1,861	17,750
令和3年度					
	全苦情件数	騒音	低周波音	振動	騒音・振動・低周波合計
全国合計	73,739	18,461	294	2,301	21,056
都道府県	3,308	115	-	3	118
基礎自治体	70,431	18,346	294	2,298	20,938

※全苦情件数は典型7公害、及び廃棄物投棄、その他の総計
騒音の件数は、低周波音を除いた実数

2

地方自治体における苦情処理件数の推移

	受付件数		処理件数					
	新規受付	前年度からの繰越	合計	直接処理	他へ移送 (警察、国 等の機関)	他へ移送 の割合 (%)	翌年度へ繰越 (未処理)	その他
平成23 年度	80,051	5,338	85,389	72,333	1,835	2.1%	5,872	5,349
平成28 年度	70,047	4,352	74,399	63,253	1,448	1.9%	4,812	4,886
令和3 年度	73,739	5,632	79,371	66,341	2,657	3.3%	5,295	5,078

3

発生源別の事案件数の推移

	発生源	件数	割合 (%)
平成23 年度	会社・事業所	11,588	65.2%
	住宅	1,101	6.2%
	移動発生源 (※)	1,525	8.6%
	その他	3,550	20.0%
	計	17,764	100.0%
平成28 年度	会社・事業所	11,625	65.0%
	住宅	1,063	5.9%
	移動発生源 (※)	1,488	8.3%
	その他	3,706	20.7%
	計	17,882	100.0%
令和3 年度	会社・事業所	13,960	66.3%
	住宅	1,503	7.1%
	移動発生源 (※)	1,221	5.8%
	その他	4,372	20.8%
	計	21,056	100.0%

※自動車運行の他、鉄道運行、飛行機運航を含む
 ※騒音の件数は、低周波音を除いた実数

4

地方自治体における公害苦情担当職員数の推移

	公害苦情担当職員数		
	計	専任	兼任
平成23年度	9,481	186	9,295
平成28年度	9,251	152	9,099
令和3年度	9,341	134	9,207

※公害苦情相談員を除く。

2023年2月7日（火）
公害等調整委員会「騒音事件に関する研究会」

4

騒音・振動・低周波音問題 への対応について

神奈川県環境科学センター
横島 潤紀

1

神奈川県環境科学センターでの技術支援

- 県その他機関や市町村（個人は含まない）
- 技術的な側面からの支援
- 調査方法の指導・助言 → 現地調査にも同行
- 調査報告書作成の援助
- 調査機器の貸出

2

技術支援の実績（H29年度）

- ① 高架橋道路の低周波音測定に係る技術支援（町/継続）
- ② 低周波音測定に係る技術支援（町/継続）
- ③ 事業所への騒音苦情に係る測定の技術支援（市/継続）
- ③ 劇場の振動測定に係る技術支援（県）
- ⑤ 道路交通振動測定に係る技術支援（県）
- ⑥ 路線バス運行に伴う住宅振動に係る調査（市）
- ⑦ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑧ 事業所への振動苦情に係る測定の技術支援（町）
- ⑨ 航空機騒音測定に係る技術支援（市）
- ⑩ 西湘ハイパスにおける道路騒音苦情に対する技術支援（町）

3

技術支援の実績（H30年度）

- ① 高架橋道路の低周波音測定に係る技術支援（町/継続）
- ② 事業所への騒音苦情に係る測定の技術支援（市/継続）
- ③ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ④ 低周波音測定に係る技術支援（県）
- ⑤ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑥ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑦ 低周波音測定に係る技術支援（市）

4

技術支援の実績（R01年度）

- ① 低周波音測定に係る技術支援（市/継続）
- ② 低周波音測定に係る技術支援（市/継続）
- ③ 道路交通振動測定に係る技術支援（町）
- ④ 道路交通騒音測定に係る技術支援（市）
- ⑤ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑥ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑦ 低周波音対策に係る技術支援及び調査（県）
- ⑧ 騒音振動低周波音測定に係る技術支援（町）
- ⑨ 騒音測定に係る技術支援（市）

5

技術支援の実績（R02年度）

- ① 低周波音対策に係る技術支援及び調査（県/継続）
- ② 騒音振動低周波音測定に係る技術支援（町/継続）
- ③ 騒音測定に係る技術支援（市/継続）
- ④ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑤ 低周波音測定に係る技術支援（町）
- ⑥ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑦ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑧ 低周波音測定に係る技術支援（市）
- ⑨ 自動車交通騒音測定に係る技術支援（市）
- ⑩ 振動測定に係る技術支援（市）
- ⑪ 低周波音測定に係る技術支援（町）
- ⑫ 騒音測定に係る技術支援（町）

6

技術支援の実績 (R03年度)

- ① 低周波音対策に係る技術支援及び調査 (県/継続)
- ② 低周波音測定に係る技術支援 (市/継続)
- ③ 騒音振動測定に係る技術支援 (町/継続)
- ④ 騒音測定に係る技術支援 (市/継続)
- ⑤ 道路交通振動測定に係る技術支援 (町)
- ⑥ 騒音測定に係る技術支援 (市)
- ⑦ 低周波音測定に係る技術支援 (県公社)
- ⑧ 低周波音測定に係る技術支援 (市)
- ⑨ 低周波音測定に係る技術支援 (市)
- ⑩ 低周波音測定に係る技術支援 (市)
- ⑪ 低周波音測定に係る技術支援 (市)
- ⑫ 低周波音測定に係る技術支援 (町)

7

技術支援の実績集計 (H29~R03)

	事業	近隣	交通	不明	計
騒音	4	0	5	0	9
振動	3	0	5	0	8
低周波音	8	9	2	5	24
計	15	9	12	5	41

8

神奈川県内での苦情の実例

- **工場・事業場 (小規模~大規模)**
e.g. ドーム型テニスコート, 砂利採石場, 深夜営業店, 学校 (野球や吹奏楽の練習), 野球場 (高校野球), 清掃工場, 射撃場, ファミレス, 宿泊施設...
- **住宅**
e.g. 給湯器, 室外機, 家庭用ヒートポンプ, 家庭用コジェネ, 集合住宅上階からの床衝撃音...
- **交通機関**
e.g. 道路交通騒音・振動, 新幹線鉄道騒音・振動, 航空機, モノレール...

9

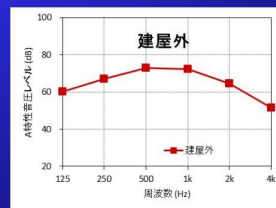
騒音・振動・低周波音に係る苦情対応の所感

- 「今日はいつもより騒音が小さい」は本当か?
- 行政は素早い丁寧な対応を心掛けているか?
- 騒音対策は十分かつ簡単と考える事業者は多いか?
- どのレベルまでの低周波音が聞こえているのか?
- 問題となっている音や振動を正確に測定できたか? 位置, 方向, 時間帯...
- 音が聞こえる→本当に生活へ影響しているのか?
- 行政はどこまで対応すべきなのか?
- **苦情対応の最終ゴールはどこなのか?**

10

【事例01】工場騒音

- プレス工場からの騒音に対する苦情 (複数住民)
- 敷地境界の騒音レベルは80dB前後 (規制基準 70dB)
- 事業者は独自の対策を検討
- 行政としては...
10dBの低減は困難
専門業者への依頼を要望
- 独自対策の結果...
工場内の騒音の反射大
→規制基準を達成できず
- 最終的には事業所を移転



11

【事例02】事業場騒音



- 幹線道路沿い
- 申立は2階の住人から
- 壁による回折効果は小



- 洗車時の騒音小
- 乾燥時の騒音大
- 騒音レベル82dB
- 1階相当であれば〇

12

【事例03】道路交通騒音



- 1週間連続測定
- 防音壁がたつきは気になる
- トレーラー通過時に騒音大
- しかし要請限度値以下

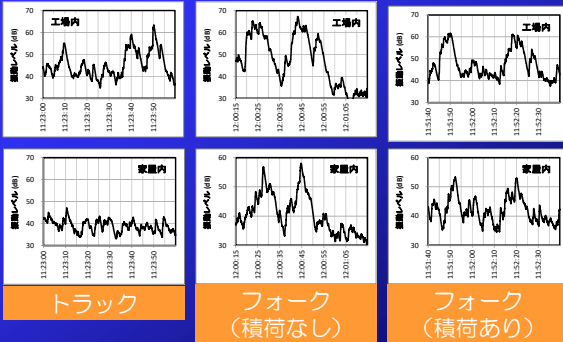
13

【事例04】工場振動

- 申立人 : 男性・女性（3軒のお宅から）
- 対象 : 隣接する工場
- 振動源 : フォークリフトの走行に伴い発生する振動
- 発生状況 : 深夜・早朝
- 苦情概要 : 睡眠妨害→体調不良
- 特記事項 : 事業場周辺は軟弱地盤
- 再測定 : 事業場の協力を得て実施
各発生源の稼働をコントロール
発生源近傍と家屋内部で測定を実施
併せて敷地境界でも測定実施

14

【事例04】測定結果



15

【事例04】対策

- 積荷のないフォークリフトが段差通過時に発生する振動が原因
家屋内部の振動レベル 一時停止あり : 55 dB
一時停止なし : 58 dB
- 対策
 - ✓ 段差の解消
 - ✓ 段差通過前の一時停止→速度の低減
 - ✓ 社員の方への周知徹底
- 対策後は家屋内部でも振動は50 dB 以下

問題解決！

16

【事例05】低周波音：発生源不明

- 発生源不明の低周波音により悩まされている（男性）
- 行政に対して厳しい態度
- 当初は、コンビニの室外機を対象に体感実験
→ 機器のON/OFFと体感との整合性がない
- 住宅周辺での低周波音調査を実施
→ 駅近のため通常時間での確認が難しい
→ 予備調査を踏まえて日曜日の朝に調査
→ 相談者同行の上、低周波音レベルの測定
→ 残念ながら問題となる発生源は分らず・・・

相談者が納得して申し立てを取り下げました

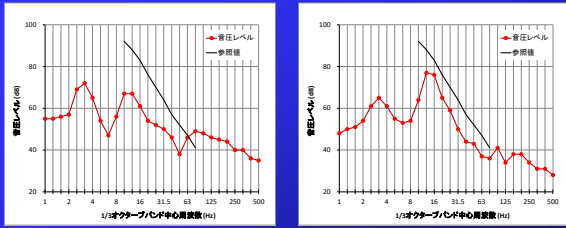
17

【事例06】低周波音：高架橋

- 高架橋の継ぎ目付近を通過するときに発生する音
- 苦情は2地区から発生
- 屋内で“ポーン”という音が明確に聞こえる
- 屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下・夜間：40デシベル以下）を超過しなかった
- 車両が継ぎ目を通過する時の低周波音に着目
- 0時から6時の時間帯を10分間隔で区切り、その中で最も大きいと思われる音を抽出し、その1/3オクターブバンド音圧レベルの最大値を測定
- 6時間分（36個分）のエネルギー平均値を評価量

18

【事例07】分析結果



- 道路管理者は簡易な対策を実施→効果はなし
- 専門家への相談→原因となっている騒音源の特定調査
- 要請限度や基準値は超過していなかつたため、相談者

相談者はあきらめて申し立てを取り下げました

19

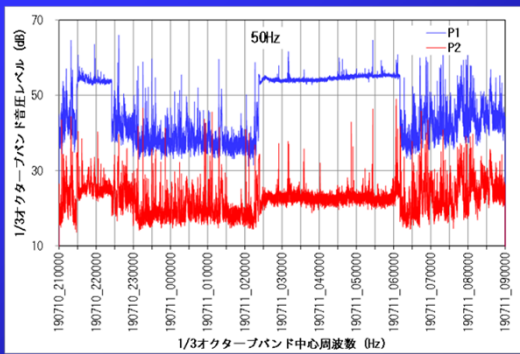
【事例07】低周波音：家庭用ヒートポンプ音

- 隣家に設置されている家庭用ヒートポンプの低周波音
- 家庭用ヒートポンプ近傍(P1)と相談者の住居内2階(P2)で測定 → 50 Hzの音圧レベルが特徴的な変化
- P1では、2時20分前～6時30分前の時間帯で、音圧レベルが10 dB程度大きい
- P2では、同時間帯において、25 dB前後の定常的なレベル変動
- 家庭用ヒートポンプから発生している低周波音は、相談者宅の住居内には伝搬しているものの、生活環境への影響を及ぼしていないと判断

相談者の方は納得されませんでした

20

【事例08】分析結果



21

【事例08】騒音・振動・低周波音：大型車両

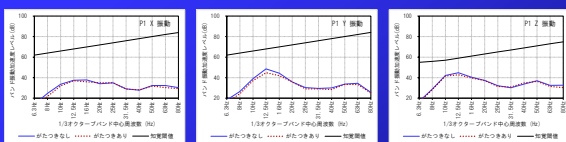
- 近隣の道路を走行する車両（バス）から発生する騒音、振動及び低周波音により悩まされている
- 騒音、振動及び低周波音について、相談者の住居内における実態を把握するために、調査を実施した

【騒音】

- 昼間、夜間の基準時間帯の環境基準の基準値を超過していなかった
- ただし、夜間の時間帯においては、住居内から発生していると思われる背景騒音が支配的であったが、背景騒音を含めても基準値を超過していなかった

22

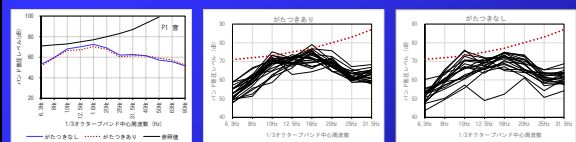
【事例08】振動の分析結果



- 1/3オクターブバンドごとの振動加速度レベルから、当該バス通過時における各バンド最大値を算出
- バス走行時に“がたつき”を確認
- がたつきが発生している場合、10 Hz、12.5 Hz、16 Hzの振動加速度レベルは大きい傾向 → 知覚閾値以下
- 走行車線による顕著な差はない

23

【事例08】低周波音の分析結果



- がたつきが発生している場合、10 Hz、12.5 Hz、16 Hzの音圧レベルが大きい傾向 → 物的苦情の参照値に近い数値
- 1/3オクターブバンド音圧レベルのばらつきが大きい → エンジンの回転に起因していると考えられる
- バスの走行状態により、低周波音の卓越周波数が変化?
- 走行車線の比較では、上り坂を走行する遠隔車線で大きい

がたつきの要因は振動？ 低周波音？

24

【詳細事例①】概要

- 申立人 : 女性
- 対象 : 隣接する工場
- 騒音源 : フォークリフト
路面段差通過時の走行音・エンジン音・荷役音・バックブザー音
- 稼働状況 : 24時間
- 苦情概要 : イライラ・休息妨害・覚醒（早朝）
小さいお子さんへの影響が心配
- 特記事項 : 事業場・対象家屋ともに幹線道路沿い
ただし道路交通騒音は気にならない

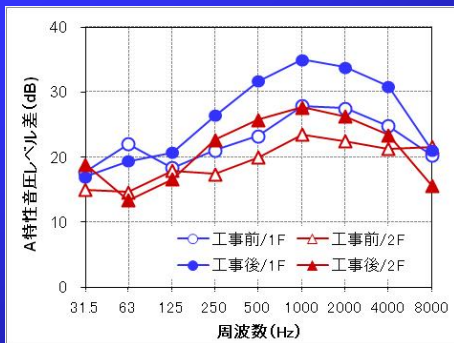
25

【詳細事例①】測定→対策

- ☞ 騒音測定 : 事業場の協力を得て測定を実施
暗騒音(道路交通騒音)の影響が大きい
→問題となっている運転を再現して測定
- ☞ 測定結果 : 県条例の規制基準を超過
- ☞ 対策 : 1) バッテリー式フォークリフトの導入
2) 荷役音の低減・丁寧な作業の心掛け
3) バックブザー音の低減
4) 主要荷役エリアの変更
5) パレット保管場所の変更
6) 申立人宅の防音工事の実施(2重窓)

26

【詳細事例①】対策前後の遮音量の比較



27

【詳細事例①】二重窓後の申立人の反応

- 居室及び寝室の騒音環境は改善された
- ときどき衝撃的な音が発生すると不安になるが
- 上記の音とは別に、
夜間に発生する“ゴォー”の音が気になり眠れない
→遮音性能向上のため低周波数分が卓越する音が問題
- しかし費用面からも大がかりな対策は難しい
- 調査の結果事業者の理解と協力を得て調査を実施
- 各稼働状況において低周波音測定+体感調査を実施

28

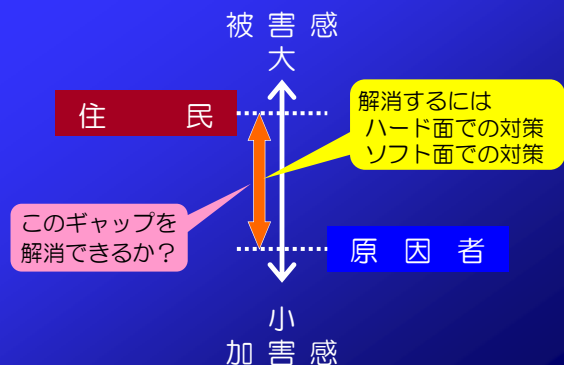
【詳細事例①】低周波音再調査及び対策

- 低周波音測定と体感調査の結果から“空調用ファン”が原因である可能性が高いことが判明
- この調査の約1ヶ月半後に体感調査のみ再度実施
- 工場建屋の空調ファン(3台)が原因であることを確認
- この空調ファンについてはハード面での対策は不可能
※既設対策が実施済み、費用面、時間的制約が発生
- ソフト面での対策は可能
就寝時における空調ファンの停止(3時間) ※夏季除く
- 申立人も了承☑ファン停止により入眠妨害がなくなる

無事に問題解決!

29

騒音・振動に関する苦情



30

公害苦情相談アドバイザーへのアンケート案

趣旨

騒音問題研究会では、公調委の事件処理のみならず、都道府県審査会、市町村の公害紛争処理・公害苦情相談の窓口についても状況を把握し役割分担を踏まえた必要な支援についても検討したいところ。このうち、都道府県についてはすでに県関係者からのヒアリングを予定しているが、市町村についてはただちにヒアリング候補者を挙げることは難しく、代表性も担保できないと考えられる。このため、日頃より市町村苦情相談窓口担当者に直接研修や相談助言を行っている9名の公害苦情相談アドバイザーに、市町村担当者の状況や課題を伺うアンケートを実施し、研究会資料としたい。

公害苦情相談アドバイザー

令和4年4月1日現在

氏名	主な経歴	主な専門分野
上野 邦夫	元 板橋区資源環境部環境政策課長補佐 現 板橋区健康生きがい部生活衛生課長補佐	公害苦情相談全般
菊地 守明	元 仙台市環境局環境部環境対策課長	水質汚濁、騒音、地盤沈下、悪臭
利光 泰和	元 大分市環境部長 現 大分市環境部環境対策課調査官	大気汚染、水質汚濁、悪臭
藤本 正典	元 福岡市環境局環境監理部長	大気汚染、水質汚濁、騒音
松島 貢	元 千葉市環境局環境情報センター所長 現 公益社団法人日本騒音制御工学会事務局長	騒音、振動
三ツ橋 悦子	元 品川区環境課長 現 社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長	公害苦情相談全般
宮島 義隆	元 長岡市環境部環境政策課長 現 長岡市商工部産業イノベーション課バイオエコノミー担当課長	大気汚染、土壌汚染、地盤沈下
向笠 晃司	我孫子市環境経済部手賀沼課長補佐	騒音
横島 潤紀	神奈川県環境科学センター環境情報部環境監視情報課	騒音、振動

(敬称略・氏名五十音順)

実施方法/実施時期

アドバイザーに対してメールで質問し、メールで回答を求める。
必要に応じて架電問い合わせる。

なお、実施に際しては、騒音問題研究会を開催している旨を簡潔に説明しておく。
実施時期は2月中を予定し、第3回の研究会には概要を報告する。

アンケート内容

- ① 騒音問題に関して、市町村の相談窓口担当者は何がいちばん大変だと思いますか。
- ② 騒音問題に関して、市町村の相談窓口担当者から求められている助言はどのようなものでしょうか。
- ③ 市町村の相談窓口と都道府県審査会はどのように役割分担していますか。
- ④ 市町村の騒音苦情処理に関して、各都道府県、都道府県環境研究所は市町村になにか支援/連携していますか。
好事例があれば簡単にご紹介いただけますか。
- ⑤ 市町村による苦情処理と公調委による処理では、どのようなところに違いがありますか。
- ⑥ 公調委に引き上げてほしい事案はどのような事案でしょうか。
- ⑦ どのような情報を公調委から市町村担当者に発信してほしいですか。
- ⑧ その他ご意見があればお寄せ下さい。

公害苦情相談アドバイザー・アンケート結果

市区町村における公害苦情への対応に関して、日頃、市区町村の担当者へのアドバイス等を通じて接している立場から、以下の観点について、どのように考えているか、あるいは感じているか等のアンケートを実施した。以下にアンケート結果を示す。

1. アンケート実施の概要

- 対象者：地方自治体の公害苦情相談アドバイザー9名
- 回答期間：令和5年2月15日～24日
- 回答方法：google フォームまたはメール（質問票は巻末資料を参照のこと）

2. アンケート結果の概要（詳細は3. を参照のこと、文中の（）は回答数を示す）

アンケート内容を踏まえ、市区町村、都道府県、これらの連携、アドバイザー、公害等調整委員会に分類し結果を示す。記述回答（その他の回答、参考意見等）については主なものを示す。

① 市区町村の状況

市区町村の相談窓口担当者にとって大変なこととして、「基準値を超過しないことから追加対策を求めることが出来ず、申立者が納得しないことが多い」（3）、「案件が多い」（2）であった。

市区町村間の相互協力の事例について「聞いたことがある」（2）、「聞いたことがない」（2）と回答があった。情報共有については「他の担当者や後任者に継承されている」が多く（5）、「その事例が少ない」との回答は少なかった（2）。

（主な記述回答）

- ・ 苦情内容の多様化。
- ・ 基準を超過していて、対策が困難な場合がある。
- ・ 騒音測定が必須とは言えない事例、測定結果が基準を下回る事案でも解決に至らない事例も多い。
- ・ 申立者の権利意識が強くなってきている。社会全体の寛容さが減退する中で、市民の身近な生活環境の不満感は騒音苦情となって発現するケースが多い。
- ・ 担当者の対応スキルや経験不足で、研修も教科書（マニュアル）どおりに進まない。
- ・ 比較的規模の小さい町村では専門職スタッフが少ない、技術継承する職員も少ない。また、異動までの期間が短く、異動後は関連部署に戻らない例が多い。
- ・ 自治体の規模（苦情処理を担当する職員数）によって、情報共有の差異がある。
- ・ 他市町村から類似事例の有無、処理の先例などの相談があり、回答に応じたことがある。
- ・ 県内市町村の情報交流の機会が全くなく、他市町村の状況は把握できない。
- ・ 比較的規模の小さい町村では、適切な伝達ができない状況である。そのため、日ごろから市区町村が相談できるようにする必要がある。

② 都道府県の状況

支援／連携している都道府県研究所が「少ない」との回答が多く(6)、「多い」(2)との回答が少なかった。支援／連携として、多いものは「測定機器の貸与」(8)、「測定法の講習」(8)、「研究所等による測定」(2)であった。

(主な記述回答)

- ・ 毎年、県で市町村の測定機器の整備状況調査があり、結果を各市町村に配布している。
- ・ 定期的な会議等を実施し、法令等の動向や、苦情に関する相談・事例報告・意見を出し合うなど、情報交換(共有)を行っている。
- ・ 市町村職員を対象とした県の研修会では、騒音規制法、振動規制法の体系などの講習があり、法体系の理解に役立っている。この研修会では、騒音計メーカーによる講義、実演もある。
- ・ 市区町村に対し、説明会や講習会の実施、最新情報の提示・共有、連絡調整会議の開催している
- ・ 類似事例紹介、現場同行などにより対応の手順、テクニックのアドバイスなどの支援が考えられる。

③ 市区町村と都道府県の連携の状況

市町村で対応できない案件について、都道府県公害審査会への紹介は「少ない」(5)、「多い」(3)と回答している。一方、都道府県審査会に相談があった事案について、市町村の相談窓口を「斡旋している」(8)が大部分であった。市区町村と都道府県との連絡・連携体制が構築されている都道府県が「少ない」(4)、「多い」(3)と回答している。

(主な記述回答)

- ・ 県では事務分掌が異なるとして、相談者には市を案内する。公害審査会担当課に相談者が直接電話した場合でも市町村を案内する。
- ・ 特に騒音・振動に関する連携体制が構築されていないのは、都道府県でも専門家がいなことが理由である。
- ・ 公害審査会を所管する都道府県(担当課)の市区町村への関与や連携が希薄である。
- ・ 都道府県公害審査会は常設ではなく、案件が寄せられる毎に選任された委員を招集する手続きが必要なので、開始までに非常に時間がかかり実質的に殆ど機能しておらず、市町村担当者は殆ど期待していない。
- ・ 審査会に申請する前に状況が悪化している事例では、良好な決着は望めず、申請前の比較的早い段階から市区町村との意思疎通が大切である。
- ・ 政令市区や都道府県が事案に関わり、支援することにより、苦情処理の混乱を少なくできる。そのためには都道府県が市区町村間に相互に働きかけ、機会を提供することが重要である。
- ・ 市区町村から都道府県に移行する制度であることからこの事案が多いが、都道府県は審査後の市町村へのケアが必要である。

④ アドバイザーの状況

市区町村の担当者から求められるアドバイスは、「申立者等への対応方法」(7)、「類似事例の紹介」(6)、「測定方法」(2)の順であった。

(主な記述回答)

- ・ 「被害の種類は感覚的・心理的で、騒音測定をせず、講じた防止対策は作業方法や使用方法の改善(ソフト対策)」のケースが多い。

⑤ 公害等調整委員会の活動に関して

市区町村による苦情処理と公調委による処理では、「専門家の関与」(9)、「測定対象・内容」(2)で違いがあると回答している。

公調委から市区町村に向けて、「発生源別対応の事例集」(4)、「発生源別評価の事例集」(2)、「測定実施前の評価方法」(1)などの情報発信が有用であると考えている。

公調委が対応した方が良い事案が「ある」(4)、「ない」(5)との回答が同じ程度であった。

(主な記述回答)

- ・ 公調委の対応は確立した制度に基づいた手続きであるが、市町村での対応は確固たる裏付けがないように認識されている。
- ・ 市町村相手だと苦情者や原因者との距離が近すぎるせいか、担当部局以外のルートにより圧力をかけようとする事例がある。
- ・ 多様な事例情報を共有する仕組み(「ちょうせい」での発信等)の強化が重要であり、測定事例や対応事例を広く収集した事例集を公開頂きたい
- ・ 広範囲(隣接市区町村からの事案等)にわたる苦情、損害賠償にかかる苦情、国策に関する内容の苦情、また道路騒音、鉄道騒音、航空機騒音の発生源対応を担当して頂きたい。
- ・ 高度な技術を要する測定は、地方公共団体では難しい。
- ・ エアコン・エコキュート等の騒音は相隣関係の民事訴訟であると同時に製造者責任・販売者責任(PL法)、契約不適合責任の問題もあるため、市町村が対応するのは荷が重すぎる。
- ・ 公害等調整委員会は市町村では、単なる苦情統計資料の提出先としての認識されている気がする。案件についても、全国規模の印象があり、日常の苦情処理業務とかけ離れて捉えられている側面が大きい。
- ・ 地方公共団体が国に望む役割を議論いただきたい。
- ・ 国→都道府県→市区町村をと連携し、適切な助言が可能な会議の開催や専門家派遣等の強化が重要である。
- ・ 市町村が苦情者に明確に説明するため、市町村では解決できない事案に対し、「重大事案」として扱う基準の明示をして頂きたい。

3. アンケートの詳細結果

(1) 騒音・振動・低周波音の問題(以下、単に「騒音問題」という。)に関して、市区町村の相談窓口担当者にとって、何が一番大変だと思われませんか(複数回答不可)。	回答数
測定の結果、法令の基準値を満足していた場合には発生源に対して追加の対策を求めづらいが、苦情の申立者はそれでは納得しないことがあること	3
案件の多さ	2
測定器を所有していない、台数や機能が不十分	0
すぐ現場に行かなければならないこと、測定を求められる時間帯等が深夜や早朝になること	0
その他のご回答	4
合計	9

(その他の回答)

- ・ 苦情内容の多様化と担当者の対応スキルや経験不足。
- ・ 基準を超過していて、対策が困難な場合(工業系地域におけるマンション建設に伴う新たな苦情や事業場の建屋の老朽化等)。
- ・ 申立者の権利意識が強くなってきていること。近隣トラブルが多くなってきていること。
- ・ 人を相手にしているので教科書(マニュアル)どおりに進まないこと。

(参考意見)

- ・ 「案件の多さ」が実感としては、大変さの根源であると考えます。概して社会全体の寛容さが減退する中で、市民の身近な生活環境の不満感は騒音苦情となって発現するケースが多いように考えます。これに加えて事例の中には 1)職員には聞こえないなど状況の確認が困難なもの 2)行けばわかるなどの理由から一緒に現地を確認ができないもの 3)測定した日は音が小さいなど測定結果に納得が得られないもの 4)対応の限界に納得が得られないもの 5)執拗に対応を求められるものなどがみられ、職員の疲労感につながっていると考えます。

(2) 騒音問題に関して、市区町村の相談窓口担当者から求められるアドバイス等は、どのようなものでしょうか。多いもの2つをご回答下さい。	回答数
苦情申立者等への対応のしかた, 類似事例の紹介	4
苦情申立者等への対応のしかた	2
苦情申立者等への対応のしかた, 騒音・振動等の測定を行う場合の測定方法(場所、時間等)についての技術的アドバイス	1
騒音・振動等の測定を行う場合の測定方法(場所、時間等)についての技術的アドバイス, 類似事例の紹介	1
類似事例の紹介, 騒音・振動等の低減方策(ソフト、ハード両面を含む)	1
合計	9

(参考意見)

- ・ ○○市の事例の場合、「被害の種類は感覚的・心理的で、騒音測定をせず、講じた防止対策は作業方法や使用方法の改善(ソフト対策)」のケースが大多数であるからです。

- (3) 都道府県・市区町村ごとに異なっているかが、市区町村の相談窓口と都道府県公害審査会はどのように役割分担をされておられるでしょうか。

(3A)市区町村による対応では解決できそうにない案件について都道府県公害審査会を紹介する	回答数
そのように対応している市区町村は少ないと思われる	5
そのように対応している市区町村が多いと思われる	3
その他のご回答	1
合計	9

(その他の回答)

- ・ 常設ではなく、案件が寄せられる毎に選任された委員を招集し手続するので、開始までに非常に時間がかかり実質的ほとんど機能していないし、市町村担当者は殆ど期待していないと考えられる。

(参考意見)

- ・ 一般に公害審査会を所管する都道府県(担当課)の市区町村への関与や寄り添い方が希薄であるように感じます。日ごろから市区町村が相談するときのハードルを下げる必要があるように考えます。審査会案件になる前に状況が悪化している事例では、審査会での良好な決着は望めず、その意味からも事例によりますが、比較的早い段階からの市区町村との意思疎通が大切と考えます。

(3B)いきなり都道府県公害審査会に相談があがってきた案件についてまず市区町村の相談窓口を勧める	回答数
そのように対応している都道府県が多いと思われる	8
その他のご回答	1
合計	9

(その他の回答)

- ・ 少なくとも当県の場合は、公害審査会担当課に相談者が直接電話したとしても、市区町村を案内されている。

(参考意見)

- ・ 制度的にそのようにならざるを得ないと考えます。都道府県にはその後の市区町村へのケアを習慣づけることが大切だと考えます。

(3C)市区町村と都道府県の間で、騒音問題に係る苦情対応に関する連絡・連携体制(相互の情報共有や都道府県単位の研修会の開催)が構築されている	回答数
そのような体制が構築されている都道府県は少ないと思われる	4
そのような体制が構築されている都道府県が多いと思われる	3
その他のご回答	2
合計	9

(その他の回答)

- ・ わかりません。
- ・ 特に騒音・振動に関しては、都道府県でも専門家がないことが要因と思う。
- ・ 初任者等への技術研修の中で苦情対応に関する研修のコマが設けられているものの、全県での公害苦情研修会連絡会議は行われていない。

(参考意見)

- ・ 公調委殿には、都道府県に対して連絡・連携体制の構築を積極的に進めるよう働きかけをお願いしたい。上記三者の連携は、格段に促進されるものと考えます。

- (4) 市区町村の騒音問題の苦情処理に関して、各都道府県、都道府県環境研究所は市区町村を支援／連携していますでしょうか。また、どのように支援／連携していますでしょうか。

(4A) 支援／連携の有無	回答数
支援／連携している都道府県、都道府県研究所は少ないと思われる	6
支援／連携している都道府県、都道府県研究所が多いと思われる	2
その他のご回答	1
合計	9

(その他の回答)

- ・ 当県では、測定技術的な側面を研究センターが対応しているだけで、公害苦情の電話があると、県は事務分掌が異なるとして、相談者には市を案内している。

(参考意見)

- ・ そもそも研究所で騒音振動の部署を有しているのでしょうか。政令市レベルの研究所では、ほとんどなかったと記憶しています。

(4B) 支援／連携の方法(多いと思われるもの2つをご回答下さい)	回答数
測定機器の貸与、使用方法の講習	3
測定機器の貸与、使用方法の講習, その他の方法による支援／連携	3
研究所等による測定の実施, 測定機器の貸与、使用方法の講習	2
その他の方法による支援／連携	1
合計	9

(その他の回答)

- ・ 説明会や講習会の実施。
- ・ 最新の情報の提示、共有、連絡調整会議の開催など。
- ・ 神奈川県は、研究所で対応しますが、それは希有の事例です。

(参考意見)

- ・ 基準適合性を求められる苦情では、測定の体制が十分でない市区町村には大きな支援になります。
- ・ 一方、苦情処理で現場では、騒音測定が必須とは言えない事例、測定結果が基準を下回っていても解決につながらない事例も多いことから、類似事例の紹介、現場へ同行するなどに対応の手順やテクニックをアドバイスするなどの支援が考えられます。

(4C) 支援／連携の好事例と思われるものをご存じでしたら、簡単で結構ですのでご紹介下さい。

- ・ 都道府県からの測定機器の貸し出しによる市区町村との連携。
- ・ 都道府県の役割は、市町村より高度の専門性を持つことが重要。
- ・ 低周波音の相談があり NL-63 を県から借用しソフトで解析をして貰ったが参照値未
満で、被害感との対応関係もなし。市で報告書を作成し相談者と周囲の家に説明。
相談者夫婦に研究センターの無響室で低周波音の体験をして貰い、原因が相談者
の健康上の問題にある可能性が高いことを諭した。
- ・ 市町村職員を対象とした大分県の研修会では、騒音規制法、振動規制法の体系な
どを説明するメニューがあり、そもそもの法体系の理解に役立っているものと考えま
す。この研修会では、騒音計メーカーによる講義、実演もメニューとしてあります。
- ・ 県主催の研修会・担当者会議。

- (5) 市区町村の騒音問題の苦情処理に関して、市区町村間、当該市区町村内でどの程度、相互協力、情報共有が行われているでしょうか。

(5A)市区町村間の相互協力	回答数
相互協力(測定器の貸し借り等)をしている市区町村の事例を聞いたことがある	2
相互協力(測定器の貸し借り等)をしている市区町村の事例を聞いたことがない	2
その他のご回答	5
合計	9

(その他の回答)

- ・ 過去には相互協力がありましたが、現在の状況はわかりません。
- ・ 23区では定期的な会議等を実施し、法令等の動向や、苦情に関する相談・事例報告・意見を出し合うなど、情報交換(共有)を行っている。
- ・ 苦情現場の確認や測定の協力。苦情に関する相談をしている(特別区)。
- ・ 毎年、県で市町村の測定機器の整備状況調査があり、結果を各市町村に配布している。
- ・ ○○市に対して、県内市町村から類似事例の有無、処理の先例などの問い合わせがあり、電話、メールで回答に応じたことがあります。都道府県が市区町村間の横連携の橋渡しの役を積極的に担うことで、この種の横連携はさらに促進され则认为ます。
- ・ 貸し出しを実施している。

(5B)市区町村内の情報共有	回答数
市区町村担当者が獲得した技術やノウハウは、概ね、他の担当者や後任者に適切に伝達されていると思われる。	5
市区町村担当者が獲得した技術やノウハウが他の担当者や後任者に適切に伝達されている事例は少ないと思われる。	2
その他のご回答	2
合計	9

(その他の回答)

- ・ 県内市町村の情報交流の機会が全く設けられていないので、公的に他市の状況は把握できない。
- ・ 自治体の規模(苦情処理を担当する職員数)によって、差異があると考えます。
- ・ 比較的規模の小さい町村では、専門職スタッフが少ない、技術を継承する職員も少ないなどで、適切な伝達ができない状況にあると考えます。
- ・ 規模の大きい市区や都道府県がこのような課題に関わり、支援することで、苦情処理の混乱は少なくすることができると考えます。そのためには、都道府県が市区町村間に横ぐしをさすように働きかけ、機会を提供することが大切と考えます。

(参考意見)

- ・ 異動までの期間が短い。異動したら戻ってこない。

(6) 市区町村による苦情処理と公調委による処理(裁定、調停等)では、 どのようなところに違いがあると思われますか(複数回答可)。	回答数
専門家の関与	3
専門家の関与, 法規制遵守の観点からの判断か、受忍限度に基づく判断 か	2
専門家の関与, その他	1
専門家の関与, 測定の対象(低周波音でも測定する等), 測定の内容(周波 数解析や体感調査の有無等)	1
専門家の関与, 測定の内容(周波数解析や体感調査の有無等)	1
当事者と直接、面と向き合うことの影響の有無	0
その他	1
合計	9

(その他の回答)

- ・ 公調委の対応は確立した制度に基づいた手続きであるが、市町村のそれは確固たる裏付けがないように認識されている。
- ・ 市町村相手だと苦情者や原因者との距離が近すぎるせいか、特に法規制外の近隣騒音等の場合、議員を依頼したり、市政メールや人事課への相談員に対する苦情を行って苦情者は自分に有利に、原因者は市の関与を妨害しようと画策してくることがある。

(参考意見)

- ・ ただし、両者とも、処理後の届出について、あまり考慮していないと思われる。

(7) 市区町村による対応ではなく、公調委が対応したほうがよいのではないかと思われる事案はありますか(騒音・振動・低周波音に係るもの以外をお答えいただいても結構です)。	回答数
ある	4
ない	5
合計	9

(「ある」の場合の事案)

- ・ 広範囲にわたる苦情、損害賠償にかかる苦情、国策に関する内容の苦情。
- ・ 高度の技術を要する測定は、地方公共団体では難しいと思う。
- ・ エアコン・エコキュート等の騒音は法規制外な上、近隣騒音ともなるとそもそも民事訴訟であるにもかかわらず、公害紛争処理法と環境基本法の解釈上の問題で、市町村で扱っている。しかし、これらは、相隣関係の民事訴訟であると同時に製造者責任・販売者責任(PL法)、契約不適合責任(民法562条(旧634条・瑕疵修補請求権))の問題であるので、市町村が対応するのは荷がおも過ぎると考える。かと言って、膨大な処理件数を公調委で解決するのは件数的・受付場所等の観点から無理であるとも考えられる。こうしたことから、電機メーカー・ハウスメーカー・販売会社が出資した近隣騒音・低周波音に特化した測定機関を設置又は指定し、自賠責保険のように強制加入の損害保険制度及び近隣騒音・低周波音専門のADR(*1)を設置していただきたいと考える。
- ・ 公調委ではなく、県の担当だと思いが?隣接市区町村からの苦情(港地区の騒音(低周波音)や粉じん・ばい煙)。
- ・ 道路騒音、鉄道騒音、航空機騒音などで構造体ではなく、発生源にかかる部分。

*1 ADR:裁判外紛争解決手続("Alternative Dispute Resolution"の略)

(8) 市区町村が騒音問題の苦情処理をより円滑に進めていくために、公調委から市区町村に向けてどのような情報を発信することが有益と考えられるでしょうか。	回答数
発生源別の対応(どのような対応(調停内容等)により終結させたか)事例集の提示	3
市区町村による測定を実施する前の段階における事案の評価の方法(どういった情報から、どういった評価となるか)	1
発生源別の評価(どのような評価(基準超過、受忍限度との関係)となるか)事例集の提示	1
発生源別の評価(どのような評価(基準超過、受忍限度との関係)となるか)事例集の提示, 発生源別の対応(どのような対応(調停内容等)により終結させたか)事例集の提示	1
その他のご回答	3
合計	9

(その他の回答)

- ・ 苦情騒音談窓口の設置
- ・ 測定事例や対応事例を広く集めて、事例集として公開(もちろん自治体限定)
- ・ 市区町村職員の苦情処理のスキル(いわば現場力のようなもの)を向上させるため、多様な事例情報を共有する仕組み(「ちょうせい」での発信など)を強化することが大切であると考えます。
- ・ 公調委ではなく、県からの発信だと思うが？市区町村では、あまり評価(正式な測定)を実施していないと見受けられる。

(9) その他、公調委の活動についてのアドバイスがございましたらお教え下さい。

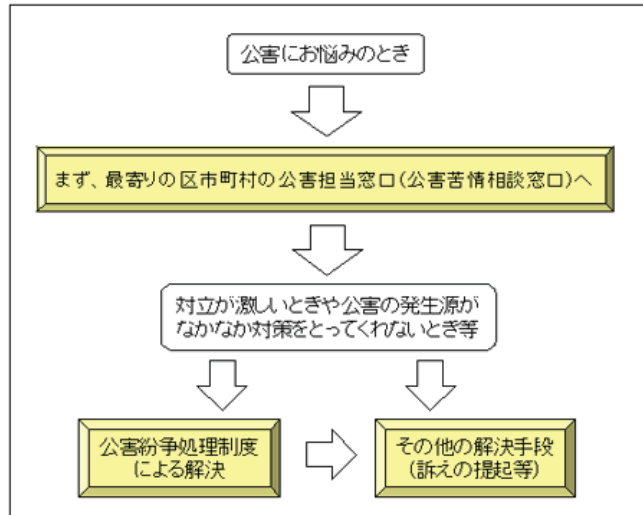
- ・ 市町村(政令市も)から見ると、単なる苦情統計資料の提出先としての認識が強いような気がします。扱う案件についても、全国規模(古いところでは豊島問題)のイメージが大きく、日常の苦情処理業務とかけ離れていると捉えられている側面が大きく、敷居が高いと捉えられていると思います。また自治体から見るとブラックボックス的な部分も多く、業務の参考となるであろう専門的な調査結果も利用できないとされています。苦情解決には、申立者と原因者の関係に加え、技術的、科学的な側面からのアプローチも重要です。今まで培われた苦情処理(調停等)でのノウハウや専門家による技術的な検討結果を分かりやすく、共有することで公害苦情の専門機関としての独自性が発揮できるのとは思います。
- ・ 今後も国→都道府県→市区町村の架け橋としてより適切なアドバイスができるよう会議の開催や派遣等をお願いいたします。
- ・ 今後も、全国のデータ解析や様々な情報提供、そして裁定調停など、広範囲の対応を支援できるような活動を望みます。
- ・ 地方公共団体が国に望む役割を議論いただければと思います。
- ・ 市町村で解決できないような事案に対し、どのような事案であれば「重大事案」として認められ取り扱って頂けるかの基準を明示していただけると苦情者に市町村も明確に説明できると思います。
- ・ ①県審査会担当者への公害苦情処理研修の実施、②受付時の注意点の喚起、③苦情終了の扱いの周知、④個人(申立者)情報の扱い、⑤正式な測定の実施(評価)。

公害苦情相談

ページ番号：227-686-758

ここでは、公害にお悩みの方への情報提供などを行っています。

<公害にお悩みのときの解決方法（概略）>



<公害でお悩みの方>

[公害苦情相談](#)

公害による直接の被害があり、それを解決したい場合の窓口や解決手段を紹介。

[公害紛争処理の流れ](#)

公害にお悩みのときの解決方法について詳しく流れを紹介。

[区市町村の公害苦情相談窓口](#)

まずはこちらに相談して下さい。

[公害審査会](#)

公害調停制度等を紹介。

[他の解決手段について](#)

公害調停以外の制度を紹介。

- ・ 民事訴訟、民事調停など

<知っておきたい情報>

[公害苦情調査](#)

公害苦情の件数から見た東京の環境。

[よくある質問回答集](#)

当局に届けられる都民の皆さまの声に基づいたQ&Aや窓口を紹介。





大阪府公害審査会



更新日：2022年8月9日

大阪府公害審査会の概要

公害審査会で取り扱う「公害」とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭（これらを「典型7公害」といいます。）によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。」とされています。この公害は、必ずしも現在生じている被害に関するものである必要はなく、将来生ずるおそれのある被害に関するものも含まれます。また、公害審査会では日照、通風、眺望などの阻害や電波障害など典型7公害以外のものについては取り扱っていません。

担当部（局）課	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
電話番号	06-6210-9580
根拠法令・要綱	公害紛争処理法(外部サイト) ・ 大阪府附属機関条例
設置年月日	昭和45年11月1日
担任意務	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第14条に掲げる公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関する事務
委員数	15名（ 委員名簿はこちら ）
委員の任期	3年
委員の構成	弁護士（5名）・学識経験者等（10名）
会議の公開・非公開	非公開
非公開理由	公害紛争処理法第37条「調停委員会の行う調停の手続は公開しない」

公害紛争処理について

公害紛争処理のしくみ

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、各都道府県に公害審査会等が、国に公害等調整委員会が置かれています。

都道府県公害審査会等と公害等調整委員会とは、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっていますが、制度の円滑な運営を図るため、情報交換などを通じ相互の連携を図っています。

[公害紛争処理の流れ](#) [PDFファイル/208KB]

公害紛争事件の管轄

都道府県公害審査会等	公害等調整委員会
調停、あつせん及び仲裁 右の重大事件、広域処理事件及び県際事件以外の全ての事件 ※都道府県公害審査会等は裁定を行いません。	調停、あつせん及び仲裁 重大事件 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及びおそれのある次の事件 （1）生命、身体に重大な被害が生じる事件 （2）被害の総額が5億円以上の事件 広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件 県際事件 複数の都道府県にまたがる事件 裁定 すべての事件

公害紛争処理状況

公害紛争事件の処理状況（令和4年3月現在）

年度	前年度からの係属	受付	終結	翌年度への繰越
平成31年度	4件	9件	8件	5件
令和2年度	5件	7件	4件	8件
令和3年度	8件	3件	8件	3件

用語解説

公害審査会

弁護士、学識経験者などの有識者から構成された調停委員等が、中立的な立場で当事者の間に立ち、話し合いを進め問題の解決をはかることを目的としています。公害審査会はこの目的のために調停、あっせん、仲裁を行っています。

調停

調停は、公害審査会委員の中から3名の委員が調停委員会を構成して、紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続きです。調停委員会は、調停期日において被害者から被害の実態や損害の程度などを、相手方からはこれに対する反論などを聴取し、当事者の主張内容や事実関係を明らかにして、公平で当事者に納得のいく解決策を探ります。調停においては、調停委員会が主体となって話し合いを進めますが、当事者双方がお互いに譲りあって紛争の解決を図ることが必要となります。

あっせん

あっせんは、公害審査会委員の中から3名以内のあっせん委員が紛争の当事者間に入り、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続きです。したがって、当事者が自分達で積極的に話し合い、お互いに譲りあって紛争を解決しようという気持ちをもたない場合には、あっせんの申請を行うのは適当とはいえません。

仲裁

仲裁は、紛争当事者の双方が裁判所に訴える権利を放棄し、紛争の解決を公害審査会委員の中から選ばれた3名の仲裁委員からなる仲裁委員に委ね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することにより紛争解決を図る手続きです。仲裁の申請に基づいて仲裁判断がなされると、それは確定判決と同一の効力をもちます。

調停手続きについて

[調停手続きの流れ \[Wordファイル/28KB\]](#) [調停手続きの流れ \[PDFファイル/89KB\]](#)

[調停申請手数料 \[Wordファイル/17KB\]](#) [調停申請手数料 \[PDFファイル/75KB\]](#)

調停申請書の様式例

[調停申請書等の様式例](#)

公害紛争に関する手引き、過去の調停申請事例、よくある質問・回答集

[公害紛争処理の手引き \[Wordファイル/65KB\]](#) [公害紛争処理の手引き \[PDFファイル/632KB\]](#)

[過去の調停申請事例](#)

[公害紛争に関してのよくある質問と回答](#)

関係リンク

- [公害紛争処理法](#) 根拠法令（外部サイト）
- [大阪府附属機関条例](#) 根拠法令

このページの作成所属
[環境農林水産部](#) [環境管理室環境保全課](#) [環境審査グループ](#)



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [環境・リサイクル](#) > [生活環境保全](#) > 大阪府公害審査会



Q1-1 身近な公害問題で困っている

最終更新日 2020年7月13日



(1) はじめに

近年、都市化が進むことによって公害や環境に関わる近隣トラブルが増えています。

トラブルの原因は、お隣への思いやりや、ちょっとした心遣いを持つことで、避けられることが多くあります。

また、その原因を出している工場、家、またはその人との付き合いの程度によって、迷惑の感じ方が変わるそうです。

(2) 被害を感じたら早めの声かけを

公害の原因者は、「近所に迷惑をかけている」ということを気づいていない場合もあります。

被害を感じたら我慢せず、早めにさりげなく理解を求めてみましょう。

中には、市役所が介入することで、近隣の関係がこじれてしまう場合もあります。また、民事的な事項については、原則として市役所が介入することはできません。

まずは早めに声をかけて、迷惑していることを伝えてみましょう。

(3) 受忍限度について

横浜市では事業者へ行政指導を行うにあたり、環境法令に基づく規制基準を遵守しているか否かを判断基準としています。

工場・事業場に限らず、人間が社会生活を営む上では、環境法令に基づく規制基準を遵守していても、ある程度の騒音・振動や悪臭が発生する場合があります。他人の生活に多少なりとも悪影響を及ぼす行為ではあるが、我慢しなければならない限度が、受忍限度です。

受忍限度を超えているか否かは

- [1]被害の内容・程度
- [2]加害行為の態様
- [3]当事者間の交渉経過
- [4]規制基準・環境基準との関係
- [5]地域性
- [6]先住性（土地利用の先後関係、危険への接近）
- [7]原因行為の公共性
- [8]その他の事情（被害者側の特殊事情、法令・信義則違反の有無、環境アセスメントの有無等）

を総合的に考慮して決められることとなります。（公害等調整委員会の資料から）

(4) 公害苦情相談について

当事者同士での解決が難しい場合は、以下の相談窓口にご相談ください。

ア. 市町村の公害苦情相談窓口

まず、お住まいの市町村の公害苦情相談窓口へご相談ください。

横浜市の問合せ先は、「公害苦情相談お問合せ先」に記載されています。相談をされる前に「よくある苦情相談について」をご覧ください

い。

【匿名苦情について】

匿名による通報では対応できかねる場合もあります。相談者の了解を得ずに苦情の相手方に相談者の名前を明らかにすることはありません。（発生源と相談者の位置関係から相談者が推測されてしまう場合もありますのでご了承ください。）

氏名を明かしていただくのは、通報のあった公害苦情の事実確認や現場の状況報告、個人の利害関係による意図的な通報（嫌がらせ通報）や無関係な第三者が巻き込まれることなどを防止するためです。

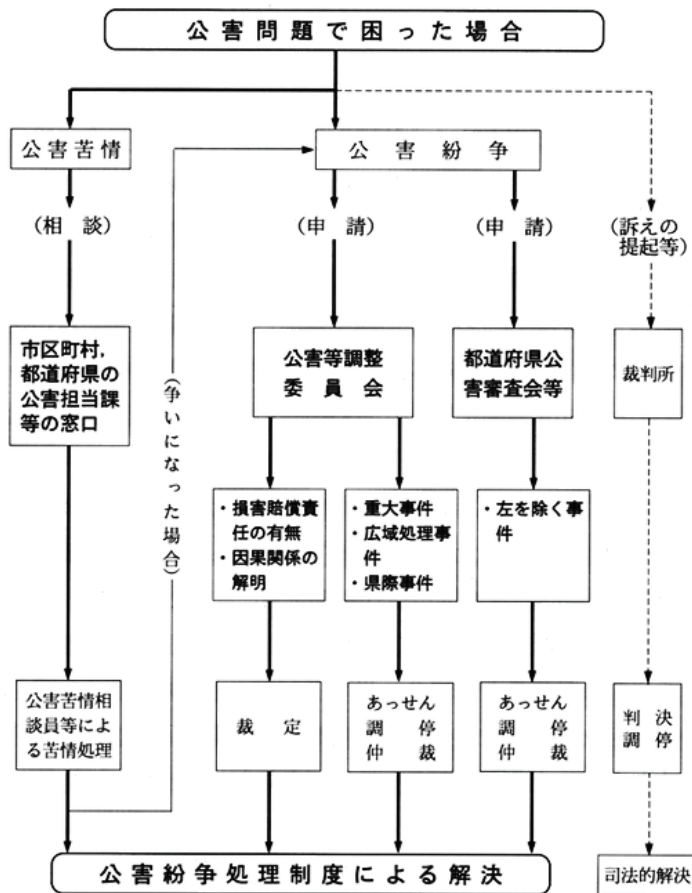
ご協力をお願いします。

イ. 都道府県の公害審査会

対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれないときは、都道府県の公害審査会で公害紛争として処理を行います。横浜市の所管は[神奈川県公害審査会（外部サイト）](#)です。

ウ. 公害等調整委員会

重大事件や広域的な事件、損害賠償や因果関係の問題については[総務省公害等調整委員会（外部サイト）](#)で受け付けています。



このページへのお問合せ

環境創造局環境保全部大気・音環境課

電話：045-671-2486（大気）・2483（騒音）・4244（水質）・2494（土壌） ファクス：045-550-3923

メールアドレス：ks-soudan@city.yokohama.jp

[< 前のページに戻る](#)

ページID：716-472-958





手続き・届出



施設案内



区政情報



地域活動

防災
くらしの安全子ども
教育

健康・福祉

環境
まちづくり産業・文化・
観光

いろいろな検索方法

Google™ カスタム検索



救急・防災・防犯

トップページ > 環境・まちづくり > 環境 > 公害苦情相談 > 公害苦情相談について

公害苦情相談について

更新日：令和4年3月1日

環境課では、公害紛争処理法や環境確保条例等に基づき、公害現象（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に対する苦情相談を行っております。

公害苦情相談をするには

公害現象でお困りの場合は、まず区の公害苦情相談窓口である環境課に窓口または電話にてご相談ください。

苦情相談の際には、公害の原因、程度、状況等について調査し、解決に向けて適切な処理をするため、以下の事項についてお聞きします。

1. 相談者の住所、氏名、連絡先
2. 公害の内容（公害の種類、発生時期、時間や頻度など）
3. 発生源の名称、住所、連絡先
4. 被害の程度、影響
5. 経緯（発生源との関係や経緯など）

公害苦情相談をするのにあたり以下の内容にご注意ください。

- 相談者の了解を得ずに発生源に相談者の氏名などを明らかにすることはありません。ただし、位置関係やこれまでの経緯などから相談者が容易に推測してしまう場合があります。
- 発生源の現地調査に相談者の同行をお願いする場合があります。
- 区では民事上のトラブルに介入することは出来ません。

野鳥への餌やり防止掲示板の配布について

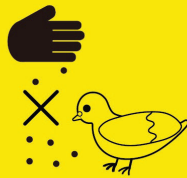
環境課では、野鳥への餌やり防止掲示板の配布を行っております。

配布を希望される方は、窓口までおいでください。

掲示の際は、自分の敷地や管理者等から許可を得た場所に掲示するようお願いいたします。

野鳥にエサを与えないでください！

エサやりによって野鳥の数が
増えると、フンや鳴き声などが
周辺の方の迷惑となる恐れが
あります。



品川区

環境測定機器の貸出しについて

環境課では、品川区に在住・在勤の方に環境測定機器（騒音計・振動計・放射線測定器）の貸出しを行っています。

機器貸出しの予約は行っていませんので貸出しを受ける前に在庫の確認の上、窓口までおいでください。

環境測定機器の貸出しを受けるのにあたり以下の内容にご注意ください。



チャット



しらべる



PAGE TOP

- 貸出しは無料です。ただし、貸出し後の電池などの消耗品は貸出しを受けた方の負担となります。
- 貸出期間は15日以内です。（貸出し目的が適当と認められる場合は15日以内で期間延長ができます。）
- 貸出期間を経過しても返却されない場合、使用を停止し返却していただきます。
- 貸出しを受けた機器を他の人へ貸し出すことを禁止します。
- 測定機器の測定値については法的証明に使用できない物のため、参考値として扱ってください。
- 測定機器を破損させた場合は損害相当額を弁償していただくこととなります。

公害苦情を出さないために

家庭や事業所からの騒音や悪臭

[発生源になるもの]

- エアコンの室外機・給湯器・ボイラー・換気扇・排気口・楽器・オーディオなど

[対策方法]

- 低騒音型の機器を選んで設置する。
- 管理・点検をこまめに行う。
- 隣の家の窓から離れた場所に機器を設置する。
- 室外機・換気扇・排気口などは隣の家に向けない。
- 必要に応じて防音カバー・フード・ダクトなどを設置する。
- 早朝・深夜の使用は遠慮をする。

カラオケなどの騒音

[発生源になるもの]

- カラオケ店や飲食店でのカラオケ機器使用

[対策方法]

- 適切な音量に調節する。
- 窓や扉を防音効果のある二重構造にする。
- スピーカーは壁から離して設置する。

環境確保条例で、午後11時以降のカラオケは禁止されています。（防音設備がある場合を除く。）

工事による騒音・振動・粉じんや悪臭

[発生源になるもの]

- 解体・建設などの工事に使用される機器

[対策方法]

- 低騒音型・低振動型の機材・工法を選択する。
- 工事開始前に、周辺住民への説明をおこなう。
- 防音パネルを設置し、騒音を防ぐ。
- 解体作業で粉じんが飛ばないように散水を行う。

リンク・パンフレット

- ▶ [公害等調整委員会ホームページ\(別ウィンドウ表示\)](#)
- ▶ [パンフレットはこちら\(別ウィンドウ表示\)](#)

お問い合わせ

環境課 指導調査係（本庁舎6階）
電話:03-5742-6751
時間:平日の午前8時30分から午後5時まで
FAX:03-5742-6853



チャット



しらべる



PAGETOP



尼崎市公害等紛争調整委員会

ページ番号1007696

更新日 令和4年1月11日

概要

尼崎市では、「尼崎市の環境をまもる条例」の制定を機に、条例に基づく尼崎市公害等紛争調整委員会を設置しています。

この委員会は、地域住民の生活環境に密着した公害等紛争について、相隣関係で解決できるものは、市が仲介して解決をはかろうとするものです。

委員

現員5名 任期2年

 [委員名簿 \(PDF 62.8KB\)](#) 

開催予定

現在のところ、開催の予定はありません。

条例関係規定集

 [尼崎の環境をまもる条例 \(PDF 60.7KB\)](#) 

 [尼崎市公害等紛争調整委員会規則 \(PDF 6.9KB\)](#) 

公害紛争処理制度に関する問い合わせ先

総務省公害等調整委員会事務局 総務課

住所 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

電話 03-3581-9959 (公調委 公害相談ダイヤル 月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで)

詳細は、下記関連情報をご覧ください。

関連情報

 [総務省公害等調整委員会ホームページ \(外部リンク\)](#) 

このページに関するお問い合わせ

経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

電話番号：06-6489-6301

ファクス番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

Copyright © Amagasaki City, All Rights Reserved.

尼崎市公害等紛争調整委員会

(令和2年4月1日～令和4年3月31日)

所 属	選出区分
大阪大学教授	(1) 学識経験者 (憲法／行政法)
阪神合同法律事務所弁護士	(1) 学識経験者 (憲法／行政法)
尼崎商工会議所 建設不動産部会運営委員	(1) 学識経験者 (建設(設計))
神戸家庭裁判所尼崎支部調停委員	(2) 公害等紛争の処 理に経験を 有する者
尼崎市社会福祉協議会理事	(2) 公害等紛争の処 理に経験を 有する者

※氏名は省略

公害苦情相談についてのご質問

? 公害苦情相談の窓口について

公害苦情相談の窓口である環境保全課へ御相談ください。御相談内容によっては、対応できかねる場合もありますので、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。また、御相談の際には、「公害苦情相談の際にお聞きすること」や「匿名の公害苦情相談について」等を御参考ください。

更新日：2020年6月15日

? 公害苦情相談の相談方法について

環境保全課の窓口での御相談のほか、お電話、メール等で御相談ください。環境保全課からお伺いする内容は、「公害苦情相談の際にお聞きすること」を御参考ください。

なお、メールやお手紙等により御相談する場合には、「公害苦情相談の際にお聞きすること」を御参考の上、その詳細を記載してお送りください。お送りいただいた内容（状況が理解できない、相談者が匿名等）によっては、対応できかねる場合がありますので、御理解ください。

更新日：2020年6月15日

? 公害苦情相談の際にお聞きすること

公害苦情相談の際には、公害の原因、程度、状況等について調査を行い、解決に向けて適切な対応をするため、以下の事柄についてお尋ねします。

- (1)相談者の住所、氏名、連絡先
- (2)発生源の名称、住所
- (3)公害の内容（公害の種類、発生時期、時間や頻度等）
- (4)被害の程度、影響
- (5)発生源に対する要望事項

更新日：2020年6月15日

? 匿名の公害苦情相談について

相談者が匿名であったり、発生源がはっきりしないと、対応できかねる場合があります。相談者の了承を得ずに発生源に相談者の氏名を明らかにすることはありません（発生源と申立人の立地関係によっては、相談者が推測されてしまう場合があります。）ので、「公害苦情相談の際にお聞きすること」をご参照いただき、その詳細を御連絡ください。

匿名での公害苦情相談で考えられる問題点としては、以下の点が挙げられます。

- (1)原因行為に法的な問題がなかったときに、相談者へその事を伝えることができないことや相談者と発生源の方向性、何を希望しているか、どの程度で妥協できるか等を発生源に伝えられないため、発生源が有効な対策や配慮をすることができない。
- (2)改めてお問合せがあっても過去の相談者と同一人物かどうか判断できないため、必要な情報が伝えられない（相談者の情報を第三者に漏らさないようにするため。）。
- (3)適切で迅速な対応ができず、場合によっては関係のない第三者を巻き込んでしまう可能性がある。

更新日：2020年6月15日

? 工場又は事業場や建設工事から発生する騒音・振動についてお困りのとき

環境保全課 大気環境グループへ御相談ください。

更新日：2020年6月15日

❓ 工場又は事業場の煙突などからの煙や悪臭でお困りのとき

環境保全課 大気環境グループへ御相談ください。

更新日：2020年6月15日

❓ 工場又は事業場の排水でお困りのとき

環境保全課 水環境グループへ御相談ください。

更新日：2020年6月15日

❓ 土壌汚染でお困りのとき

環境保全課 水環境グループへ御相談ください。

更新日：2020年6月15日

❓ 一般家庭から発生する騒音でお困りのとき

一般家庭から発生する生活騒音は、法や条例の規制の対象とはなりません。そのため生活騒音の問題が生じた場合は、当事者間の話し合いで円満に解決してください。

当事者間での解決が困難な場合は、自治会や管理組合等に相談してみてください。

更新日：2020年6月15日

❓ 一般家庭から発生する悪臭でお困りのとき

一般家庭から発生する悪臭は、「悪臭防止法」や「県民の生活環境保全等に関する条例」の規制の対象とはなりません。

また、いわゆる「ごみ屋敷」から発生する悪臭については、廃棄物対策課へご相談ください。詳細は、[廃棄物対策課のホームページ](#)をご覧ください。

更新日：2020年6月15日

❓ 野焼きでお困りのとき

屋外燃焼行為は、一部の例外を除き禁止されています。詳細は[廃棄物対策課のホームページ](#)をご覧ください。

更新日：2020年6月15日

騒音・低周波音について

第1回：音に関する基礎知識

公害等調整委員会事務局

■はじめに（本セミナーの目的）

典型7公害のうち苦情件数の約3割を占める騒音については、その発生源が航空機や鉄道などの広域にわたるものから、隣家の室外機によるものまで、その発生源や範囲は多岐にわたります。その解決に向けては、これまでの専門領域による知見やそれに裏付けられた制度、更には様々な取組により得られた経験などを総合的に活用することが求められます。

本セミナーでは、公害等調整委員会事務局の職員が公害紛争処理の実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局において新たに担当される職員の方に向けて、騒音・低周波音の問題に関する実務を行う上で理解が望まれる内容を分かりやすく解説します。

なお、この「誌上セミナー」については、今後連載を予定しておりますので、是非、御活用ください。

1 音について

(1) 音の3要素

音は、空気を介した疎密波といわれる縦波である。この縦波は、あたかも上下に振れている波のように変換したグラフとして表すことができる（図1）。

音は、「高さ」「強さ」「音色」の3要素によって決まるが、このうち「高さ」については、この波の長さに相当する「波長」の長さによって決まるものであり、数値として示す際には、1秒間に何回分の波が振動するかという、周波数（単位は「Hz」（ヘルツ））として表される。この周波数が大きい音ほど高い音になる。

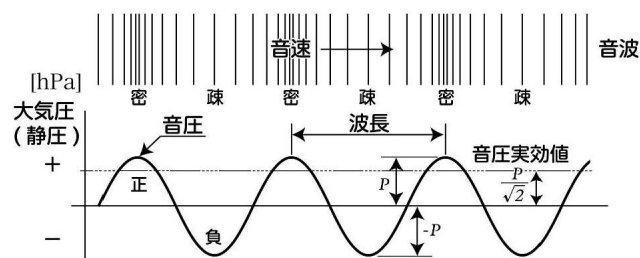


図1 音の模式図

通常、人が聞こえる周波数は、概ね20～20,000Hzと言われているが、我が国では約100Hz以下の音を低周波音と呼んでいる。また、そのうち約20Hz以下の音は人の耳では特に聞こえにくい、物の振動を引き起こし得る音であり、超低周波音と呼ばれている。

(2) 音の強さ・音圧・音圧レベル

先ほどの図1で表される波の高さに当たる「振幅」が、音の「強さ」に相当する。この音の「強さ」の量を数値として示す際は、まずは「音圧」として、圧力の基本単位である「Pa」（パスカル）¹を用いて表すことができる。このとき、人が聞くことができる最小の可聴音となる音圧は、0.00002Paとされている。

音の「強さ」は、この「音圧」の2乗に比例する性質がある。このため、音の「強さ」を表す際に、最小の可聴音となる音圧（0.00002Pa）の何倍に相当するかを計算し、更に2乗した数値を対数変換した上で10倍した数値に換算する方法で表すことにより、最小の可聴音から、ジェットエンジン付近の

¹ 1気圧は約1,000hPa（100,000Pa）。

音までの音の強さを 0~120 程度の範囲で分かりやすく示すことができる。この方法により表される音の強さのことを「音圧レベル」と呼び、単位は「dB」（デシベル）により表されるが、最小可聴音との比較により算出される値であるため、無次元の単位である。

ここで、音圧 (A [Pa]) から、音圧レベル (L [dB])

を算出する計算式と、音圧と音圧レベルの数値を比較した表を示す (表 1)。

$$L[\text{dB}] = 10 \times \log_{10} \left(\frac{A}{A_0} \right)^2 \quad (A_0 = 0.00002[\text{Pa}])$$

音圧: A [Pa]	0.00002	0.0002	0.002	0.02	0.2	2	20
$(A / A_0)^2$ [-]	1	100	10000	10^6	10^8	10^{10}	10^{12}
音圧レベル: L [dB]	0	20	40	60	80	100	120

表 1 音圧と音圧レベルの数値の比較

音圧レベルにより音の「強さ」を表す方法は、音圧レベルの数値と騒音の状態を関連づけて理解しやすくできる反面、数値が対数変換などを行うことにより算出されるため、計算の背景を理解していないと誤解が生じることも起こり得る。例えば、60 dB を発する室外機が 2 台あると、何 dB になるかという問題があるとすると、その答えは約 3 dB (正確には、 $10 \times \log_{10} 2$ dB 分) 上昇して約 63 dB ということになる。

2 周波数重み付け特性と時間重み付け特性

(1) 周波数重み付け特性

人の耳は、同じ音圧レベルの音であっても周波数によって聞こえ方が異なり、特に低い音には感度が悪いという特性がある。このため、人の耳の感覚に近づけるべく、低い周波数帯の音には感度を低く考慮するなどの補正を行ったものが A 特性になり、図 2 で示されるような補正を行った「音圧レベル」を「騒音レベル」と呼んでいる。

音圧レベルの補正には、他にも大きな音の聴感と近似した比較的平坦な補正曲線である C 特性や (図 2)、超低周波音の評価のために用いられる G 特性がある。

(2) 時間重み付け特性

また、刻々と変化する音環境を、騒音計を用いて測定する際には、急激な音の変動を緩やかに変化しているように表示するために、変化に対する応答時間を軸とした補正も行われている。この時間重み付け特性には、反応時間を 0.125 秒と速い (Fast) 時定数とする場合と、1 秒と遅い (Slow) 時間に設定できるが、公害としての環境音の測定を行う場合には、「Fast」と設定することが適当である場合が多い。

3 様々な騒音レベル

様々な騒音を測定した結果としての騒音レベル値を示す際に、その算出の方法により、いくつかの方法がある。ここでは、公害としての騒音において頻繁に扱われている算出の方法について紹介したい。

(1) 最大/最小騒音レベル (L_{\max} 、 L_{\min})

最大騒音レベル (L_{\max}) は、測定時間内における最大となる騒音レベルを表し、同様に最小騒音レベル (L_{\min}) は、最小となる騒音レベルを表す (図 3)。

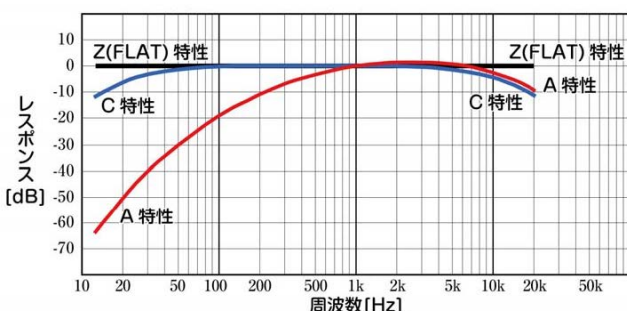


図 2 周波数重み付け補正の曲線

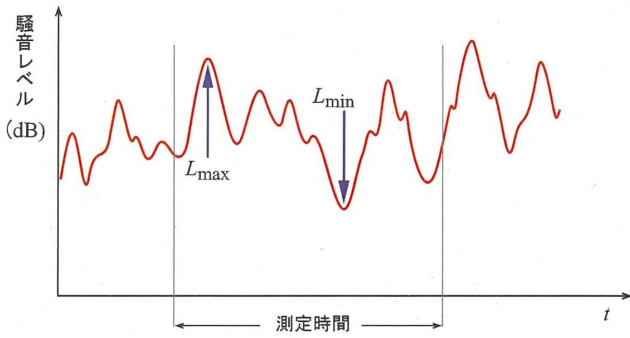


図3 最大/最小騒音レベル

(2) 等価騒音レベル (LAeq)

等価騒音レベル (LAeq) は、通常、A 特性による補正のもとで算出され、環境省が定める環境基準など、公害として騒音の評価において頻繁に用いられる方法であるが、測定時間内において様々な大きさの音が混在している中で、その積分値としての面積の大きさが同等に等しい音が、何 dB になるかを示した値となる (図4)。

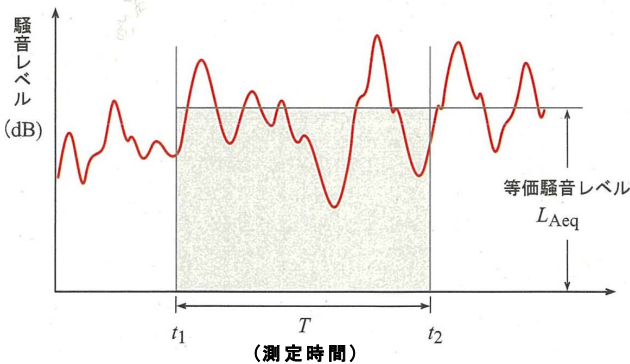


図4 等価騒音レベル

(3) 時間率騒音レベル (L5、L50、L95)

時間率騒音レベル (L5、L50、L95) についても、騒音規制法や地方自治体が定める条例における基準として用いられているが、これらは測定時間 (100%とする。) において、L5 の場合は、測定時間の 5% に当たる時間はその値が示す騒音レベル以上であったことを表し、同様に L50 の場合はその 50% に当たる時間の間、L95 の場合はその 95% に当たる時間の間は、それらの値が示す騒音レベル以上であったことを表す (図5)。

そのため、測定時間内において一定の騒音レベルの音の場合であれば、L5、L50、L95 とともに同じ

値となることになるが、変動が大きい音であればあるほど、 $L5 > L50 > L95$ の関係で、これら三者の差が大きくなるといえる。

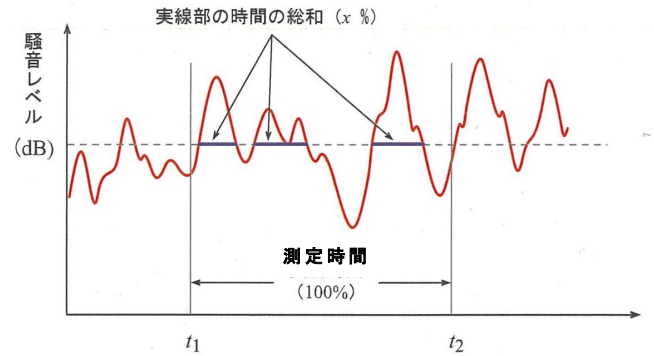


図5 時間率騒音レベル

(4) 単発騒音暴露レベル (LAE)

単発騒音暴露レベル (LAE) は、通常、A 特性による補正のもとで算出され、主に航空機、電車やくい打ちなどの単発的に発生する騒音に対して用いられる方法である。単発で発生した騒音の大きさを、その積分値としてのエネルギー量と同等のエネルギー量を持つ定常音が 1 秒間発生した場合に、何 dB に相当するかについて算出した値となる (図6)。

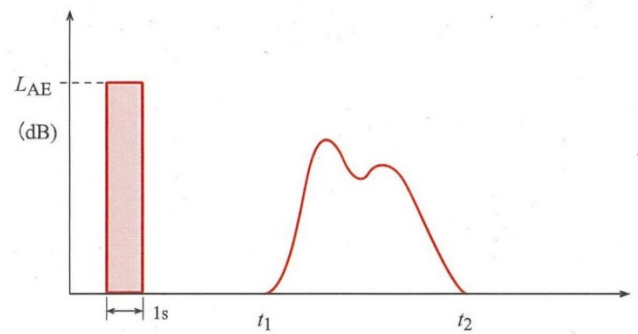


図6 単発騒音暴露レベル

(5) WECPNL と Lden

航空機などによる騒音に関しては、関連する法律に基づき住宅防音工事や移転補償措置を実施できる区域を指定するための騒音レベルの指標として、以前は WECPNL が、現在は Lden による計算方法がある。

これは、両者ともに航空機などの通過ごとに、測定地点に伝搬する音によるエネルギーの大きさを足し合わせ、また、夕方・夜間に発生した場合は、

重み付け計算をした上で、1日間あたりに累積される量を表すという考えに基づき、算出されるものであり、単位は、いずれも「dB」（デシベル）である。

WECPNL と L_{den} の大きな違いは、エネルギーの大きさを算出する際に、WECPNL は騒音レベルのグラフの三角形の近似値により計算するのに対し、 L_{den} はデジタル処理技術の向上により、変化する騒音レベルを積分により、より正確に計算を行うものである（図7）。平成19年12月の環境省の環境基準の改正により、WECPNL から L_{den} に変更された。

これらの指標に基づいて表される数値の程度については、例えば、住宅防音工事の対象区域の基準とされている L_{den} 値 62dB（WECPNL 値 75dB）は、おおよその計算では、1日あたりに最大騒音レベル（ L_{max} ）が 85dB であれば 50 回、80dB の場合は 150 回分の騒音が発生した場合に相当するものと算出される。

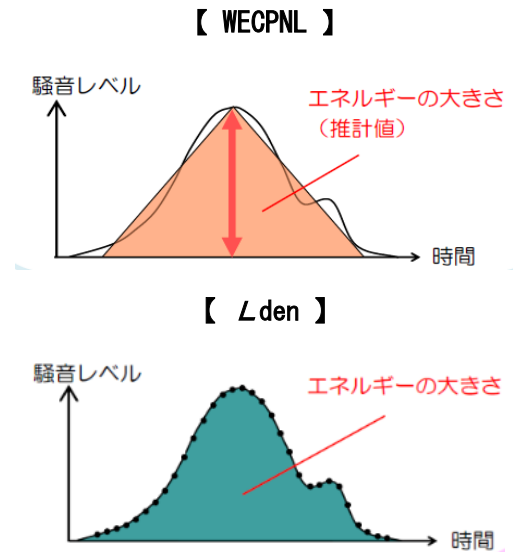


図7 WECPNL と L_{den} の計算の考え方

出典：図1～図2：「低周波音測定方法講習会資料」（環境省）
図3～図6：「騒音計とは」（榊小野測器）（図4及び図5については説明内容と表現を統一するため一部修正した。）

図7：「航空機騒音評価指標の変更について」（国土交通省）

謝辞：本稿の作成に当たっては、倉片憲治・早稲田大学人間科学学術院教授の御協力をいただきました。御礼申し上げます。

騒音・低周波音について

第2回：騒音に係る環境基準

公害等調整委員会事務局

■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い騒音について、公害等調整委員会事務局職員が実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。

第2回からは、騒音に関連した主な環境基準や規制基準等の体系について解説を予定しています。

本稿では、「騒音に係る環境基準」と題し、環境基本法に基づく環境基準として、一般地域及び道路に面する地域の環境基準、航空機騒音に係る環境基準、新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び在来鉄道に係る騒音対策の指針について解説します。

1 環境基本法に基づく環境基準

公害苦情相談業務に従事する地方公共団体の皆さんが環境騒音に係る苦情の問題に取り組むとき、「環境基準」を拠り所とする場面が多々あるかと思われる。環境基準は、環境基本法（平成5年（1993年）成立。前身は昭和42年（1967年）成立の公害対策基本法）に基づくもので、行政上の「目標」として、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について設定されている。設定の視点は「人の健康の保護」及び「生活環境の保全」で、「維持されることが望ましい基準」として定めるものとされている（環境基本法第16条第1項）。ただし、「維持されることが望ましい」というレベルであるため、この基準を超過した状態が、直ちに人の健康への悪影響や生活環境上の支障の発生を意味しているわけではない。

2 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、特定の「区域」に対して適用されるものである（後に具体例で説明）。

環境基準が適用された（定められた）区域に対しては、この環境基準という目標が達成されるよう、行政機関が必要な施策（区域内で発生する騒音の規制など）を講じていく、という制度の構造となっている。したがって、環境基準そのものが直接的な発生源規制の根拠となるというものではない。

現在の騒音に係る環境基準のうち最も古いものは、昭和46年（1971年）に設定されているが、その答申を行った審議会の報告によると、騒音に係る環境基準は「聴力損失等の人の健康に係る器質的、病理的变化の発生の有無を基礎とするものではなく、日常生活において睡眠障害、会話妨害、作業能率の低下、不快感等をきたさないことを基本とすべき」とされている。騒音に係る公害苦情問題への対処において環境基準を参照する場合には、こういった成立の背景を知っておくことも有益であると思われる。

騒音に係る環境基準は、現実の騒音の発生源を考慮に入れて

- ・「一般地域及び道路に面する地域に適用するもの」
- ・「航空機騒音に係るもの」
- ・「新幹線鉄道騒音に係るもの」

の3種が設定されており、それぞれ測定・評価の方法が異なっている。在来線鉄道騒音に係る環境基準は設定されていないが、環境庁（当時）により別途、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」（平成7年12月20日環大―第174号環境庁大気保全局長通知）が定められている。

また、上記3種の騒音に係る環境基準のそれぞれは、いくつかの地域の類型に分けて設定されており、基準値自体及び適用すべき地域の考え方は国で定めているが、個別の地域への当てはめは都道府県知

事（一部の基準に関しては、市の区域内の地域については市長）が行うことになっている。

3 一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準

(1) 基本的な事項

一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準は、表1のとおりである。ただし、下記(2)に示すように幹線交通を担う道路に近接する空間については特例が設けられている。

都道府県知事・市長は多くの場合、環境基準を当てはめる個別の地域として、都市計画法に基づく用

途地域を単位に指定しているようである。表中の都道府県知事・市長による当てはめ地域については、指定をしている全地方公共団体の状況を調べた上で記載しているものではないが、多くの地方公共団体がこの表中の用途地域に対応させて当てはめをしているものと思われる（以下、「航空機騒音に係る環境基準」、「新幹線鉄道に係る環境基準」においても同様）。

また、この「一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準」は、下記(2)も含めて航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用されないという点に注意が必要である。

地域の類型	当てはめる地域 (国の告示)	地方公共団体による当てはめ (都道府県知事・市長による指定)*	地域の区分 (国の告示)	基準値 (国の告示)	
				昼間 (6AM-10PM)	夜間 (10PM-6AM)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	(特定の施設周辺等に対して限定的に当てはめ)		50dB 以下	40dB 以下
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
			車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

*：全ての地方公共団体についてはないが、多くの地方公共団体で採用されている（以降の表についても同様）。

表1 一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準

(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間に対する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間に対しては、表1の基準値ではなく、昼間（午前6時から午後10時まで）については70dB以下、夜間（午後10時から午前6時まで）については65dB以下という基準

値が適用される。

ここでいう「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等のことで、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、2車線以下の車線を有する道路に関しては

道路端から 15m 以内の空間、2 車線を超える車線を有する道路に関しては 20m 以内の空間とされている。

また、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下）によることができる」とされている。

（3）測定・評価方法

環境基準の基準値は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする」とされている。また、騒音の測定方法は、第 1 回セミナーにて紹介した等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）であり、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することとされている。ここで用いる周波数補正回路（周波数重み付け特性）は A 特性である。評価の時期に関しては、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定することとなっている。その他、詳細は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）や「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）などを参照いただきたい。

4. 航空機騒音に係る環境基準

（1）基本的な事項

航空機騒音に係る環境基準は、表 2 のとおりである。

航空機騒音は、道路騒音と異なりどこでも恒常的な環境問題が発生するというわけではなく、航空機の離着陸、低空飛行がある飛行場の周辺で問題となるので、航空機騒音に係る環境基準を適用する地域は、個別の飛行場ごとに周辺の地域が指定されている。

航空機騒音に係る環境基準の個別の地域への当てはめは都道府県知事が行うとされているので、各都道府県知事が個別の飛行場（隣接する都道府県内にある飛行場の場合もある。）ごとに周辺の地域の指定を行うとともに、表 2 の類型ごとに当てはめる、都市計画法に基づく用途地域を指定する方法が採られることが多い。指定された周辺の地域に該当し、かつ、類型ごとに示された用途地域に該当する場合には、その類型の航空機騒音に係る環境基準が適用されるという仕組みである。

周辺の地域の指定については、飛行場の敷地の形や離着陸の方向等から騒音の影響を受ける可能性のある地域を地図上で幾何学的に示すという方法を採用している都道府県もあれば、市区町村単位で指定するという方法を採用している県もある。

この航空機騒音に係る環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用されないとされている。

地域の類型	当てはめる地域 (国の告示)	地方公共団体による当てはめ (都道府県知事による指定) *	基準値 (国の告示)
I	専ら住居の用に供される地域	(都道府県知事が、個別の飛行場ごとに、周辺の地域のうち次の地域を指定) ・第 1 種、第 2 種低層住居専用地域 ・第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域 ・第 1 種、第 2 種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域の定めのない地域	57dB 以下
II	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	(都道府県知事が、個別の飛行場ごとに、周辺の地域のうち次の地域を指定) ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	62dB 以下

表 2 航空機騒音に係る環境基準

(2) 測定・評価方法

環境基準に係る航空機騒音の測定は、原則として連続7日行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音について単発騒音暴露レベル(LAE)を計測するとされている。この測定は屋外で行い、測定点は当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を、測定時期は航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定することとされている。周波数補正回路はA特性を、動特性(時間重み付け特性)は遅い動特性(SLOW)を用いる。

評価においては、まず、上記のLAEを用い、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)で示されている算式を使って時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenからパワー平均を算出(同告示中の別の算式を使用)した上で、これを用いて評価することとなっている。

上記のLAE、Lden、周波数補正回路(周波数重み付け特性)、動特性(時間重み付け特性)などの用語の解説については、第1回セミナー「音に関する基礎知識」を参照いただきたい。

5 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(1) 基本的な事項

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、表3のとおりである。

新幹線の騒音は、新幹線鉄道の沿線において問題となるので、環境基準の適用地域は線路の沿線

に限られている。各都道府県知事が新幹線鉄道の沿線地域の指定を行うとともに、表3の類型ごとに当てはめる、都市計画法に基づく用途地域を指定する方法が採られることが多い。

沿線地域としては、新幹線鉄道の軌道中心線から一定の距離内の地域が指定されることが多いようであり、一定の距離として、200m、300m、400m等の距離が採用されている。おそらく当該都道府県内における新幹線鉄道の走行速度等を考慮に入れたものと考えられる。

この環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとされている。

(2) 測定・評価方法

環境基準に係る新幹線騒音の測定は、新幹線鉄道の上り・下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車の騒音のピークレベルを読み取って行うこととされている。測定は屋外において原則として地上1.2mの高さで行い、測定点は当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか、新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定することとされている。また、測定時期については、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低い時期を避けることとなっており、測定に際しては、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとなっている。

測定したピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均し、これを評価に用いる。

地域の類型	当てはめる地域(国の告示)	地方公共団体による当てはめ(都道府県知事による指定)*	基準値(国の告示)
I	主として住居の用に供される地域	(都道府県知事が、新幹線鉄道の軌道中心線から一定の距離内の地域のうち次の地域を指定) ・第1種、第2種低層住居専用地域 ・第1種、第2種中高層住居専用地域 ・第1種、第2種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域の定めのない地域	70dB以下
II	商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	(都道府県知事が、新幹線鉄道の軌道中心線から一定の距離内の地域のうち次の地域を指定) ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	75dB以下

表3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

6 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

新幹線鉄道以外の在来鉄道の騒音に適用される環境基準は現時点ではないが、環境庁が平成7年(1995年)に「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」を策定し、都道府県知事・政令指定都市市長宛てに通知している(表4)。

この指針は、在来鉄道の新設又は大規模改良に係る環境影響評価に際して活用すること(在来鉄道の

新設又は大規模改良の計画がこの指針に適合するものとなることを求める)等により騒音問題の未然防止を期待して策定されたもので、地方自治体以外に関係省庁にも協力の依頼が行われている。

なお、この指針の適用に当たっては「許容限度や受忍限度とは異なることに注意が必要」とされているため、公害苦情の対応においても留意する必要がある。

在来鉄道の種類	指 針
新線	等価騒音レベル(LAeq)として、 ・昼間(7-22時)については60dB(A)以下、 ・夜間(22時-翌日7時)については55dB(A)以下とする。 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

表4 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

参考：表1～4は、以下を参考に公害等調整委員会事務局で作成。

表1：環境省告示「騒音に係る環境基準について」

表2：環境省告示「航空機騒音に係る環境基準について」

表3：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

※上記告示に対応する都道府県知事等による指定と組み合わせ

表4：環境庁通達「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」

■次回予定

次回の誌上セミナー「騒音・低周波音について」(第3回)では、騒音規制法の規制基準についての解説を予定しています。引き続き御活用ください。

騒音・低周波音について

第3回：騒音規制法の規制基準

公害等調整委員会事務局

■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い騒音について、公害等調整委員会事務局職員が実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。前回セミナー（第2回）では、騒音に係る環境基本法に基づく環境基準について解説しました。本稿では、環境基本法の実施法と位置付けられる騒音規制法の規制基準について解説します。

1 騒音規制法の体系

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）においては、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、

- ・工場及び事業場における事業活動に伴って発生する相当範囲にわたる騒音
- ・建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音

の規制が講じられ、また、

- ・自動車騒音に係る許容限度の設定等

が行われている。これらは、第2回セミナーで紹介した騒音に係る環境基準を達成するための重要な手段（図1）となっているほか、地域住民からの苦情や相談等に適切に対応するためにも活用されるものである。

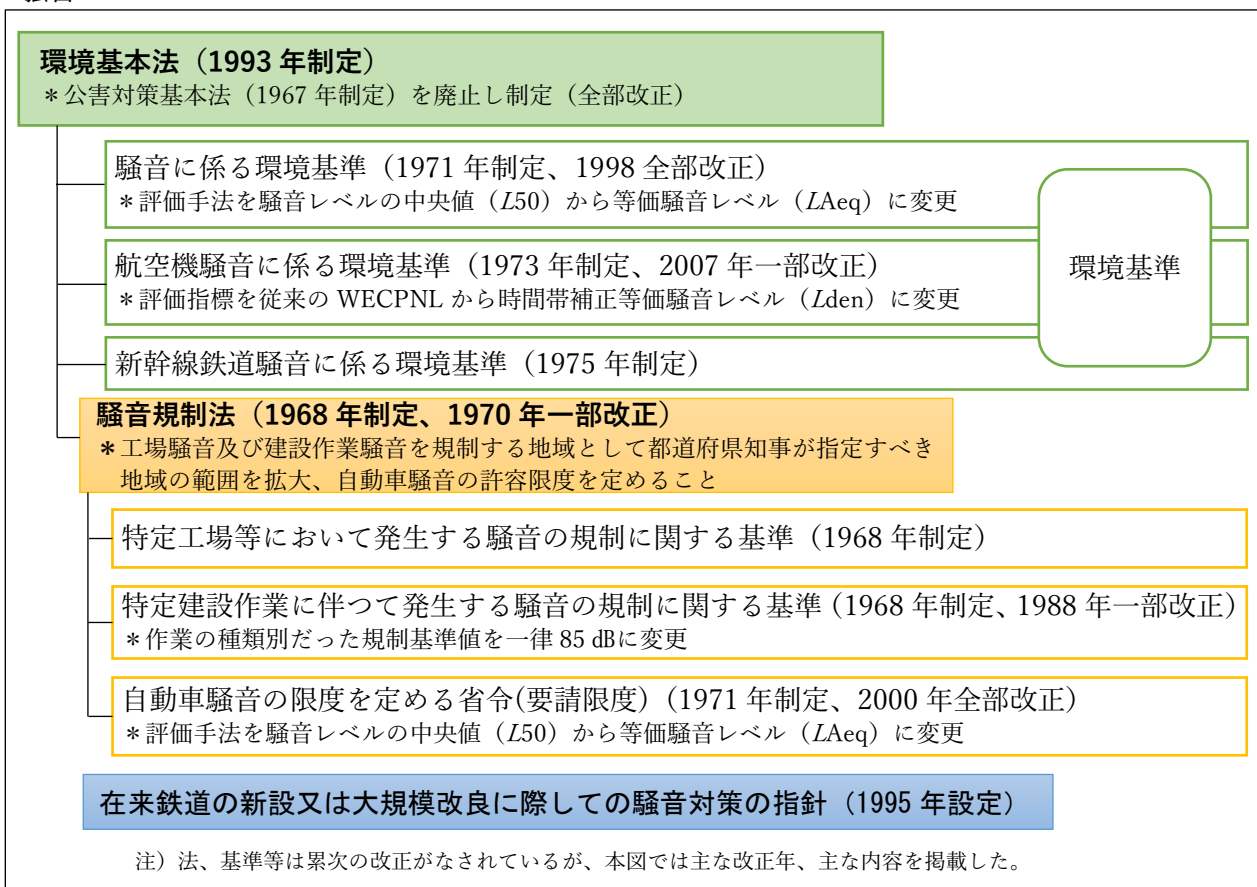


図1 環境騒音に関する規制・基準等の体系

2 工場・事業場に対する規制

(1) 規制の対象

工場・事業場から発生する騒音については、法第5条において「指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない」と規定されている。

ここでいう「指定地域」とは、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が、「住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に

伴って発生する騒音について規制する地域として指定した地域」を指し、多くの地方公共団体が都市計画法に基づく用途地域(工業専用地域を除く。)が指定されている。

また、「特定工場等」とは「特定施設を設置する工場又は事業場」のことであり、「特定施設」とは「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生させる施設であって政令で定めるもの」をいい、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)により表1に掲げる施設が定められている。現在、全国で約20万の工場・事業場が「特定工場等」としてこの規制の対象となっている。

番号	大分類	小分類
1	金属加工機械	<ul style="list-style-type: none"> ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものに限る。) ・製管機械 ・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。) ・液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・機械プレス(呼び加圧能力が294 kN以上のものに限る。) ・せん断機(原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ・タンブラー ・切断機(といしを用いるものに限る。)
2		空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)
3		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)
4		織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る。) ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。)
6		穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)
7	木材加工機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力の合計が2.25 kW以上のものに限る。) ・碎木機 ・帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。) ・丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。) ・かんな盤(原動機の定格出力の合計が2.25 kW以上のものに限る。)
8		抄紙機
9		印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10		合成樹脂用射出成形機
11		鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

表1 騒音規制法の特定施設

(2) 規制基準

法第5条に規定されている「規制基準」とは、「特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度」と定義されている。

国は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)について表2に示す内容を告示しており、具体的な区域、時間の区分及び基準値は、都道府県知事(市の区域内の地域について

は、市長。)がこの表に示す基準の範囲内で定めることとなっている。これに従って都道府県において、区域に関しては都市計画法の各種の用途地域(例えば、第1種:低層住居専用地域、第2種:中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域、第3種:近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、第4種:工業地域)が、時間の区分に関しては具体的な時間帯(例えば、朝:6時~8時、昼間:8時~19時、夕:19時~23時、夜間:23時~6時等)が設定されている。

区域の区分		規制基準		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域	45~50 dB	40~45 dB	40~45 dB
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保全を必要とする区域	50~60 dB	45~50 dB	40~50 dB
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	60~65 dB	55~65 dB	50~55 dB
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	65~70 dB	60~70 dB	55~65 dB

昼間:午前7時又は8時~午後6時、7時又は8時

朝:午前5時又は6時~午前7時又は8時

夕:午後6時、7時又は8時~午後9時、10時又は11時

夜間:午後9時、10時又は11時~午前5時又は6時

※ 第2、3、4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が5dB減じることができる。

表2 特定工場等における規制基準

規制基準は、その定義から分かるように、直接的には「特定施設」にではなく「特定工場等」に課せられているものであり、また「敷地の境界線」において遵守されるべきものであるため、基準をクリアするための方策には数多くの選択肢があり得る。例えば、

- ・規模の小さな(発生する騒音が小さな)特定施設を導入する
- ・規模の大きな特定施設を設置する場合は敷地境界から遠い位置に設置する
- ・規模の大きな特定施設を設置した場合でも騒音の出にくいような稼働条件で稼働させる

・敷地内の建屋の壁を遮音機能の高いものにする
 などがあり得る。一方、「特定工場等」単位で規制されていることから、工場騒音の規制は、施設単位ではなく、工場単位で行われるものである。そのため、特定施設以外の施設に係るものも含め、特定工場等から発生する全ての騒音が適用の対象となり、騒音の合算で規制基準を遵守する必要があるということになる。

(3) 規制基準を担保する仕組み**①特定施設の設置は事前の届出が必要**

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、特定施設の種類ごとの数、騒音の防止の方法等を市町村長に届け出なければならないとされている（法第6条第1項）。

②届出がなされた内容は騒音防止の観点からチェックされ、場合によっては勧告が発せられる

市町村長は、届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる（法第9条）。

③操業開始後に特定工場等において発生する騒音が問題となった場合には改善勧告が発せられる可能性がある

市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる（法第12条第1項）。

④改善勧告に従わない場合には、改善命令を受ける

市町村長は、上記②の勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、③の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、

②又は③の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができるとされている（同条第2項）。

(4) 測定・評価方法

特定工場等からの騒音が規制基準に適合しているかどうかを判定する測定においては、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。また、測定は、日本産業規格で定められた方法（JIS-Z8731）で行うとされている。

法に基づく規制基準に適合しているかどうかは、音の時間的变化に合わせて下記の4つのタイプによって判定する（この点は一般地域等に対する環境基準への適合状況の判定とは異なる。）。騒音の大きさは、具体的に次により決定するとされている。

- ・騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
 - ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
 - ・騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値
 - ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値
- なお、「90%レンジ」というのは、測定値の高い方の5%と低い方の5%を除いた中央の90%の測定値の幅、ということなので、「90%レンジの上端の数値」というのは、測定値の高い方の5%を除外したあとの最大値（第1回セミナーで紹介された「L5」）ということになる。

3 建設工事に対する規制

(1) 規制の対象・規制の仕組み

法により規制を受ける建設作業は「特定建設作業」と呼ばれ、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの」と定義され、騒音規制法施行令により表3に掲げる作業がリストアップされている。

特定建設作業も実施に当たって事前の届出が必要であり、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、その特定建設作業の開始の日の7日前までに特定建設作業の場所及び実施の期間、騒音の防止の方法等を市町村長に届け出なければならない（法第14条第1項）。ここでの「指定地域」とは、工場・事業場の場合のものと同じである。全国では年間8～9万件の建設工事について、この届出がなされている。

特定建設作業を開始した後に騒音が問題とな

った場合には改善勧告が発せられる可能性がある。市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる（法第15条第1項）。また、市町村長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる（同条第2項）。

作業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

表3 騒音規制法施行令が掲げる特定建設作業

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」として、国から表4に示す内容が告示されている。御覧いただければ分かるとおり、単に騒音の大きさについての基準が示されているだけではなく、作業時間帯、1日当たりの延べ作業時間、連続作業時間及び日曜・休日の作業の可否についての基準も示されている。

騒音の大きさの基準は特定建設作業の場所の敷地の境界線において適用されるものであり、また、連続作業時間の基準は同一場所における連続作業時間に対して適用されるものである。

この告示に基づき、多くの都道府県知事・市長により、都市計画法に基づく用途地域のほとんどが第1号区域として指定され、第2号区域として

は工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域が指定されている。

この基準に関しては、災害その他非常事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合等、一部について適用を除外している。詳細については「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）を参照いただきたい。

(3) 測定・評価方法

特定建設作業に伴って発生する騒音が規制基準に適合しているかどうかを判定する測定及び評価の方法は、特定工場等の場合において示した測定・評価方法と同様である。

区域	区域の区分	騒音の大きさ	作業時間帯	1日当たり作業時間	作業時間(注1)	作業日
第1号	指定地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が指定した区域(注2)	敷地境界において85dBを超えないこと	午後7時～午前7時に行われないこと	10時間以内	連続6日以内	日曜日、その他の休日でないこと
第2号	指定地域のうち第1号区域以外の区域		午後10時～午前6時に行われないこと	14時間以内		

(注1) 同一場所における連続作業時間。

(注2) ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

・学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内

(注3) 災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合等、一部適用除外あり。

表4 騒音規制法に基づく特定建設作業に対する規制基準についての国の告示

4 自動車騒音に係る要請限度

自動車騒音に関しては、法の制定当初は規制の対象とされていなかったが、昭和46年(1971年)に、自動車単体が発生する騒音の大きさについての「許容限度」と、道路施設への規制として「要請限度」が定められた。前者は、個々の自動車がある条件で走行する場合に発生する騒音に対する規制であり、自動車メーカーに遵守が求められるものなので本セミナーでは紹介は省略し、後者の「要請の限度」について解説する。

市町村長は、指定地域について、騒音の大きさの測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする(法第17条第1項)。

この環境省令(騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号))で定める限度及び同省令に基づき都道府県知事等が当てはめた地域は、表5のとおりである。

この表で示されている地域の区分等は、第2回セミナーで紹介した「一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準」の地域の区分等と非常に類似しており、騒音レベルの数値が異なっているだけとの印象を受けるが、環境基準はその数値基準を超えている状態が直ちに行政措置に結びつくものではないのに対し、本要請限度は、環境省令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、市町村長が法に基づく要請をすることになるという点で性格が異なっている。

道路交通法の規定による措置とは、信号機又は道路標識等の改定による交通整理、歩行者や車両の通行の禁止、最高速度の制限等である。

また、表5の定めにかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事(市の区域内の区域に係る限度については、市長。)及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとすることができるとされている(上記環境省令第4条)。

区域の区分	都道府県知事等による当てはめ地域*	車線	要請限度	
			昼間 (6AM ~10PM)	夜間 (10PM ~6AM)
a区域(専ら住居の用に供される区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域)	第1種、第2種低層住居 専用地域 第1種、第2種中高層 住居専用地域 田園住居地域	1車線を有する道路に 面する区域	65dB	55dB
		2車線以上の車線を有 する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域(主として住居の用に供される区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域)	第1種、第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない 地域	1車線を有する道路に 面する区域	65dB	55dB
		2車線以上の車線を有 する道路に面する区域	75dB	70dB
c区域(相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面 する地域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近 接する区域			75dB	70dB

* 全ての地方公共団体についてはないが、多くの地方公共団体で採用されている当てはめ。

表5 自動車騒音に係る環境省令で定める要請限度及び都道府県知事等による地域の当てはめ

5 騒音規制法と地方公共団体の条例との関係

騒音に関する苦情相談等の案件では、法に基づく規制以外に条例に基づく規制も関係してくる場合があります、法と条例の関係について疑問を持たれることもあると思う。法は第27条第2項において「この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であって特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であって特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴って発生する騒音に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。」旨を定めており、いわゆる「横出し規制」が明示的に認められている。騒音規制は歴史的に、いくつかの都道府県等において条例による規制が法規制に先行して導入されてきた

という経緯があり、この規定は、法制定時に既存の条例規制に配慮するという意味合いも込めて置かれているものである。

この規定に対応して都道府県を中心に横出し規制などの条例が制定されており、法で規制されていない種類の施設、工場・事業場や建設作業に対して、届出を課す、騒音の大きさに係る規制基準を設ける等の必要な規制が導入されている。

また、地方公共団体の中には、騒音規制法で規制されていない種類の行為や事業形態、例えばカラオケ、拡声器の使用、大型小売店の夜間営業等について騒音発生防止の観点から独自の規制条例を定めているところもある。さらに、条例以外の要綱等を制定して事業者指導等の根拠としている地方公共団体もあり、地域ごとの実情に応じた様々な騒音問題対応の手段が用意されている。

■次回予定

次回の誌上セミナー「騒音・低周波音について」（第4回）では、低周波音苦情への対応のための参照値、判例における受忍限度等の紹介を予定しています。引き続き御活用ください。

騒音・低周波音について

第4回：低周波音苦情の対応のための参照値等

公害等調整委員会事務局

■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い騒音について、公害等調整委員会事務局職員が実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。

これまで3回にわたって音に関する基礎知識や騒音に係る規制基準等の制度面について解説してきました。

最終回となる本稿では、近年、苦情が増加傾向にある低周波騒音に的確に対応するために必要な「低周波音苦情の対応のための参照値」のほか、騒音問題に関する幅広い知識を習得していただくため、「世界保健機関(WHO)『欧州地域向けの環境騒音ガイドライン』」、「騒音関係の判例における受忍限度」、「公害等調整委員会において取り扱った騒音関連事件」について解説します。

1 低周波音苦情の対応のための参照値

(1) 低周波音に係る苦情

騒音に係る苦情の中で、近年、低周波音に起因するものが目立っている。低周波音とは、第1回セミナーで紹介したように、我が国では周波数が約100 Hz以下の音のことである。

低周波音に係る苦情は、「物的苦情」(窓や戸などの建具がガタガタする、置いてある花瓶ががたつく等)と「心身に係る苦情」(夜中に目が覚める、不快感や圧迫感を感じる等)とに大別される。心身に係る苦情の方は、低周波音にさらされたときに誰でも同じように苦情を訴えるかということ、そうではなく、非常に耳障りに感じる人もいれば、全く気にしない人もいて、感じ方は個人差が大きい。

また、苦情が発生する音波の強度(音圧レベル)の限度が周波数ごとに異なるという特徴があり、環境基準や騒音規制法の規制基準等において採用されているトータルでの音圧レベルの抑制対策とは異なった考え方で対応を考える必要がある。

(2) 参照値

低周波音問題に係る上記のような特徴を踏まえて、平成16年6月に環境省から「低周波音問題対応の手引書」が公表されており、その中で低周波音問題対応のための「評価指針」の一部として「低周波音苦情の対応のための参照値」が示されている。

参照値を含む評価指針は、工場、事業場、店舗、近隣の住居等に設置された施設等の固定発生源からの低周波音により、物的苦情及び心身に係る苦情が発生している場合に適用するものとされている。

参照値より音圧レベルが高い低周波音が観測されていると当該低周波音が苦情の原因となっている可能性があり、参照値は低周波音問題への対応を考えるに当たってこのような判断の材料として利用することが想定されたものである。

参照値として、物的苦情に関するものと心身に係る苦情に関するものが示されている。

物的苦情に関する参照値は、1/3オクターブバンドの中心周波数(Hz)ごとの音圧レベル(dB)によって示されている(表1及び図1参照)。物的苦情は、低周波音の中でも低い周波数帯にお

いては音圧レベルが低くても発生しやすく、高い周波数帯では相当な音圧レベルでないと発生しない(又は発生しにくい)という傾向があり、参照値はこのような傾向を踏まえて設定されている。

心身に係る苦情に関する参照値は、1/3 オクターブバンド中心周波数ごとの音圧レベル(表2及び図1参照)とG特性での音圧レベルの数値(92 dB以下)で示されている。心身に係る苦情の方は物的苦情とは逆に、10 Hzといった低周波音の中でも特に周波数が低い辺りではか

なり高い音圧にならないと発生しない(そもそも人間の聴覚は、こういった周波数帯の音には感度が低い)が、比較的高い周波数領域では音圧が余り高くなくても発生する。また、G特性での音圧レベルというのは、第1回セミナーで簡単に紹介しているが、人の耳の感覚に近づけるよう、周波数ごとに音圧の補正を行う操作を施した音圧レベルのうち、1~20 Hzという特に周波数の低い領域(「超低周波音」と呼ばれる)に係るものである。

1/3 オクターブバンド 中心周波数 [Hz]	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル [dB]	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

表1 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数 [Hz]	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル [dB]	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

注) 心身に係る苦情に関する参照値は、上記表及びG特性音圧レベル $L_G = 92$ dB。

表2 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

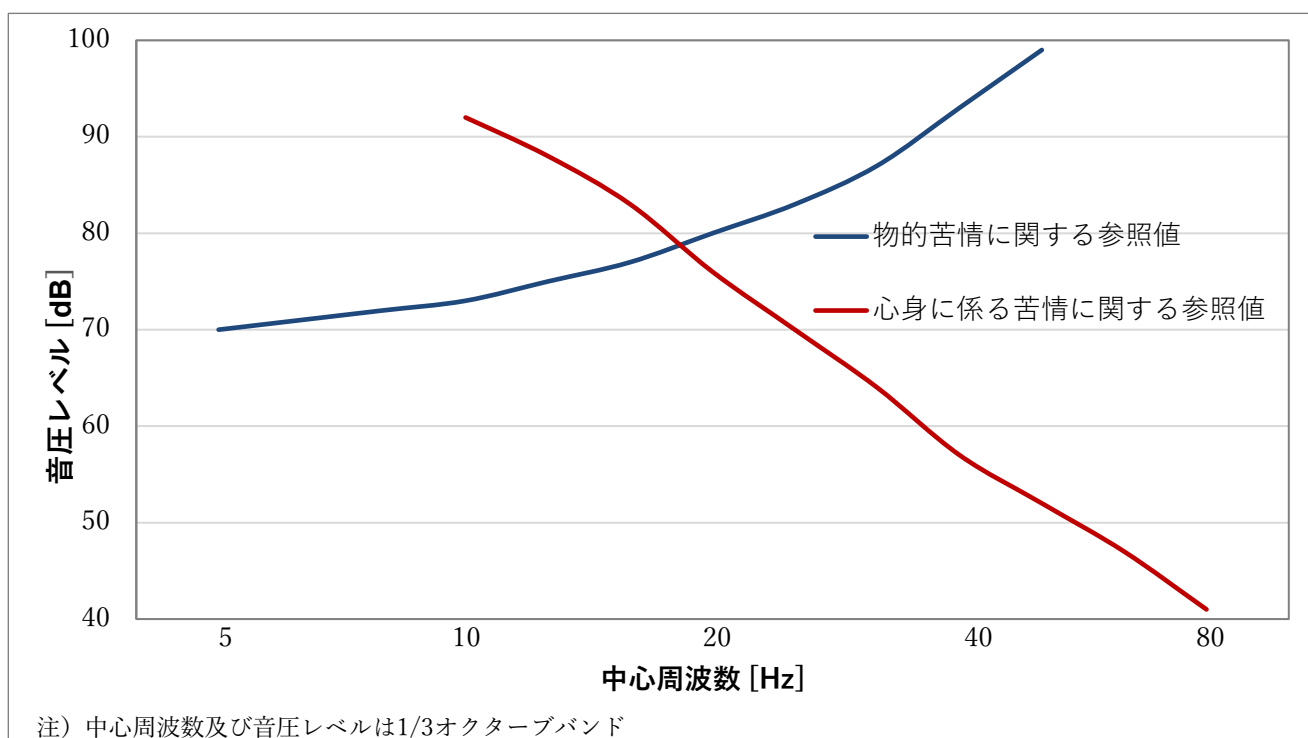


図1 低周波音による物的苦情及び心身に係る苦情に関する参照値の相関性

(3) 低周波音の測定方法

低周波音の音圧レベルは、マイクロホンを取り付けた低周波音圧レベル計を用いて測定し、実時間周波数分析器等に接続することにより1/3オクターブバンドの周波数分析等を行う。これらの点も含めて測定方法は原則として「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁)及び「低周波音問題対応のための「手引」」(上記「手引書」の一部)によるものとするとしてされており、詳細についてはこれらを参照いただきたい。

測定場所については、物的苦情に関しては「問題となる住居等の建物の屋外で、建物から1～2m程度離れた位置」にて測定し、心身に係る苦情に関しては「苦情者の住居などの問題となっている部屋の問題となっている位置」にて原則として「窓を閉めた条件」にて測定するとされており、周波数測定範囲は、原則として1/3オクターブバンド中心周波数1Hz～80Hzである。

(4) 低周波音の評価方法

評価においては、物的苦情に関しては、まず、施設・設備機器等を稼働・停止させ、低周波音と建具等のがたつきとの対応関係を調べる。

施設等の稼働・停止と、建具等のがたつき現象の発生状況が対応していれば、原因はその施設であると確認できる。発生源の稼働状況と建具等のがたつきとの対応関係がない場合、又は対応関係が不明の場合は、異なる発生源である可能性もあるので、慎重な検討が必要である。

次に、測定結果をもとに評価指針の参照値に照らして判断を行う。測定された低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベルを表1と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられるとされており、一方、参照値未満の場合であっても、建具が軽くて鴨居との隙間が多い構造などの場合は、まれにがたつきが発生することもあるため、参照値を参考にして問題となる周波数を推定し、発生源を再度調査する。なお、参照値未満にもかかわらず、建具

等のがたつきが発生している場合は地盤振動等の可能性を検討する。

心身に係る苦情についても、発生源の稼働状況と苦情内容との対応関係を検討することが重要である。

次に、測定結果をもとに評価指針の参照値に照らして判断を行う。G特性で92dB以上であれば20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられ、測定された低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベルを表2と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられるとされている。

なお、このどちらにも当てはまらない場合であっても、低周波音が原因である可能性を否定できないことから、個人差があることも考慮し判断する必要があるほか、100Hz以上の騒音や地盤の振動などが考えられるため、個別の苦情について様々な原因を総合的に検討する必要があるとされている。

(5) 参照値の取扱い

この参照値の取扱いに当たっては、次の事項に留意することとされており、平成20、26、29年に事務連絡にて環境省水・大気環境局大気生活環境室から各都道府県、市・特別区環境主管部(局)騒音振動担当官宛てに周知されている。

- ①参照値は、固定発生源(ある時間連続的に低周波音を発生する固定された音源)から発生する低周波音について苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安として示したものである。
- ②参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。
- ③心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。

なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する

る実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているため、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。

2 世界保健機関 (WHO)「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」

環境騒音(労働環境における騒音とは異なるもの)に係る国際的な動向についても少し触れることとしたい。世界保健機関 (WHO) の欧州地域事務局は、欧州地域向けに「環境騒音ガイドライン」を策定しており、1999年にその初版が公表され、2018年に改訂が行われている。ガイドラインの主な目的は、環境騒音曝露から住民の健康を保護するための勧告を策定することにある。

ガイドラインの内容等については本誌 103号(令和2年11月)の「欧州地域向けの環境ガイドラインに関する調査検討について」にて解説がなされているので、ここでは省略することとする。

このガイドラインは欧州地域向けのものなので日本に直接適用されることはないが、国際的なインパクトは大きく、日本でもその内容の調査研究が様々な機関で行われている。日本の騒音に係る公害苦情においても、このガイドラインが引用される可能性がないわけではない。

3 騒音関係の判例における受忍限度

騒音に係る公害苦情が民事訴訟の提起や公害等調整委員会の裁定申請にまで至った場合には、判決等に向けて審理が進められるが、このような場面においては「当該騒音による被害が受忍

限度を超えているかどうか」という点が判断の重要な要素となることが多い。

「受忍限度論」は、民事裁判における不法行為の成立要件の一つである「権利侵害」(違法性)の有無を判断するための基準として騒音に係る訴訟においても数多くの判決で採用されてきたもので、「侵害行為による被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超える場合に不法行為上の違法性がある」という考え方である。

受忍限度がどのような内容のものになるかは個別の事例ごとに異なり、受忍限度超過の判断は必ずしも騒音レベルで示されるとは限らず、また、騒音レベルで示される場合にも、一律に定められている公法上の騒音に係る基準等(環境基準、騒音規制法の規制基準、低周波騒音苦情への対応のための参照値等)が採用されるとは限らない(採用された場合でも、公法上の規制基準等に違反することと不法行為上の違法性があることは必ずしもイコールではない)。

個別の事例(訴訟等)において受忍限度をどのような事情に基づいて設定するか、については最高裁の判例(最高裁判所 平成6年3月24日判決、平成10年7月16日判決等)において示されているものがある。これによると受忍限度は、

- ・侵害行為の態様と侵害の程度
 - ・被侵害利益の性質とその内容
 - ・侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度(受益と損失の彼此相補性)
 - ・当該地域の従来からの環境
 - ・侵害行為の開始とその後の継続状況
 - ・その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果
- 等の多様な事情が考慮され判断されることになる。

騒音発生源	案件内容 請求内容	裁判所 判決日	判決における受忍限度 超過の有無の判断	判決において示された受忍限度 に係る騒音レベル等の数値
工場・事業場	製材工場/損害賠償	仙台高裁 1993/12/20	超過有と判断	本件における受忍限度は、屋内で昼間55ホンである。
	菓子工場/損害賠償・騒音差止	大阪地裁 1987/4/17	損害賠償、差止とも超過有と判断	(損害賠償、差止とも)朝50ホン、昼間55ホンを超える騒音は受忍限度を超える。
	ローブ製造工場/損害賠償	最高裁 1967/10/31	超過有と判断	(受忍すべき騒音の程度を55ホン程度とした)名古屋高裁の判断は正当として是認できる。

第4回：低周波音苦情の対応のための参照値 等

道路	国道43号線／損害賠償	最高裁 1995/7/7	一部の原告につき、超過有と判断	敷地におけるLAeqが65dB以上の原告は距離の遠近に関わらず、LAeqが60dBを超える原告については距離が20m以内の者は、道路からの騒音が受忍限度を超えるとした大阪高裁の判断に違法はない。
鉄道	東海道新幹線／損害賠償・騒音差止・高速走行差止	名古屋高裁 1980/4/12	損害賠償は一部の原告につき、超過有と判断。差止は受忍限度を超過していないとして棄却	損害賠償の一般的受忍限度値は73ホン、防音工事施工後における修正受忍限度値は76ホンである。
航空機	小松基地／損害賠償・離着陸差止	金沢地裁 2002/3/6	損害賠償は一部の原告につき、超過と判断。差止は受忍限度に触れず棄却	WECPNL値で75以上の騒音コンター内に居住する原告は本件飛行場使用に伴う騒音により皆等しく受忍限度を超える被害が生じている。
	厚木基地／損害賠償・離着陸差止	東京高裁 1999/7/23	損害賠償は一部の原告につき、超過有と判断。差止は不適法として却下	WECPNL80以上の区域に居住し又は居住していた原告らは受忍限度を超える被害を受けたと認めるのが相当。
工事	大阪地下鉄延長工事／損害賠償	大阪地裁 1989/8/7	一部の原告につき、超過有と判断	とりわけ、夜間室内55ホンを超えた騒音による被害は許容の限度を超えたものとして原告らに受忍を強いることは相当でない。
	マンション居室改築工事／損害賠償	東京地裁 1997/10/15	超過有と判断	推定される原告居室での伝搬音が73dB（窓閉、窓開）となる工事が行われた日の騒音は受忍限度を超えた。

注) 「ホン」は、以前、騒音に係る環境基準、騒音規制法等において用いられていた騒音の大きさの単位。「デシベル」(dB)とほぼ同じ。

表3 騒音の受忍限度に係る裁判例

表3で示した裁判例においては、測定された或いは予測される騒音レベルの騒音被害が受忍限度を超えているかどうかを示されているか、受忍限度が具体的な数値によって示されているか。ただし、これらは飽くまで例示であり、他にも数多くの裁判例があることに注意していただきたい。

なお、受忍限度が判断の材料として用いられる民事手続上の請求には、損害賠償請求と差止請求がある。騒音に係る訴訟において「受忍限度を超える」として損害賠償を認容した裁判例はかなりあるが、差止めに係る受忍限度は損害賠償より厳しく判断されているのが現状であり、認容した裁判例は多くはない。

4 公害等調整委員会において取り扱った騒音関連事件

公害等調整委員会(以下「当委員会」という。)において取り扱った騒音関連の公害紛争処理事件の傾向の変遷や現状について簡単に紹介することとしたい。なお、地方公共団体における公害苦情の状況については、毎年、当委員会において全国の状況を取りまとめており、直近では

令和元年度の状況について、昨年12月に公表している。その概要は、本号15ページに掲載している。そちらを参照願いたい。

当委員会では公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき、重大事件や広域処理事件、県際事件の公害調停を行うほか、責任裁定(公害に係る被害が発生した場合に、損害賠償責任の有無に関し法律判断を行うもの)、原因裁定(公害に係る被害が発生した場合に、加害行為と被害との間の因果関係の存否に関し法律判断を行うもの)といった手続も行っており、事件によっては手続の中で、専門委員を任命し、専門の事項について調査したり、職権で国費による環境調査を行ったりといった専門的知見を活用した対応を行うという特長がある。

(1) 騒音関連事件受付の変遷・都道府県別分類

当委員会では令和元年度末までに全320件の事件を受け付けているが、騒音に関連する事件は134件(41.9%)と典型7公害の中で最も多い。また、約50年間の変遷を見ると、平成21年以降に受け付けた事件数が約75%を占めており、

誌上セミナー「騒音・低周波音について」

それ以前と比べて騒音関連事件の比率が増加している。また、騒音関連事件の約63%の84件が関東地域（東京都が約31%）であり、次いで中部・北陸地方（22件）、近畿・中国地方（15件）、四国・九州地方（11件）の順となっている。

（2）騒音関連事件における発生源

当委員会が受け付けた騒音関連事件では、発生源としては、工場の操業、工事等の事業活動の比率が最も高く約39%となっている。次いで多いのは、空調や電気設備等の機械の稼働（約32%）であり、航空機、鉄道、道路などの交通も決して少なくはない（約22%）。また、振動や悪臭などの要因を伴うもののほか、低周波音の影響として申し立てられる事件も全体の約25%を占めており、当委員会ではこれまで多様な騒音問題を取り扱ってきている。

（3）申請人・被申請人の状況

申請人は、半数の事件（約52%）が1人での申請であり、申請人4人以下の事件が大部分（約84%）を占める。ただし、100名を超える大人数から申請がなされた事件も数件ある。また、企業や公的団体などの組織が被申請人となるケースが約87%であるが、近年は個人が被申請人である事件が増加しており、近隣紛争的色彩の濃い案件のウェイトが上がっていることがうかがえる。

（4）終結に関する状況

令和元年度末までに終結した騒音関連事件（119件）においては、裁定において一部を認容する又は調停が成立することにより終結した事件の割合は約37%であるが、平成20年度以前ではその割合は約53%であった。また、受付から終結までの期間については、約78%の事件では、上記のような専門的知見を活用した案件でも受付後2年以内に終結にまで至っているが、

申請人数が多い案件等数件においては5年以上の期間を要している。

5. おわりに

「騒音・低周波音について」の本誌上セミナーは、本稿で完結する。

ここまで音に関する基礎知識、騒音に係る環境基準、騒音規制法に係る規制基準、低周波音苦情の対応のための参照値、騒音関係の判例における受忍限度等、制度的な側面を中心に解説を重ねてきた。現実には環境基準や騒音規制法の規制、低周波音苦情の対応のための参照値が遵守されている現場においても騒音苦情は発生しており、これら諸制度の適用だけでは問題の解決に直結しないこともあると思われるが、行政としては最低限これらを遵守させることが紛争解決へ向けての第一歩となると考えられる。その過程においては、基準値や規制対象施設の詳細までは必要ないが、諸制度の骨格、概要を頭の中に入れておいた方が諸対応を円滑に進めることができると思慮する。

また、現場の問題解決に向けては、騒音低減技術についての情報も重要と思われる。本稿ではこの側面については取り扱わなかったが、既に多数の成書があり、今日ではインターネットからでも比較的容易にこのような情報を入手できる。

こういった個別の事例に適応すべき様々な手段を整理することと併せて、過去や他の地方公共団体における同様の紛争事例に係る情報も問題解決において参考となると思われる。当委員会は年一度開催しているブロック会議において地方公共団体間の紛争事例の情報共有の場を提供しているため、このような場面を活用して情報を得たり人脈を広げたりというのも苦情対応の方策の一つとして考えていただきたい。

本セミナーにて解説した情報や当委員会でも共有の場を提供している情報が、様々な現場の騒音苦情解決の足がかりとなれば幸いである。

